

令和 6 年

第 7 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 6 年 12 月 6 日  
至 令和 6 年 12 月 13 日

飯 舘 村 議 会

令和6年第7回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 6	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 7	土	休 日		
第3日	12. 8	日	休 日		
第4日	12. 9	月	休 会		議案調査
第5日	12. 10	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 11	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～8番）
第7日	12. 12	木	休 会		議案調査
第8日	12. 13	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会



令和6年12月6日

令和6年第7回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和6年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年12月6日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和6年12月6日 午前10時10分				
	閉議	令和6年12月6日 午前11時27分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 菅野 新一			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	会計管理者	庄司稔	○	農事委員 局長	三瓶真	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員 会長	原田直志	○
代表監査委員	高野孝一	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年12月6日（金）午前10時10分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時10分）

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程、議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件2件、その他案件3件、計10件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。11月14日に広報編集特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が12月2日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は8名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から令和6年11月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの8日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出の議案第82号から議案第90号及び承認第1号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和6年第7回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

このたび多くの村民の皆様への負託を受け、2期目の村政を担わせていただくことになりました。村民の皆様のご期待に応えるべく、全力を尽くして職責に当たらせていただくに当たり、所信を申し上げます。

これまでの4年間、復興のその先の将来像として、「明日が待ち遠しくなるような、ワクワクする楽しいふるさと」を築き上げることを目標として、村民の皆様への多大なるご理解とご協力をいただきながら鋭意取組を進めてまいりました。

2期目の村政を担わせていただくに際し、これまでの構想や事業をさらに多くの方々の協働によって深め、発展させていきたいという思いを込め、新たに「手と手を取り合って、さらにワクワクするふるさとへ」をスローガンとして提唱いたします。

また、新たな4年間の村政運営を進める上での5つの基本政策は、1つ目が「生きがいとなりわいの力強い再生と発展をさらに深める」、2つ目が「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとを具体化する」、3つ目が「情報通信技術（ICT）による新たなふるさとを目指す」、4つ目が「ふるさと資源のフル活用をさらに推進する」、5つ目が「生き生きとした学びの場を育む施策をさらに深める」であります。

これら5つの基本政策実現に向けた重点事項を幾つか申し上げます。

まず、産業団地の早期整備です。「なりわい」と「雇用」の創出、「定住者」の増加を目的とした企業誘致、産業振興を進めるためには、産業団地の早期整備が必要不可欠です。深谷地区の相馬農業高等学校「飯館校」跡地につきましては、去る11月1日に県から無償譲渡していただきましたので、これまでの「農業の担い手を育む場所」から、「新たな働き手を招き入れ『村を興す』拠点」として再生し、発展させていきたいと考えております。また、帰還困難区域にも企業が進出していただいたことを踏まえ、村全体の立地条件を広く周知し、企業誘致を推進してまいります。

次に、道路整備です。企業誘致のために必要となるのが村へのアクセス道路の整備と考えており、国道399号線の道路改良に加え、東北中央自動車道「霊山・飯館インターチェンジ」からのアクセス道路の整備に向けた福島県や国などへの要望を、関係自治体・関係機関との連携強化の中で鋭意進めてまいります。

次に、福祉政策です。現在の村外居住者は約1,500人で、うち6割が高齢者ですので、高齢化の進捗スピードを見据えた対策をより具体的に進めてまいります。これまでの4年間においても、広大な村内において、高齢化により移動が困難となる方が急増していく将来をいち早く想定して、「訪問型」の各種施策を進めてまいりました。見守りを兼ねた「移動訪問販売」や、村が直接雇用する医師による「訪問診療」、村内唯一の訪問看護ステーションが雇用する「企業雇用型地域おこし協力隊の採用」などです。一方で、現在訪問介護事業者が村におりませんので、今後需要が増すと予想される介護事業に対応するため、誘致を進めてまいります。

さらには、運動やスポーツを楽しむことで、村民の皆様の「健やかさ」を保ち増進していく、まさに「健康寿命」を延ばすための取組が急務です。幅広い世代にわたってのパークゴルフの利用促進や、体育館を活用したバドミントンの振興、村民グラウンドや野球場を活用した各種のスポーツ振興を、意欲高い民間企業との連携を通して力強く進めてまいります。

次に、住環境の整備です。村内の既存の空き家の多くは、解体されて更地になっております。一方で独居高齢者世帯が相当数あり、新しく定住したいという方の賃貸住宅の需要もありますので、それぞれ対策を講じなければなりません。また、日常生活のみならず防犯・防災のためにも、携帯電話や屋内インターネット環境のみならず屋外W i - F iなどの通信インフラの整備が必要不可欠であり、I C T環境の整備について引き続きチャレンジしていく必要があります。

次に、ふるさと資源のフル活用です。1期目の4年の間に「地域みがきあげ補助金」や「わくわく補助金」を新設し、飯舘村ならではの行政区や個人・団体が主役となる取組を支援してまいりましたが、なお「新たなコミュニティ力」を高める取組を強化拡充してまいります。

また、飯舘村には開拓の歴史、そして豊かな自然の中で育まれた誇るべき「伝統芸能」や「文化財・遺跡」があります。村の歴史文化を伝える様々な取組、文物に新たな光を当て、その適切な保存・継承・発信を進めてまいります。

また、ゼロカーボンビレッジいいたて宣言に基づく二酸化炭素の排出量を削減するため、ふくしま森林再生事業や森林環境譲与税、いいたてみらい発電所を活用した「里山の再生」「産業創出」に資する取組のほか、排熱利用による「未来志向型農業」や「住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー」等の取組を推進してまいります。

次に、生き生きとした学びの場を育む施策です。「いいたて学」や「合宿通学」「学びの旅」など、飯舘村ならではの学びを推進する取組を引き続き進めていくほか、商工業・農業・林業者と子供たちによる「ワクワクする楽しい授業」の創出にもつなげてまいりたいと考えております。

また、これまでの4年間の村行政や村民の皆様の取組により、高校生・大学生・大学等による村内外での活発な活動が醸成されてきておりますので、学生たちの若い力が地域の活性化につながる事例をさらに創出していくことで、子供たちの新たな学びのチャンスを増やしてまいります。

以上、5つの基本政策に基づく重点事項の推進に当たっては、「定住・福祉・子育て・人材確保に直結する『なりわい人口』を増やす」など、複数の効果を見込む村ならではの一石二鳥・一石三鳥の取組を検討し、実現してまいりたいと考えております。

次に、帰還困難区域についてです。帰還困難区域に関しては、村全体の再生と発展のために早期解消を図らねばなりません。今般新たに加盟いたしました「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」の一員として、関係自治体との連携による行政活動等を進めてまいります。

なお、帰還困難区域の解消は、「村の将来の布石」としての「手段」であり、その先の

未来を村民の皆様と共にしっかりとつくり上げていく取組を加速化させてまいります。

全村避難から14年目を迎えた今も、村全域において村内に居住する村民の皆様とともに、避難先に居住される村民の皆様の多くが約1時間をかけて通いながら、宅地周りや農地の草刈り、支障木の伐採、除雪などに一生懸命に取り組まれていることは、決して当たり前のことではありません。

「新たな世代が新たに選択する飯舘村」を構築していくためには、村を富まさん、村を興さんと常に意欲を持った人々が携わりながら、この美しい村を形づくってきているという事実と行動が必要不可欠であり、村民の皆様の「類いまれなる意欲」を大事にさせていただきながら、行政として共に再生と発展に取り組んでまいります。

そして、『村民が幸せになることが自治体としての使命』という基本に立ち返り、全ての施策・事業は村民の幸せのためにあるということを再確認しながら、今般着手しました村第7次総合振興計画策定の議論を進め、村民の皆様と共に未来に向けた村政運営に努めてまいります。

令和7年度は復興・創生第2期の最終年度となっておりますが、本村の復興は道半ばであります。私は、これまで村への「帰還」から村を「新たに選んで住み直す」フェーズに入ったと申し上げてきました。

村に暮らすことで得られる「生きがい」や「心の豊かさ」を、お一人お一人が実感し継承していく村（ふるさと）を目指して村政運営に邁進してまいりますので、議員各位のご支援、ご鞭撻をお願いいたします。

それでは、提出議案の説明に先立ち、9月定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、総務課関係です。

9月27日に「令和6年度村表彰式典」を交流センターにおいて執り行いました。今年度栄えある表彰を受けられたのは、飯舘中学校校長及び飯舘村教育長を歴任し村教育行政の振興に寄与された（故）遠藤 哲さん、3期12年にわたり村教育委員を歴任された菅野クニさん、39年間にわたり村消防団員を務められた大和田保男さん、33年にわたり村消防団員を務められた佐藤春雄さんです。それぞれ功労表彰をお贈りいたしました。長年のご労苦とご家族の支えのほどに感謝申し上げますとともに、今後も村政進展のためさらなるご活躍をお願いいたしました。

また、10月4日に全国町村会館において、前村長の菅野典雄さんへ総務大臣表彰が贈られました。6期24年間にわたり村長を務められ、地方自治の発展に寄与した功績に対し贈られたものです。長年にわたり村政を牽引されたご労苦に感謝申し上げますとともに、お祝いを申し上げます。

次に、消防防災関連です。

まず、10月20日に「村消防団秋季検閲式」を行いました。当日は秋晴れの中、相馬広域消防飯舘分署前で開催され、村消防団員66名、役場消防隊員9名の計75名が参加し、検閲に臨みました。式では、明石沢 傳消防団長から「団の連携を図り、火災防止に努め、地域の安全安心を守ってまいりたい」との決意が述べられました。また、通常点検の後団員

の表彰が行われ、福島県消防表彰永年勤続章に8名、県消防協会表彰の功績章に1名、精勤章に4名の計13名が受章し、賞状等が贈られました。村民の生命と財産を守る活動に敬意を表するとともに、今後も関係機関一致協力による無火災の継続をお願いいたしました。次に、選挙関連です。

飯舘村長選挙が9月28日告示、10月6日投開票の日程で執行されました。また、解散に伴う第50回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が10月15日公示、10月27日投開票の日程で執行されました。このうち、飯舘村長選挙の投票率は56.05%、飯舘村における衆議院議員総選挙の投票率は46.12%となりました。

次に、11月27日に交流センターにおいて、「令和6年度第3回行政区長会議」を開催いたしました。9月定例会以降の議案の報告や各課の各種施策について説明し、ご意見・ご要望を伺ったところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、帰還困難区域の対応についてです。

去る11月27日、村は原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会に改めて加入いたしました。今後は、他の5町村と協議を重ね、要望活動など復興の加速化に向けた活動につなげてまいります。

次に、第7次総合振興計画策定についてです。

令和8年度からの10年間を計画期間とする「飯舘村第7次総合振興計画」の策定につきましては、来年度の策定を目標に今年度から作業を開始しております。10月8日の第1回計画審議会にて委員15名に委嘱状を交付し、委員長には福島大学行政政策学類の鈴木典夫教授が選任されました。

また、翌9日の第1回計画策定委員会にて、民間公募による委員を含め10名の委員に委嘱をさせていただきました。さらに4つの部会を設置し、計画策定の議論を進めていくことを決定いたしました。

10月19日には第1回専門部会を4つの部会合同により開催し、ワークショップにより現状の課題等の整理に取り組んでおります。

なお、総合振興計画の策定には、行政と村民、学識経験者など多様な人材が共同して将来像を模索するその過程において、意欲や主体性を掘り起こし進展していく効果も期待するものであり、十分な協議とともに先進地視察なども重ねてまいります。

次に、要望関係です。

去る11月2日、長泥地区の環境再生事業視察のため来村された浅尾慶一郎環境大臣へ、さらに11月6日に復興大臣就任挨拶のため来村された伊藤忠彦復興大臣に対して要望書を提出いたしました。

要望書の詳細な内容はホームページ等で村民の皆様にお知らせしているところですが、飯舘村の再生と発展に向けて各項目について要望したところであります。

次に、移住定住対策についてです。

9月21日に東京国際フォーラムで開催された「ふるさと回帰フェア2024」に参加し、移住促進のため飯舘村のPRと、移住を検討されている方との相談会を実施いたしました。

飯舘村ブースには38名の方が訪れ、うち1名の方については交流移住定住等促進支援事業「明日がワクワクする」イベント“パークゴルフde村の担い手大交流会”に参加いただいております。

また、空き家・空き地バンク登録推進の取組として、毎月「空き家・空き地バンクサポーター意見交換会」を開催し、村内の空き家・空き地に関する情報収集・共有をしながらバンクへの登録促進、住宅不足の解消に努めているところであります。

引き続き飯舘村のPRや移住希望者への相談など、定住者の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、交流事業についてです。

県の事業再開・帰還促進事業交付金を活用したイベントとして、10月27日に「道の駅までい館」において村商工会主催で「いいたて秋まつり」を開催いたしました。「いいたて太極拳サークル」「福島もも娘」「いいたてスイングキッズ」「マデイナ・カペラ」によるステージイベントや、飯舘村森林組合によるボードゲーム、商工会青年部によるパターゴルフなどの体験型ブースのほか、東京大学大学院生が中心となって開発した飯舘村初のクラフトビール「ReCRAFT」の販売や、村内商工事業者による飲食や販売ブースの出展もあり、たくさんのご来場の皆様に秋まつりを楽しんでいただいたところです。

また、11月23日には「いいたて冬まつり」を実施いたしました。昨年度に引き続き、第3回目となるジャズフェスティバル、キャンドルワークショップ、クリスマススイーツづくり、アレンジメントワークショップなど様々な催物のほか、商工会青年部の皆様に毎年思いを込めて実施していただいているイルミネーション点灯式、そして「いいたて冬の花火」など、こちらも多くの皆様にご来場いただき、冬のイベントを楽しんでいただいたところです。

次に、宿泊体験館「きこり」及び農業体験館「きらり」の利用状況です。

本年4月から10月末までの「きこり」の全体利用客数は9,171人で、このうち宿泊利用者は935人となっております。

また本年7月1日にオープンした「きらり」については、農業体験や農業研修を目的とした施設利用者が7団体116人、宿泊利用者が144人となっております。

昨年度新しくなった「きこり」の客室と、新たにオープンした「きらり」は、ともに大変ご好評を得ており、今後も村内・村外を問わず幅広い層の皆様の交流や研修のために活用を推進してまいります。

次に、「村民の森あいの沢」についてです。

本年4月よりオートキャンプ場及びフリーサイトには、10月末までに2,230人の利用がありました。これまでキャンプ場をご利用されたお客様から「Wi-Fi通信環境が欲しい」とのご要望が多数寄せられておりましたが、10月末に整備工事が完了し稼働を開始しております。

また同様に、冬キャンプにあいの沢を利用したいというご要望もお客様より頂戴していたことから、本年度は試行的に12月下旬まで営業を延長することといたしました。今後も村の観光交流の拠点として村内外に広くPRし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、「いいたて村の道の駅までい館」の状況です。

本年4月から10月末までのレジ客数は、「までい館」が9万4,403人、セブンイレブンが14万5,864人となっております。

また、「道の駅までい館」では9月28日に「道の駅生産者の会」主催の「第3回までのマルシェ」が開催されました。生産者による野菜や加工品・手芸品などの対面での販売が行われ、大変盛況となりました。

さらに、11月17日には「いいたて愚真会」による「いいたて高原そばまつり」として手打ちそばの実演販売会が、11月23日には「いいたて雪っ娘かぼちゃ感謝祭」として雪っ娘かぼちゃの品評会やアイデアコンテストが開催されております。

「道の駅までい館」におきましては、今後も努力を惜しまず村の復興拠点施設として情報発信を行い、交流人口の拡大、地域の活性化を図ってまいります。

次に、「ふかや風の子広場」の利用状況についてです。

本年4月から10月末までに4,249人のご利用をいただいております、週末には多くの家族連れでにぎわっているところです。

また、併設のドッグラン「わんこの庭のびのび」も大変ご好評をいただいております、村内外の多くのお客様に楽しんでいただいているところです。

これら各施設は、復興拠点としてにぎわい創出に大きな役割を果たしております。今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努力してまいります。

次に、各種イベントでのPR活動です。

9月14日・15日に開催された福島民報社主催の自転車レース「ツール・ド・ふくしま」における「Jヴィレッジ」での物販出店をはじめ、9月21日には仙台市勾当台公園で開催された「ハイウェイフェスタとうほく2024」、9月28日・29日にはコラッセふくしまで開催された「あぶくまロマンチック街道物産フェア」、10月5日には静岡県御殿場市で開催された「ふくしまフェスタ」、11月2日には東京都港区で開催された「日本で最も美しい村まつり2024」、11月9日・10日には東京都目黒区で開催された「第61回目黒区商工まつり目黒リバーサイドフェスティバル2024」など、県内外での様々なイベントに参加し、村の特産加工品の販売等を通じて、広く飯舘村のPRを行ってまいりました。

また12月3日・4日には、東京ビッグサイトで開催された「2024よい仕事おこしフェア」に参加し、全国から参加された企業や商工事業者、信用金庫などの皆様に対して、村の産品から産業団地整備計画まで幅広く村の発信をしてきたところです。

今後も村産品のPRとともに、事業マッチングや企業誘致の貴重な機会として積極的に参加してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、税関係です。

今年度、国が実施しております個人住民税及び所得税の定額減税により、減税額が課税額を上回る場合に支給する「調整給付金」につきまして、11月末までに759人の対象者へ計3,594万円を給付いたしました。

次に、マイナンバーカードについてです。

本村における10月末現在のカード交付率は、80.9%となっております。12月2日より、カードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」を基本とする仕組みへ移行しましたが、現在お使いの保険証も来年の有効期限まで使用できること、また今後は「マイナ保険証」をお持ちでない方へ保険証の代わりとなる資格確認書を村が交付することなど、村民が不安なく医療機関を受診できるよう制度の周知を図るとともに、引き続き村民のマイナンバーカード取得と活用促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、村民の帰還状況です。

11月1日現在の帰還者は627世帯1,186人で、帰還率は約26%となっております。これに転入者279人と、いいたてホームの入所者等を合わせた存在居住者は804世帯1,524人となっております。

また、避難を継続している方の状況については、県外避難者が144人、県内避難者は福島市に1,894人、南相馬市に268人、伊達市に232人、川俣町に215人、相馬市に116人など、合わせて2,869人となっております。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてです。

令和6年度からのワクチン接種については、重症化しやすい65歳以上の方を対象に定期接種になりました。村としては、定期接種になった対象者につきまして、引き続き新型コロナウイルス感染症の重症化・流行を防ぐため、自己負担なしで接種できるようにしております。

次に、3歳5か月児健診で虫歯がなかった子の表彰式を、11月10日に「子育て支援センター」で実施いたしました。今年度の表彰対象児は11名でしたが、当日は8名が出席し、表彰状とメダルの授与を行っております。表彰式後の遊びの時間では、子供たちが「子育て支援センター」にある木製のおもちゃで楽しく遊んでおりました。

次に、令和6年度「飯館村敬老会」についてです。

9月8日に村の敬老会を開催いたしました。当日は敬老者165人にお越しいただき、久々の再会に笑顔が見られたところです。村からは、村内産の「ナツハゼ」を染料にして染め上げた小物入れや、村内で栽培された「トルコキキョウ」などを、敬老のお祝いの一つとして贈らせていただいたところです。

次に、金婚のお祝いについてですが、本年度ご結婚から50年目となり金婚を迎えられたご夫婦17組に、お祝いの品を贈呈させていただきました。今後とも美しい夫婦生活をお過ごしくださいようご祈念申し上げます。

次に、「100歳賀寿」についてです。

11月7日に草野行政区の横田フミエさんが満100歳を迎えられました。現在は遠方にお住まいのため、村からは褒状とお祝い金、県からの褒状等を合わせて郵送にて贈らせていただきました。また、社会福祉協議会から褒状、老人クラブ連合会から記念品がそれぞれ郵送にて贈られました。

飯館村では今年度3人目で、これまででは47人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をお祈りするものです。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係についてです。

まず水稲については、今年は257ヘクタールの水田において作付がされ、この秋にうるち米の「里山のつぶ」「天のつぶ」「ひとめぼれ」「コシヒカリ」や、もち米の「あぶくまもち」「こがねもち」「ヒメノモチ」、飼料用米の「ふくひびき」のほか、酒米などが収穫されました。

これらについては、本年も飯舘村ライスセンターでの全量全袋検査をはじめ、県が定めるモニタリング検査を行っており、11月中旬時点でその全てについて放射性物質濃度が検出限界値未満でありました。

また、生産された主食用米のほとんど及び飼料用米の全量がJAに出荷されたほか、主食用米の一部については「道の駅までい館」で販売されております。

また、昨年度より長泥地区の避難指示解除区域内にて実施してきました米及び野菜の出荷制限と解除のための試験栽培等につきましては、2年目となる今年も検査結果が基準値を下回りました。これにより、来年度からは避難指示解除区域内で栽培された米や野菜については、米の全量全袋検査または県の定めるモニタリング検査を行った上で、自家消費や出荷が可能となる見込みです。

次に、「あぶくまもち」についてです。

村の特産品化を目指した栽培を推進して4年目となりました本年も、あぶくまもち生産組合のご協力の下、8.4ヘクタールの圃場での栽培及び種子生産に取り組み、種子用種もみ約1.5トン、食用米約34トンを収穫いたしました。

このうち食用分のほとんどについては消費拡大、販路確保、宣伝のため、今年も株式会社セブンーイレブン・ジャパン協力の下おにぎりに加工し、村内ほか県内のセブンーイレブン店舗で販売される予定です。

また、特に今年は「あぶくまもち」を加工した「切り餅」が、セブンーイレブンの冬のギフト商品として全国での販売が始まっております。

村の名前が入った商品が全国に販売されるということで、去る11月28日に福島県知事を訪問し、その旨報告をしております。今後も村の特産品として栽培面積拡大、消費拡大、販売促進を進めてまいります。

次に、農地中間管理事業についてです。

意欲ある担い手に農地を集積する農地中間管理事業について、今年度はこれまで伊丹沢、大倉、前田・八和木、飯樋町の4つの地区において農地の貸借契約を締結し、合計56.8ヘクタールの農地集積を行いました。これにより、昨年度までの集積面積との合計は12地区、約568ヘクタールとなりました。

なお、令和7年度までとされております地域集積協力金の期限までに、希望する地区の農地集積が進むよう取組を進めてまいります。

次に、森林林業関係についてです。

今年度の「ふくしま森林再生事業」につきましては、深谷・佐須地区において約34ヘクタールの森林整備事業を発注しております。また昨年度より始めました広葉樹林の再生を

目的とした「広葉樹林再生事業」では、伊丹沢・宮内地区において約33ヘクタールの森林整備事業を発注しており、両事業を活用して森林整備を進めているところです。

次に、木質バイオマス発電施設「飯館みらい発電所」についてです。

去る6月30日の竣工式以降、性能確認試験運転を行い、9月12日より営業運転を開始し、現在順調に発電を行っている旨、事業者である飯館バイオパートナーズより報告を受けております。

また、性能確認試験運転時より周辺の放射線環境をモニタリングしておりますが、現状では有意な変動がないことを確認しております。また焼却灰については、一部発生した指定廃棄物については、事業者から環境省に届出の上、適正に管理している旨報告を受けているところであります。引き続き運転状況を注視し、情報公開に努めてまいります。

次に、建設課関係です。

初めに、村営住宅関係についてです。

村内における入居状況は、入居可能戸数111戸に対して98戸153人となっており、うち65歳以上の割合が約33%となっております。

次に、簡易水道、農業集落排水関係についてです。

簡易水道の空気弁や仕切り弁周辺の道路の段差解消のため9か所の修繕を行うとともに、農業集落排水のマンホール周辺の段差解消のため11か所の修繕を行い、通行の安全確保に努めてまいりました。

次に、村道・河川関係についてです。

村道舗装機能回復工事については、今年度15路線延長4.4キロメートルの工事を進めており、今月末には全て完了の見込みです。

また、普通河川については、今年度延長約18.4キロメートルの除草を実施してまいりました。

また、村道の除雪については、業者委託による除雪のほか、今年度は5地区での行政区委託による除雪を行う体制を整え、対応してまいります。

次に、農業基盤整備及びため池関係についてです。

農地の基盤整備事業については、村内15の行政区において33件の工事を発注し、早期完成に向けて実施しております。

また、ため池放射性物質対策工事においては、13か所のため池において対策工事を実施し、年度内の完成に向けて実施してまいります。また、ため池の補修工事においては、17か所のため池補修工事を進めております。

次に、教育委員会関係です。

まず、表彰関係です。

令和5年10月まで村教育委員を務められました菅野クニさんが、去る10月10日、文部科学大臣より地方教育行政功労者表彰を受章されました。

当日の授章式は欠席となりましたが、11月12日にご本人に表彰状・記念品の伝達をさせていただきます。村の子供たちのため、長年にわたり教育行政の進展にご尽力いただいたことに、心より感謝申し上げます。

次に、学校及び園の状況についてです。

学校及びこども園については、2学期中の教育・保育活動について、地域の方々にご協力をいただきながら予定されたカリキュラム・行事に取り組むことができいております。

前期課程では、児童全員による稲刈り体験事業を実施いたしました。自分たちが直接水田に苗を植え、刈り取った稲からできたお米は、学校給食などで食べる予定となっております。

次に、川俣町の小学校との持久走交流事業が、村内陸上競技場において11月6日に開催されており、本村の5年生・6年生が参加いたしました。昨年までの陸上競技大会から持久走交流事業へと変更され、一人一人が生き生きと持久走へ臨む姿が見られました。今後も、他校との交流事業なども取り入れながら、子供たちの健全育成に努めてまいります。

次に、いいたて希望の里学園では、10月26日にいいたてっ子発表会「赤蜻祭」が開催され、学年の発達段階や学習の成果が十分に発表されておりました。改めて、先生方のご指導に感謝申し上げます。

また、当日は村議会議員の皆様をはじめ保護者の皆様にご観覧いただき、惜しめない拍手をいただくなど、子供たちへの温かいご支援をいただきましたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

次に、生涯学習課関係です。

震災後休止していた村民体育大会に代わる大会として、第1回村民スポーツ大会を9月16日に開催いたしました。「いいたてパークゴルフ場」を会場に、30歳から90歳までの114人の村民、計29チームが参加してパークゴルフによる競技を実施いたしました。当日の天気は小雨模様でありましたが、行政区を代表した1チーム4人の選手は、団体戦と個人戦に臨み、競技の中にも1打ごとに笑顔や歓声が出るなど、行政区を越えた親睦が図られた大会となりました。

なお、第1回大会の優勝チームは「二枚橋・須萱Bチーム」でありました。

次に、市町村対抗軟式野球大会が9月16日に開催されました。飯舘村代表チームは大玉村と対戦し、ホームランを打つなど大変健闘しましたが、惜しくも7対10で敗戦となりました。

また、市町村対抗ソフトボール大会が10月6日に開催され、雨が降る中浅川町との対戦でランニングホームランを生むなど善戦しましたが、飯舘村代表チームは9対10で惜しくも敗戦となりました。

両試合ともすばらしい健闘を見せており、次回大会につながる試合内容となりました。選手・マネジャーの皆様はじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

次に、第8回「飯舘Y O I T O K O 発見! ツアー」を10月19日に実施いたしました。当日は、パリオリンピックサッカー女子日本代表の専属シェフを務めた西 芳照さんをツアーゲストとしてお招きし、県内・県外から29人が参加いたしました。

参加者は、西シェフ特製の飯舘産黒毛和牛のうまみを存分に生かした「代表カレー」を味わい、大倉の神楽や山津見神社オオカミ天井絵を鑑賞するなど、飯舘村ならではの魅力を堪能しておりました。

また、当日は村民を対象とした村内1日バスツアーも開催し、参加者や大倉地区住民約40人が西シェフや県内外参加者との交流を図りました。

次に、第41回いたて村文化祭が、10月27日に交流センターで開催されました。

また、「あなたと出会えてうれしい、楽しい、なつかしい」をテーマに、24日から7日間開催された総合文化展では、昨年より多い約950点の作品が展示されたほか、福祉チャリティーまつり、昭和40年から昭和50年代の貴重な昔の写真や昭和の部屋を再現した特別展示、飲食・物販の各種イベントなど、7日間で延べ約900名の村民が来場いたしました。

次に、第36回ふくしま駅伝が、11月17日に開催されました。本年の飯舘村チームは前半7区間のみのオープン参加でありましたが、厳しい練習を重ねて、飯舘村チームとしてのタスキをつないで懸命に走る選手の姿は、多くの村民に希望と元気を与えました。

監督をはじめチーム育成・サポートにご尽力いただいた関係各位に敬意と感謝を申し上げますとともに、選手の皆様、ご家族の皆様にご心から御礼申し上げます。

以上が、9月定例会以降の村政の動きです。

それでは、提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第82号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）です。既定予算総額に5億8,453万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を143億1,519万円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に4億6,740万5,000円の増、民生費の社会福祉費に923万7,000円の増、児童福祉費に716万2,000円の増、農林水産業費の農業費に3,358万9,000円の増、商工費の商工費に1,813万円の増、土木費の道路橋梁費に3,300万円の増、教育費の教育総務費から1,119万4,000円の減などです。

歳入には、繰入金、繰越金等を充てております。

議案第83号は、令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に258万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億2,493万2,000円といたしました。

議案第84号は、令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。既定予算の総額に1,783万3,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億1,304万6,000円としました。

議案第85号は、令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第2号）です。既定予算に94万5,000円を増額しまして、簡易水道事業費用の総額を2億1,247万7,000円といたしました。

議案第86号は、令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）です。債務負担行為に係る事項・期間・限度額について決めました。

議案第87号は、飯舘村道路、水路等の法定外公共物の管理に関する条例です。飯舘村土地改良区の解散に伴い、同法人が所有している頭首工や水路等の農業用施設を村が引き継ぐため、引継ぎを受ける農業施設の取扱いと併せ、村が所有する法定外公共物の管理について定めるものです。

議案第88号は、飯舘村水道条例の一部を改正する条例です。水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格

要件が改正されたことに伴い、同等の資格要件を設けるため所要の改正を行うものです。

議案第89号は、農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（百目木ため池）請負契約の変更についてです。令和6年4月25日付で、関場建設株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負額に1,129万2,600円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は8,609万2,600円です。

議案第90号は、農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約の変更についてです。令和6年4月25日付で、庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により、当初工事請負費に2,532万2,000円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億3,917万2,000円です。

続いて、承認事項についてご説明いたします。

承認第1号は、令和6年度飯館村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてです。既定予算総額に883万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を137億3,065万9,000円としました。10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に係る必要な経費を計上し、専決処分したものであります。

以上が提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時56分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時26分）

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時27分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月6日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和6年12月10日

令和6年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和6年第7回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和6年12月10日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年12月10日 午前10時00分				
	閉議	令和6年12月10日 午後 4時48分				
忘（不） 招議及 出席議並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤真弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	8番 佐藤八郎		9番 佐藤健太			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 豊永拓也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	会計管理者	庄司稔	○	農業委員会 事務局 会長	三瓶真	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	△
代表監査委員	高野孝一	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年12月10日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月6日、総務文教常任委員会が陳情第5号の審査のため、同じく産業厚生常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

本日、総務文教常任委員長から、令和6年陳情第5号の審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号6番 渡邊 計。令和6年度12月定例会において一般質問をさせていただきます。

まず最初に、杉岡村長、10月の村長選再選おめでとうございます。

また今後4年間、村政に関わるわけでありますが、2期目ということで、大分自分のやりたいことも今後できるのではないかと思うわけでありますが、この復興の中で大変でございましょうが、村民に寄り添った村政をぜひ行っていただきたいなと思うところであります。

このところ大分寒くなってまいりました。それでコロナなどは大分収まったみたいなんです。コロナの影響で皆さん消毒やうがいやそういうことをしていることにより、逆に免疫が弱くなって、最近では子供のせきがとまらないとか、あと大人でも肺炎、そういうものが大分増えておりますので、我々も家庭においてもぜひ免疫を高めるような生活をしていかないと、今後またコロナのような生活に舞い戻ってしまうのではないかなと思うところであります。

では、質問に入らせていただきます。

まず第1点。教育長についてということで、小さい1番としまして、教育長の任命の進捗状況についてお伺いいたします。

2番目、東京電力の損害賠償についてということでありますが、小さい1番として、今年入った賠償金額の総額と内訳についてお伺いいたします。

小さい2番としまして、村有財産の賠償、要は建物賠償のうち、現在残っている建物があるのかどうか、お伺いいたします。

3番、今後残っている賠償についてお伺いいたします。

4番目、賠償金の使途についてお伺いいたします。

次に、大きい3番としまして、来年度予算についてお伺いいたします。

その1としまして、一般会計予算の見込額と、何に重点を置いた予算編成になるのかをお伺いいたします。

2番目としまして、住民懇談会で出た意見に対し対応した予算はあるのかどうか、お伺いいたします。

3番目として、村独自の物価高騰対策としての予算はあるのか、お伺いいたします。

次、大きい4番としまして、国庫補助金について。

1番目としまして、11月7日付の新聞に載った介護保険の財政調整交付金を過大に受け取っていたことについて、経過・原因、それから金額・返還等についてお伺いいたします。

2番目に、ほかにも同様の補助金はあるのかどうかお伺いいたします。

3番目としまして、今後の防止策についてお伺いいたします。

次、大きい5番としまして、帰還困難区域町村協議会についてお伺いいたします。

1番目としまして、11月8日付の新聞記事に載っていた飯舘村復帰ということについて、その経過や理由についてお伺いいたします。

2番としまして、今後どのような活動をしていくのか、お伺いいたします。

以上5項目13点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 6番 渡邊 計議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1-1、教育長の任命の進捗状況についてお答えいたします。

教育長については現在適任者の選考中であります。適切に議会に議案を上程してまいります。

次に、ご質問2-1から2-4については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問2-1、今年入った賠償金額の総額と内訳についてですが、令和5年度末である令和6年1月から3月の期間に東電から支払われた賠償金を含めると、令和6年1月から3月の期間に公有林と土地、建物の財物賠償として15億8,517万9,726円、令和6年4月から11月末までに、簡易水道事業及び農業集落排水事業の令和4年度分の逸失利益分として2,389万9,006円、簡易水道事業の令和2年度及び令和3年度の逸失利益の追加分として56万8,340円、平成23年度に導入した個人線量計及びサーベイメーターの購入費として853万8,575円の合わせて16億1,818万5,647円を請求し、令和6年11月末までに同額が収入済みとなっております。

次に、ご質問 2-2、村有財産の賠償（建物賠償）のうち、現在残っている建物は何かについてお答えいたします。

公有財産の建物賠償につきましては、令和 5 年度において全ての建物について請求し、合意に至っており、現在、未請求の建物はございません。

次に、ご質問 2-3、今後残っている賠償についてお答えいたします。

現在、原子力発電所事故への対応のために要した職員の超過勤務手当や会計年度任用職員の人件費など、賠償の対象となる可能性のあるものについて、東京電力との協議を行っております。また人件費に限らず、そのほかにも該当する項目があれば、東京電力と協議を行い、請求の準備が整ったものから随時請求してまいります。

次に、ご質問 2-4、賠償金の使途についてお答えいたします。

賠償金につきましては、一般財源として収入されますが、令和 5 年度に入金のありました財物賠償は、今後の公共施設の大規模な修繕や更新などに対応するため、公共施設等整備基金に積立てを行いました。また、簡易水道事業及び農業集落排水事業の逸失利益分につきましては、事業会計への繰出金としており、賠償の内容に適した事業へ活用しております。

次に、ご質問 3-1、一般会計予算の見込額と何に重点を置いた予算編成になるのかについてお答えいたします。

令和 7 年度は、復興・創生第 2 期及び第 6 次総合振興計画の最終年度であり、第 7 次総合振興計画の策定年度でもある重要な年であると認識しております。

そのため、第 6 次総合振興計画後期計画で掲げた 4 つの基本方針と 5 つの政策の目標達成に向けた「“明日が待ち遠しくなるような、ワクワクする楽しいふるさと”を実現する予算」を編成することとし、村民の福祉向上につながる施策を推進してまいります。

また、一般会計予算の見込額についてですが、令和 7 年度予算については現在、各課において予算要求の作成を進めているところであります。引き続き国・県の動向を踏まえながら、財源の確保と健全な財政運営に一層配慮した適正な予算編成としてまいります。

次に、ご質問 3-2 及び 3-3 については関連がありますので、一括してお答えいたします。

本年実施した住民懇談会で最も多かった県道の維持や側溝の土砂撤去、支障木伐採など、県に対する要望については、担当課において区長立会いで現場確認を随時実施し、県に要望してきております。

このほか、有害鳥獣対策、二重住民票、医療・介護の減免措置、商業施設整備に関する事など、住民生活に密接に関わるご質問やご意見をいただきましたので、村として対応可能なものにつきましては、令和 7 年度予算で対応してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰対策ですが、現在国において緊急経済対策なども検討されていると聞き及んでおりますので、その内容について把握した上で必要な施策を検討してまいります。

次に、ご質問の 4、国庫補助金について 3 点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、介護保険の財政調整交付金を過大に受け取っていたことの経過としましては、会

計検査院による会計検査の指摘事項により、2017年度、これは平成29年度です。2019年度、令和元年度から2021年度、令和3年度の4年間で、介護保険の財政調整交付金合計1,632万4,000円を過大に収納していたことが判明いたしました。

これは各年度の普通調整交付金算定時に、後期高齢者加入割合補正係数の誤りや特別調整交付金等により交付を受けていた東日本大震災に係る利用者負担減免分に相当する額を調整基準標準給付額へ含めていたことなどが要因であります。返還については、本議会にて予算を計上させていただいており、返還時期は今年度中の見込みとなっております。

次に、ほかにも同様の補助金はあるのかのご質問につきましては、現段階として、同様の理由で返還の生じる補助金はないものと認識しております。

また、今後の防止策につきましては引き続き法令、制度、ガイドライン等を熟知するとともに、複数体制でのチェック機能の強化に努めてまいります。

次に、ご質問5-1、帰還困難区域町村協議会加盟の経過や理由について、及びご質問5-2、今後の活動について、関連がありますので一括してお答えいたします。

おただしの原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会について、去る11月8日に、現在の会長に対しまして電話にて、改めて加盟の意向を表明させていただきました。

また、協議会においては、本村の加盟意向を受けて、書面にて協議会が開催され、11月27日付で本村が正式に原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会への加盟が認められたものであります。

これまで国においては、自治体ごとに異なる帰還や復興の実情などを踏まえて、特定復興再生拠点区域外の土地活用に関する方針に基づく避難指示解除、いわゆる土地活用スキームや帰還意向のある住民の帰還を目指す区域特定機関居住区域を設定できる制度、いわゆる帰還スキーム制度を創設し、各自治体の要請に応じて避難指示解除が進められてきております。なお、被災自治体は共通して全域の避難指示解除を求めてきており、村としても、今後本協議会を通じて、帰還困難区域を有する被災市町村特有の要求を国に対し強く求めてまいります。

以上となります。

6番(渡邊 計君) では、再質問によりもっともっと深く理解をしていきたいなと思います。

まず1点目の教育長の任命についてであります。適任者の選考中であるということですが、前教育長が亡くなってもう1年を過ぎたということになっておりますが、選考中ということですが、どの辺まで絞り込んでおられるのか、人員的に何人くらいまで絞り込んでおられるか、お伺いいたします。

村長(杉岡 誠君) 今のご質問は人員的に何人ぐらいに絞り込んでということですが、私、教育長を選任、あるいは議会のほうに選任議案を上げるに当たって、何人かということはありませんので、1人ということで、今、選考しているところであります。

以上であります。

6番(渡邊 計君) 私からするとちょっと時間かかり過ぎではないのかなと。私の同級生にも、震災以降、自ら望んで白石小学校長として赴任した方もおりますし、同級生の中に県の教育委員会などにも籍を置いた同級生がおります。ですから、選任するには何人かいて、

その中から次々交渉していく必要なのかなと思ったので、どのくらいの間まで絞れたのかなということを知っているわけでありましてけれども、どのような方向性で今、選任しているのか、お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） どのような方向性というのは、今後の4年間の村政方針ということで、先般所信表明させていただきましたけれども、そういった中で子供たちがやはりこの村の中で生き生きとして暮らす、あるいは子育て世代が子育てを楽しむような、そういう世の中というものを、しっかり村として独自の村の姿として築き上げることが必要になりますので、その中で教育分野、あるいは教育に限らず生涯学習という部分もありますので、そういったことに最適な人員ということで、選考をさせていただいてるところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） ということは、ほかからということになると思うんですが、その中でもやっぱり飯舘村に学校長という形で赴任していただいた方が、一番最適なのかなと思うわけですが、それは別に関係なく選考するということでもありますか。

村長（杉岡 誠君） ちょっと人の選考、特に非常に大事な職位にありますので、そういった方を選考するに当たって、様々なことを私のほうで相当な検討をさせていただいております。議員がおただしのようなそういう過去の経緯とか、そういったことも含めて最適な人員ということは今後選考させていただいて、しかるべきときに議会のほうにその選任議案について上程させていただきたいと考えております。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、村長から大事な職であるという言葉が出たんですが、大事な職であるからこそ、もっと早く教育長を決めるべきではないのかなと。もう前教育長が亡くなったのが、もう去年の今よりちょっと前ぐらいですか。本当に大事な職と思うなら、次年度の3月には決まらなきゃいけない話ではないのかなと私は思うのでありますが、今度の教育長、任命時期は私は遅くとも令和7年度の入学式前には決めて、入学式当日には教育長がいるべきと思われるんですが、村長の任命時期、これはどのように考えておられますか。

議長（高橋孝雄君） 渡邊 計君に申し上げます。同じ質問に対しては3回までとなっておりますので、注意してください。（「一般質問は関係ないでしょう、それ。予算委員会の中ならそういう決まりはあるけど、一般質問の中にはそういう決まりはないはずなんです」の声あり）大体3回でやめてください。

6番（渡邊 計君） おかしいって、議長、あのね。我々は徹底的に追求する中で、（「休憩」の声あり）それでなきゃこういうふうにならざるを得ないから、それを3回でっていう話じゃないんだ。そのための一般質問なんです。追究するために。それを3回までで。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前10時20分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時22分）

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問していただきましたとおり、子供たちにとって非常に大事な職位でありますし、あるいは生涯学習という部分では非常に大事な部分でありますので、しっかり承りましたので、しかるべきときに上程をさせていただきたいと考えます。以上であります。

6番（渡邊 計君） ぜひ来年の4月の入学式には、ぜひ教育長がちゃんといらっしゃるような、そういう方向性で持っていただきたいと思いますなど再度要望して、次の質問に行きます。

2番目の東京電力株式会社の損害賠償についてということで、今年度入った賠償金額約15億8,000万円。整備基金のほうには10億8,500万円積み立てて、前年3月の補正予算で上がってきているわけでありますけども、私が聞きたかったのはこの金額もそうですけれども、2-2の質問のほうの村有財産の賠償、建物賠償に関して、私の聞き方が悪かったのか、現在残っているというのは、賠償対象になったもので現在残っている建物という形で聞きたかったわけですが、恐らく大谷地住宅とかそういうところも対象になったのかなと思うんですが、あの当時は建っていたので。その中で、今、賠償の対象になった建物として残っているのは、恐らく役場、学校、それからいちばん館とかそういうものだと思うんですが、それらに関して対象になった建物で残っているものということで、もう一度お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 東京電力の賠償ということですが、建物、いわゆる財物の賠償につきましては、全て計上して合意されているということですので、残っているものはないと認識しております。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前10時24分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時30分）

総務課長（村山宏行君） 震災当時建っていた建物で、現在もう既に滅却して建っていないもの、それから取壊しのみというものということですが、まずは飯樋の幼稚園、それから柔剣道場、あと深谷のやすらぎ、あと医療診療所、それらが該当するかなと思っております。ほかの部分につきましては、飯樋とかそれから大谷地の住宅につきましては、代替で建てて建設しておりますので、この分については該当しないかなと思っております。

6番（渡邊 計君） 膨大な数になると思うので、後で書類でよろしいので、財物対象になった建物で現在も残っているものについて挙げていただきたい。よろしいでしょうか。（「建物として残っている」の声あり）そうです。

それと人件費に限らず、そのほかにも該当する項目があれば協議したいということも載っておりますが、この人件費とかその対象となる可能性のあるものについて東京電力と協議を行っておりますというんですが、これどのくらいの期間、協議を行ってきたんでしょ

うか。

総務課長（村山宏行君） 東京電力の賠償につきましては、一番古いもので平成26年度から賠償のほう受けております。古くは学校とかの給食の放射性物質検査費用とか、それからたばこ税の減収分であるとか、あるいは簡易水道、農業集落排水のいわゆる逸失利益、そういったところで賠償をずっと重ねていくというところがございます。

ご指摘のように公共物、財物のほうにつきましては、ようやく昨年まとめて、一時的に分かっているものについては令和4年、それから多くまとまったものについては、昨年令和5年度で公共財のほうについては返ってまいりました。

これから発生するであろうかということではありますが、いわゆる営業損害分については今後も継続します。したがって簡易水道の逸失利益、それから村集落排水の逸失利益、そういったことも該当してくると思います。あと今年度、これは多分入ってきているかと思えますけれども、個人線量計、震災当時購入せざるを得なかった、この分についてでありますとか、あるいはサーベイメーター、そういったところについて整備をした部分、この部分については交渉しながら賠償のほうを受けているというところがございます。

6番（渡邊 計君） 平成26年からちょっとかなり長い期間なのでありますが、村のほうも村民に対して、東電賠償に対してなかなか進まない場合はご相談くださいと、弁護士を立てる、村の弁護士を使う可能性もありますということになっている中で、村のほうは全然遅々として進まない。協議していますというんですが、これ月1回ずつ協議しているのか、3か月に1回なのか半年に1回なのか。その辺の協議のスパンというのはどんなふうになっているんでしょう。

総務課長（村山宏行君） 賠償金は担当のほうで東電の担当のほうとやり取りをしながらということを進めております。頻度ということではちょっと定期的なところはございません。今回リスト等確認しながら、適時行っているというところがございます。

6番（渡邊 計君） 村側のリストというのはもう十分にそろっていると思うんですけども、であるならば、もっと頻繁に相談協議して、少しでも早く賠償金をもらうべきではないかなと、私はこのように思うわけですが、今後できるだけ相談センターも近くにあるわけですし、相談センターの方とやっているのか、東電と直接やっているのかというのがあります。その辺請求はできるだけ早く済ませていただいて、そうでないと果たしてどのくらい残ってるのか、どのくらい今後もらえる見込みがあるのか。そういうことも全然不透明ですので、少なくとも透明化していく必要があるのかなと思いますので、今後の対応を頑張っていただきたいと思うわけですが、あとこの賠償金の使途についてであります。答弁では、今後の公共施設の大規模な修繕や更新などに対応するため、公共施設等整備基金に積立てを行いましたということで、この金額が15億8,500万円。これが基金のほうに元金として積み立てられているわけですが、こういう公共施設というのは、ほとんどが国から補助を受けてやっているものと思われませんが、そういうもので、要は自主財源で建てたもの以外、そういうものであれば、修繕が必要になったときも補助は下りてくるのではないかと私は思うんですが、その辺は全然下りてこないのかどうなのか、内容をお伺いします。

総務課長（村山宏行君） 公共物に関して、確かに建築のためのイニシャルコストの部分では、補助なりなんなりということでメニューがありまして、その中で整備をしてきているということでございます。

維持費につきましては、例えば学校とかですと、いわゆる修繕であるとかそういった部分での補助メニューがありますが、多くの公共物については、特に役場などにつきましては全く財源がないということがありますので、そういったところに財源のほう、しっかり基金という形で確保しておかねばならないと考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） この公共施設の修繕に対して、建物やそういう財物賠償でもらったものを全て基金に積んであるわけですけれども、今、早急に大事なことというのは、私はこの物価高騰の対策に使うべきではないかなと思うわけですが、この修繕と言ってもいつ来るか分からないものの修繕、ある程度の建物を建てれば耐久年数とかそういうものがありまして、耐久年数どおりいくなればその間に修繕というのは、本当に小さい修繕しか出てこないわけで、ですので、果たしてこの15億円積み立てておりますけれども、ほかに使う用途が私はあると思うんですが、それは全然なしであくまで公共施設等の整備基金にしか使わないという方針でしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず公共施設、いわゆる公共財の賠償ということでありましたので、いわゆる公共施設の整備基金のほうに、まずは基金として積立てさせていただいたということでございます。当然その中で、基本的には公共財維持管理のほうに使っていくというのが筋だろうと考えております。

ただ絶対的にそれがコンクリートなのかということであれば、そうではないと認識をしておりますので、一義的にはまずは将来的に負担が増加すると予想される公共施設の維持、そちらのほうに今回向けさせていただいた。当然他の賠償金額については、一般財源化しておりますので、そういったところで村の財政運営を行っているというところでございます。

6番（渡邊 計君） これ村有財産ということで賠償をもらっているわけですが、村有財産というのは役場だけの財産じゃなくて、村民の財産だと私は考えているわけですが、そういう中で、将来的に確かに施設の整備とか補修に使うというのは出てきますが、今現在この物価高騰の中で困っている、そういうところに使うことも必要なのではないかなと私は考えておりますが、そういうことに使えるのか、またそういうことはどのように考えているのか村長にお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 基本的に今総務課長がご答弁申し上げましたが、過去の賠償金については一般財源化している部分もありますので、これまでもそういった財源というもの、あるいは繰越金というものもありますけれども、そういったものを活用しながら、あるいは国の、あるいは県のいろいろな物価高騰対策ありますから、そういうものを活用しながらということで、今まで対策を取ってきたというところですよ。

公共施設に関しては、いつ修繕起きるか分からないというのとおり、令和3年、令和4年に福島県沖地震ありましたが、今は耐用年数というよりも、急激に何か起きたときというとき、しっかり想定をしていかないと大変なことになると。この役場も非常に岩盤強い

ところに建っていますので、都合多分4回以上の震度6以上の地震に耐えています、それがあるとき例えば非常に重大な倒壊危険になったりすると、ここでの業務を前提とした村政というものがもうできなくなりますので、全村避難と同じというような状況になりますから、そういうことも踏まえて、最近の災害の激甚化ということも踏まえたときには、やはりそれだけの基金は持つべきだろうということで、議会のほうにお諮りをして、そして積立てを実施させていただいたという経緯がありますので、積立てしたものについては今後も公共施設のために活用させていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、村長から激甚災害のようなときというお話ありましたが、これ激甚災害に国から指定されると、ほぼ国がいろいろな予算を持ってくるので、自主財源的にはそんなに要らないのかなと思うわけでありますけれども、そういう災害がいつ来るのかということもあるわけですが、じゃあちなみにちょっとお聞きしますが、きこりですね。大震災の後3年後に地震があつて、補修や解体保守やっておりますが、あれの財源の内訳をちょっとお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） きこりの改修につきましては、蕨平にありました減容化施設、その基金、減容化基金の積立て、それを活用させていただいて直したところでございます。

6番（渡邊 計君） 全額基金からということによろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的には全額その基金を活用したということでございます。

6番（渡邊 計君） 国からの補助は一切なかったということによろしいですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そもそも減容化基金が国からの財源だということで、それを県のほうで積立てということで来ているものでありますので、つまりは村の一般財源ではなくて、ここからのそういった支出額だということでございます。

6番（渡邊 計君） ということは、こういう公共施設に関しては何らかの形で経由してきて、元をたどれば国庫支出金だと、今、課長の説明がそういうふう聞こえたわけですが、それじゃそれでいいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 蕨平にありました減容化施設のほう、減容化基金につきましては、村全体で村がそういった減容化施設を受け入れたということでありまして、基金化をして村の今後の発展、執行のために使うということでもあります。その中の基金を今回はきこりの改修費に充てさせていただいたということでもあります。きこりのための補助としてきているそもそもの基金でございますので、村全体で活用するというものを財源を充てたというような形になっております。

6番（渡邊 計君） そういうことになりますと、現在飯舘のほうは基金が恐らく34億円ぐらいあるのかな。その中で東電賠償がかなり幅大きいと思うのでありますが、今、課長の答弁聞いていますと、そういう国から来た国庫支出金から基金に回した金額というのは、34億円のうちのどのくらいあるんですか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に各補助事業と、それから補助メニューに従って各施設の整

備をしておりますが、それをいわゆる一般財源化できるものではありません。当然補助金につきましては、余りましたらお返しするものでございますし、また、おっしゃる三十数億円ということで、財調のことかなと思いますが、財調につきましては、今現在36億円ございます。ただこれらにつきましても、これまで積み重ねてきた部分、村で行ってきた事業、そういったところの部分、将来的な負担、それから激変に対応するためということで、少しずつ積み重ねてきているというところでございますので、その他基金、村として基金がいっぱいあるだろうということには見えるかもしれませんが、それぞれ基金には目的がありますので、当然その目的に沿った形でしか使えないというところがありますので、ご理解いただければと思います。

6番（渡邊 計君） これあと来年度予算の中のほうでちょっと話しますので、来年度予算のほうに回しますけれども、来年度予算に関して、懇談会で出た内容に沿った予算があるのかお伺いしたわけでありまして、県道の支障木伐採と草刈りなどは今年半分の行政区以上でやっているのかな、支障木伐採もできるということではありますが、来年度も引き続き、県道の草刈り及び村道草刈り、そして支障木伐採等、特に支障木伐採が今まであまり行われてきていない中で、来年度あたりは見込みとしてどのくらい、行政区が増えてくるような見込みでおられるのか、お伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 現在村道に対する草刈り、あと支障木伐採、あと県管理の道路に対する草刈りを実施してきております。皆様方のご協力もあって、年々参加していただける行政区が増えてまいりました。来年度につきましても、さらに行政区等の国県道の草刈りについて参加していただければなということで、今現在考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） あと答弁の中で有害鳥獣対策ということが出ておりますけれども、何か年々イノシシの数が減っているとか、そういうお話聞いているわけですが、来年度も今年度同様の金額で、頭数とかも同様の頭数でいくのか、あるいは少し減額やそういうことがあり得るのかお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 有害鳥獣に対する来年度の事業規模予算規模ということでありますが、議員今のご質問にありますように、イノシシの頭数はここに来てやや増加傾向にあるということでもあります。

令和6年度につきましては、まだ結果が出ておりませんので、これからということになりますけれども、今現在といたしましては、少なくとも同程度の県に対しての捕獲許可、あるいは予算規模というものは確保してまいりたいと考えております。

6番（渡邊 計君） ここ寒くなってイノシシ頭数増えたというのか、何か春先からちょっと少なくなったということは鳥獣対策の人たちがおっしゃっていたわけですが、サル被害に関してはどのようになっておりますか。

産業振興課長（三瓶 真君） サル被害につきましては、ちょっと確かな数字的なものは今確認はしていないところでありますけれども、捕獲隊の方等から聞きますと、住民の方からも聞きますと、やはり今はイノシシに加えてサルの被害も大分多くなっているということがあるようであります。ですので、サル被害も今後は対策の重点項目になってくるものと捉えております。

以上です。

6 番（渡邊 計君） あとこの中に医療・介護の減免措置ということがあるわけですが、これは我々議会からも要望して、突然じゃなくて年度的に段階的に減らしてくれということで、医療の窓口の支払い免除が令和9年度いっぱいということですか。その1年前に健康保険税がかかる、その前に介護保険税でしたか、何か段階的になっておるわけですが、これらの医療・介護の減免措置ということでここに今、のってきたわけですが、これらの内容的なものはどのように対応していくのかということをお伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） 震災後続いてきましたこの税金、医療費の窓口負担の減免につきましては、国では避難指示解除から10年で見直すという方針を示しております。本村にとっても令和8年度から国民健康保険税、介護保健料、後期高齢者医療保険料の2分の1課税が始まります。令和7年度はその課税の前年度でありますので、その制度も含め、この課税が始まるという周知をする年でもあります。また納付を控え、口座振替というのなものをお進めてまいりたいと考えております。

以上です。

6 番（渡邊 計君） あとはこの医療・介護にも関連してくるかと思われるんですが、医療・介護だけじゃなくて、国のほうではマイナンバーカードを医療、健康保険ですか、同一化するということになっておるわけでありましたが、今、テレビとか新聞でもいろいろ書かれていたり放送されているわけでありましたが、マイナンバーカード、あくまで任意なんですよ。今のところ。そうなると、マイナンバーカードを持っていない人が病院にかかる場合どうなんだということで、テレビなどでは最長5年間の健康保険証を出す。そしてそれを使うためには医療資格何とか、医療資格の証明書を出すということになっているわけでありまして、当村の場合、今のところ窓口負担とかそういうのは減免されているわけで、その辺そういう健康保険証や証明書、それらは今後、来年度予算の中で組み込んでそういうものを出すようになるのか。少なからずとも出さなきゃいけない状況になってくるのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今年12月2日からマイナンバーカード保険証を基本とする仕組みに移行したわけです。現在発行されております国民健康保険と後期高齢医療の保険証につきましては、来年9月あるいは7月末までの有効期限までは現在使えるというようになっておまして、その旨周知しております。

影響あるのは12月2日以降、新たに社会保険から国保になった方、年齢到達で後期高齢の資格を有した方でマイナンバーカードをお持ちでない方には、資格確認書という健康保険証の代わりとなる紙の証明書を発行しております。これは全国統一の取組でありまして、本村でも行っております。

また、医療費免除を受ける際には、本村では免除証明書というのを被災者には発行しております。ですから、医療機関を受ける際はマイナンバーカード保険証、または資格確認書と併せて免除証明書も今、提出いただいているというところでありまして。来年についてもこの制度は続きますので、村としての特に予算を支出してというのは、この資格確認書、この発行に関する用紙購入ですとか、そういうものは引き続き、今年度同様予算は出してく

るということで、原発被災地特有のものではなくて、全国的に国の施策として行われている、それを村でも来年度も取り組んでいくということになります。

以上です。

6 番（渡邊 計君） そうすると医者に行った場合、医者も今、全国で15%しかマイナンバーカードに対応できる機械を設置しているところが15%しかない。医療機関で。そう言われている中で、そうすると医者に行く場合、マイナンバーカード、健康保険証、それから資格証明、それから当村の場合は窓口負担の減免証、これ最低で4枚ぐらい持っていかないと医者にかかれない。何か証明するのが大変だということになるわけですがテレビなどで見ていると、5年間有効の健康保健証、それと資格証明、これ全く似たような紙で何が何だかお年寄りには特に分からなくなってしまうので、色分けできればな。それと、それだけ持って歩くようになると、少なくともマイナンバーを持ってない人は、窓口負担の減免証明書、それから健康保険証、それから健康保険の資格証明、これ持って歩かなきゃいけないということで、これまでも何か薄いケース頂いていたんですけども、そういうことで簡単に1つに持って歩けるようなケースなども私は付けるべきかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 現在、医者にかかる際は、現在お持ちの健康保険証と免除証明書、この2点を提出いただくことになっています。マイナンバーカードの保険証をお持ちの方は、マイナンバーカード保険証と免除証の2点を提出いただければ、医療機関で受診できるということになっております。

今後そのマイナンバーカード保険証をお持ちでない方は資格確認書、これが健康保険証の代わりとなるものですから、それと免除証明書、この2点を窓口で提出していただくということになります。基本2点です。しかも資格確認書ですけども、これまでの保険証と同じカード型のものでして、これも今まで使ってたケースに入れることもできます。ただ、免除証明書につきましては、A4判の紙ですのでこれは折り畳みしないと、ケースには入らないということではありますが、ケースは引き続きご使用いただけますので、それもお配りはしたいと考えております。

以上です。

6 番（渡邊 計君） 次に物価高騰対策でありますけども、答弁によりますと、現在国において緊急経済対策なども検討されていると。テレビ、新聞見ても、これ私の勘違いでなければ、緊急経済対策というのは、非課税世帯に何万円だか配るといったことなのかなと思うわけですが、村の捉え方はどのようになっておりますか。

住民課長（荒 真一郎君） 現在国会で審議されております補正予算にこの物価高騰対策ということで、住民税の非課税世帯1世帯当たり3万円、また世帯に属する子供1人につき2万円ということが、明記をされております。このほかにも、国から地方公共団体に交付される交付金、これについての予算なり人については現在審議されているというところでありま。

以上です。

6 番（渡邊 計君） ということは非課税世帯はもらえるけれども、少なからずとも税金、住

民税とか払っている人にはないということで、結局は、例えば住民税、年間1,000円でも2,000円でも払っていれば、もう対象にならないということですよ。そうすると、本当に最初ゼロ円の方は3万円もらえるけれども1,000円、2,000円とか少ない金額でも払っている人は対象にならないということは、ゼロを水平ラインとすると3万円もらうけれども、1,000円でも2,000円でも払っている人は逆にマイナスという見方ができるわけですが、そこで、村独自としてこの緊急対策、物価高騰に対する緊急対策を行うべきではないかと私は思うわけですが、以前からずっと言っておりますプレミアム商品券ですね。これについて、まずこのプレミアム商品券にどのくらいの予算が必要なのか。

それと、2年前までやってた前回、それから前々回あたり、これのプレミアム商品券の利用率というか交換率、それに関してはどういう数字になっているのかお伺いいたします。村づくり推進課長（佐藤正幸君） おただしのあったプレミアム付商品券事業であります、これは元年度から4年度までということで、4年度にもう終わっているというような事業であります。

これと同じ規模で行うのであればどのくらい予算が必要なのかということでもありますけれども、今までの実績で申しますと、今の2年間という話もあったので、令和3年度ですと、1,000円の券を15枚束ねたもので1万円で売って、1万5,000円で使えるというようなものであります、それが15枚束になったもの、セットになったものが1万5,000冊発行をしております。ですと販売額は1億5,000万円で、使える金額は2億2,500万円まで使えるというような金額になってございます。

また、4年度につきましては1万6,222冊が発行されております。ですと販売額では1億6,222万円、総額で2億4,333万円使えるという金額でございました。

あとはどのくらい使われたかということでしたか。（「交換率」の声あり）交換率。交換率、つまり利用率であります、令和3年度につきましては、全体の99.55%が利用されました。令和4年度につきましては99.64%利用されております。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 今、99.55、99.64というパーセントの利用率ですが、これは交換した中での利用の数字なのか。それとも、要は1万5,000部出した中で、要は99.55%、お金とその券を交換した数字なのか。どちらでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 利用されたものについては全て換金をされておりますので、という金額、数字になります。

6番（渡邊 計君） それで令和3年に1万5,000円で、令和4年には1万6,000部作ったと。

これで商工会が交換する場所、そして最後に集計したりいろいろやっているわけで、手数料を含めて、総額予算的に幾らかかっているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 手数料含めての全体の金額は、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほどちょっとお調べする時間をいただければと思います。

6番（渡邊 計君） 以前、私の記憶に間違いなければ、以前聞いたときに何か前の年が1万7,000部を出して、それで村負担が5,000円ということで計算すると、8,500万円プラス諸手数料と何だかんだで印刷代だ何だかんだで9,270万円の予算があれば、このプレミアム

商品券ができると聞いたんですが、大体そんな金額で間違いないでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど手元にちょっと資料がないので、はっきりとは申し上げられませんが、議員お調べになったということでもありますので、その程度の金額のかなと推測するところです。

6番（渡邊 計君） ということは1億円あればこのプレミアム商品券は可能であるということですね。その中で、今現在村内で働いている方々、役場職員含めそうでありますけれども、村外から通っている人が多いという中で、そうするとガソリン代、これかなり今、燃料費上がっているわけで、ガソリン代大変ですし、今後これから寒くなるにつれて、飯館の中でも各家庭の燃料代、灯油代、それからこの飯館というのは、雪が多いというか道路が凍りやすい、そういうことでスタッドレスタイヤ、普通の地域よりも頻繁に交換が必要であると。大体2年から3年に1回交換しているんじゃないかなと思うわけでありますけれども、そして今や、肥料や農薬もどんどん上がっているということで、来年度の春からのそういう農作業にかかる金も上がってくるということであるならば、国からの、村長は以前も国からの何らか補助金がないかどうか見つけて対応したいと、ずっと言ってきたわけでありますけれども、積立基金35億円近くある中で、今、この物価高騰を乗り越えるには1億円、何もないところでの1億円は大変でしょうけれども、35億円の中で1億2億は村民を救うためだったら必要なんじゃないかなと。

特に前回まで、プレミアム商品券やられましたけれども、各商店、特に農協、相馬、クボタ、それから道の駅、これに関しても売上げがもう物すごく伸びていたと。そうですね。私なんか道の駅に行って買うときに、普通だと2,000円だけど、いや、プレミアム商品券あると3,000円まで買えるんだよね。前と同じ2,000円で3,000円使えるんだよね。だからもう余計に買っていた。使うほうもメリットあるし、使っていただくほうもメリットあるわけですよ。これを私はぜひ来年度予算の中でやっていただきたい。

それで財源はと言えば、村民の財産でもある村有財産に対しての賠償金、今年の3月に予算の補正で15億8,500万円を基金のほうに積み立ててあるわけですがけれども、そういうものの中から僅か1割出せばできるんですよ。ですからこの物価高騰対策、簡単にはこの今、物価高騰ぐつと下がることはないと思いますけれども、これに対してもう一度村長のお考えをお伺いしたい。

村長（杉岡 誠君） 物価高騰対策ということですが、令和3年、令和4年、令和5年ということで、コロナ対策含めて様々な対策を村として講じてきたと思っております。その中で、例えば去年はプレミアム付きということじゃなくて、1世帯当たりという形での、要は自分の手出しがなくて、村のほうから送付をさせていただいた商品券で様々な購入をいただいたと。今年の5月末までですか、延長させていただいたという経過もあります。こういったものは国の経済対策をしっかりと見据えてやらないと、先ほどおっしゃられたように、例えば非課税世帯にはこういう交付金があるよと。ほかにはないよというところを、例えば埋めるために活用するとかということも含めて、しないとならないと考えますし、実際やろうとする場合は、あるいは先ほど今し方ご質問中にあつたとおり、一部の商工業者のほうにどうしてもその売上げが偏ってしまうと、想定するほどの経済効果が全ての企業に

は実は回らないという現状も見えておりますので、その辺に対してどういうものが適切なのかということはしっかり検討しなければならないだろうと思っています。

そういった意味でも、現国会で協議をされている国の対策、あるいは県議会での12月補正予算等々をしっかりと踏まえた上での対応を検討させていただきたいと考えているところであります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 今、村長から均等に商店に渡らない。これはお店の大きさもありますし、均等に渡らないのは当たり前でしょう。それと村長今、今年度各世帯に3万円の国からの補助でやりました。確かに3万円の商品券が来ました。でも1世帯3万円で10人家族でも1人世帯でも3万円なんですよね。ところがプレミアム商品券は一人一人にある程度来るわけですよ。金額が違うんですよ、使う金額が。

そして少なくとも、農協、道の駅、それから各商店、この各商店だって店出していないところはカタログ販売という形で、自らみんな研究していろいろやろうとしている中、努力しているんです。ですから、みんな努力して、そして本当にみんな使ってみていいと。特にガソリン、通勤の方はガソリンに使うと今、170円ぐらいですか。110円ぐらいで入れられるという、1リットルね。それからスタッドレス買うのに、意外とみんな聞きますと、いやスタッドレス買うのにちょうどいい時期だったよと。そういうこともありますので、金がないなら私言いません。原資があるんですから、ぜひ村民のためにやっていただきたいなど。今後3月、3月といっても、予算的には1月頃までに決まると思うんですが、ぜひこれはやっていただきたいなと思います。

次に、国庫補助金について質問いたします。

国庫補助金に関しては、11月7日の新聞に、国の会計検査院の報告でということで、飯館村の場合は、介護保険料の国庫補助に関しては、2017年と19年、21年度分について、交付金算定に使う調整率に誤りがあったということで、今、答弁の中では国からの補助金も入っていた、それも請求の中に入ったということで、総額で1,620万円ほどの返還をしなければならないわけでありましてけれども、この17年、19年、20年、21年というのは大丈夫なんですけれども、なぜこの間に入った18年、あるいは監査が入ったのが23年度分という、22年、23年分はこういう誤りが出なかったのか。そこについてちょっとお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） おただしの介護保険の財政調整交付金についてでございますが、対象中のそのいわゆるこれでいきますと、平成30年の分、30年度分の誤り、それから令和4年、5年分の誤りはなかったのかということのようであります。精査しましたところ、30年度、それから4年、5年度については、誤りはなかったと認識しております。

6番（渡邊 計君） これ普通に考えますと、23年のことで監査委員が入って、23年に誤りがあったからちょっとおかしいから5年分遡るといなら分かるんですけれども、22年、23年が、今課長の話だと誤りがなかった。誤りがなかったら繰り上がって検査する必要ないと私は思うんですけれども、少なくともちょっとした誤りがあって、金額的に小さいので別にそこは対象にされなかったのか、私はそのように思うんですがその辺どうでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） この会計検査でございますが、実は令和5年度に入った実地検査でございます。対象年度が令和2年、3年、この2か年分の調査対象年度でした。そこで調書を出す際に精査しましたところ、誤りが見つかった。そこで5年間遡って検査しましたところ、全員協議会のほうでもご説明させていただきましたが、単年度ごとに300万円から500万円ぐらいの部分での誤りが出てきたということでございます。ですので、4年、5年については、実際は会計検査院の調査が入っているわけではございませんけれども、村と県との間の中で調整しながら確認をして、現在のところ誤りはないと認識しているところであります。

6番（渡邊 計君） じゃあ課長の説明のとおり2年、3年度分が入って、それが誤りが見つかって5年遡った。私これ犯人探しをするつもりはありませんし、ただ原因としてどういうことが原因だったのかと。ただそれに対して、あとは今後防衛策としてどのようにやっていくのかということでもありますけれども、結局間違いが出た年というのは、システムとのかそういうものは全然なかったということで、普通であれば二重三重の検査をしていくわけですが、そういうシステムはなかったということでもよろしいですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） それぞれのいわゆる給付費だったり、それから後期高齢者の人数だったり、様々な部分をいわゆるそのシステムの中に入力して、基準の標準給付額というものを求めるわけでもありますけれども、そういったところで、いわゆるその担当者によるその認識の誤りというか、理解不足という部分があって、そこでそういう部分の、本来そこに入れるべきでない数字を、軽減分を入れてしまったということでもあります。それによってその差額が発生したというようなことでもあります。本来であれば、そこをチェックする、いわゆるその上司である我々が確認すべきところでもありますけれども、計数的、数字、電卓たたいたりそろばんたたいても、計数的に誤りありませんので、なかなかそのところは見つけにくいという問題がございます。

そういった部分は、県のほうも多分同じ状況ですので、こういった部分については今後の対策としましては、いわゆるチェックシートなるものを、システムだけでなく個別に間違いやすい、入力し間違いやすいところを事前に把握して、そこをこの数字ちゃんと入っているのということで、確認すべきなのかなということで、そういった対策を今後はしていきたいと思っています。

6番（渡邊 計君） 大げさなマニュアルは作らなくてもいいと思うんですけども、二重三重チェックできるようなマニュアルを今後ぜひ作っていただいて、また同じようなことが何年間後に起こったら飯館役場は何やっているんだと言われかねませんので、その辺はぜひ今後きっちりやっていただき、二重三重チェックをしまして、間違いのないように今後やっていただきたいなど、このように思うところであります。

次、帰宅困難区域町村議会についてをご質問いたします。

このことに関しては、前村長、菅野村長が2020年の春先に脱会したわけでもありますけれども、その秋に現村長が村長になられて、そのときちょうど4年前の12月の一般質問で、私このことに関して村長に質問しているんですが、そのときは村長の答弁といたしましては、この内閣府による家屋解体分の線量低減実証事業が実施されることになったことによ

り、村とほかの町村の帰還困難区域に対する考え方に差異が生じていることが分かりと。それぞれに進めたほうが今後お互いにとってよいであろうとの判断に基づき、帰還困難区域を抱える町村の協議会を離れたものだという答弁で、一方で村の振興、復興振興は村単位でなし得ないものと認識しております。被災12市町村との連携協力は非常に重要であります。したがいまして今後双葉地方の町村とも足並みをそろえて取り組むものについて、よく協議し進めてまいりたいと考えておりますという答弁をいただいて、その中で村長はまたこういうことを言っているんですね。

6町村協議会という枠組みが正しいかどうかということはしっかり検討させていただきたいなと思います。あるいはこれから定住移住の方向性も違うだろうなど。それらのことがありますので、全ての分野において足並みをそろえる。あるいは今回の帰還困難区域だけに限定した協議会という形が果たして正しいかどうかということもありますので、その辺は各町村長、首長の方々ともしっかり協議といいますか、お話をさせていただく中で、足をそろえられるものがあれば、また新たな形での協議会なり、何かの形というものを模索することも一つの手ではないかと思っておりますので、そのような形でいろいろな可能性を否定せずに、しっかりと前向きに検討してまいりたいと思っておりますという答弁をいただいているわけですよ。

村長がこの4年間、いろいろなことを検討してきた結果が、今回の6町村協議会に再び帰ると、戻るという結論になったのだと思いますけれども、その中で、やっぱり一飯館村だけじゃ物足りない。やっぱり6町村で一緒になって進めていかなければならないと。そのほうが前に進むのにも効率的じゃないのかなという考えに至って、こういう協議会に戻ることにしたのか。その辺をご説明、詳しくご説明願いたい。ただ村長、私は戻ったことを批判しているんじゃないんです。4年前、ぜひ戻るべきだと提言していたので、戻ったことには本当によく戻ってくれたなと思っておりますので、ただその間どういう過程があって、いろいろな考えが変わっていく中で、やっぱり6町村でやったほうが進む速度が速いのかなと、そういう考えになったのか、その辺にどういう考えに至って、こういう復帰することになったのか、ご説明、詳しくご説明願いたい。

村長（杉岡 誠君） どういった考えの中で、復帰ではなくて私は新たに加入、加盟という言葉を使わせていただきますが、そうなったのかということについては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、被災自治体は特に帰還困難区域を抱える町村は、帰還困難区域全体の早期解除ということを強く求めておりますが、これまでは5町村の協議会は協議会で、あるいは飯館村は、例えば相馬地方町村会、福島県町村会を經由してという形で、それぞれにおいての連携の中で、あるいは村単独でも要請をしてきたというところがあります。

ただ、受け取る国のほうとしては、やはり帰還困難区域を抱える町村は同じ考え、あるいは同じ課題、悩みというものを持っているんですねという思いは、多分国のほうにもあると思いますので、その辺がなかなか共通した中で今まで活動ができてこなかったなという部分を4年間中ですごく感じてきたところです。

そういった中で、同じ悩み、同じ課題、あるいは同じ要求ということが、これからさらに復興・創生第2期を終えて、その次の令和8年からの動きの中で非常に大事だというこ

との中で、この4年間の中で、帰還困難ということではないかもしれませんが、いろいろな取組を各双葉町村の方々とも連携をして進めてくることができましたので、そういったことを踏まえて改めて要請をさせていただいて、また5町村のほうの書面決議ということをお願いして、新たな加盟になったということが経緯ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 私も確かに各町村、それぞれ条件は違うんですけども、復興を目指す方向性は一緒だと。であるならば、1つの村、1つの町で要望するのではなくて、やっぱりそれを取りまとめて、飯館はこういうことを要望してますよと、双葉はこういうことを要望してますよ、そういうことを取りまとめてやったほうが、国に対しても印象が強くなるのかなと思うわけでありますので、もう今回戻ってくれたことを私は非常にありがたく思っております。

そこで今後の活動に関してですけれども、どのようなことを強く要望して、6町村は6町村での要望ありますでしょうか、杉岡村長として、飯館村の要望として今後どのような要望しながら活動していくのか、お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） この帰還困難区域を抱える町村の協議会としての要望としては、やはり6町村でありましたけれども、6町村での協議の中で、要請事項はしっかり固めていく必要がありますので、それは村としてというよりも協議会としてと、構成メンバーとしての村の要請も入った中での協議会としてという部分になりますので、そこはちょっと独自性とは違う部分になるかなと思います。

ただ、いずれにしても、帰還困難区域の早期避難指示解除ということを各市町村求めますが、私は避難指示解除は1つの手段と申し上げています。解除だけが目的ではなくて、解除後の村づくり、ふるさとづくり、村全体の再生と発展に向けて、避難指示解除というファーストステップがあるんだと申し上げておりますので、そういったことを様々な形で国には要請をし、あるいは活動につなげていきたいと考えております。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 村長は放射能の勉強してきた人ですし、現在復興も徐々には進んでおりますけれども、このセシウム137、これが半減期半減期ですって、元に戻るのには計算上200年から250年ぐらいかかる。ただ、我々そんなに生きるわけじゃありませんし、ただ、放射能のある中でどうやって生活していくか、あるいはまたこの放射能をまき散らした東電に対してまだまだ責任はあるなど。ただ、そこばかり追い詰めるわけではなくて、自主的に村を立て直していかなきゃいけないということも、物すごく重要なことだと思いますので、村長が今回戻ったこと、戻ったというか新しく参加したという表現でありますけれども、そこで初めて私たちも前回全協の中で、この協議会の規約を見させていただき、初めて見たんですけども、この中で議長がオブザーバーとして発言を求められることができるということになっておるんですが、前は、前菅野村長が単独で脱会したということでもあります。今後こういうことに関して、問題が起きて方向性が変わったとき、村長は独断でやられるのか、あるいは議長、議会に諮ってからそういう段階とかそういう方向に行

くのか、そのところは今後どのようにするつもりでしょう。

村長（杉岡 誠君） この帰還困難区域を抱える町村の協議会に関しては、この後そのおっしゃるような判断が生じることは私は想定しておりませんので、今、加盟をさせていただきますから、しっかりと協議をさせていただきながら、同じ課題、同じ要請をしっかりとしていきたいと、共有しながら同じ要請をしていきたいと考えております。

ただ、ほかにも協議会というのはいろいろありますので、そういったものは村のほうの執行権限の中で加盟をさせていただいておりますが、その都度非常に大事なもの、あるいは判断につながるものについては、村側の判断であります。議会の皆様のほうに協議をさせていただいたり、あるいは全員協議会という場がありますから説明をさせていただいたりということは、これまでもさせていただいておりますので、特にこの当協議会については、オブザーバーとして発言を求めることができるという協議会の中に入ることができるという仕組みがありますので、その辺は他市町村さんの動向もあるかと思っておりますけれども、しっかりそこは大事にしていきたいと考えております。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 私はただ村長、国庫補助金については11月7日の新聞に出て、この帰還困難区域の町村協議会に関しては11月8日に出た。ただ、町村協議会のほうは11月27日ですか、結論が出たのが。了承しましたよと、向こうが入ることを。ただ、これら新聞に載ったことに関して、もう今議会の初日の全員協議会の中で説明があったと。私ちょっとこれいささか遅過ぎるんじゃないかなと思うんですよ。

結果が出るのを待つのもあれですが、新聞に載った時点でこの協議会に関してはこういう方向で進んでますよとか、新聞に載ったとおりでですよ。あと国庫補助金についても、もう新聞に載った時点から1,620万円の返還があるということが、もう新聞に載っているので、できればこういう新聞に載ったことは、臨時議会まで開かなくても臨時の全員協議会とかは開けると思うので、我々村民に聞かれても、いや、村側からの説明もありませんよとしか言いようがないんです。新聞に載ったとおりでですよ。でも新聞に載った以上見ている人がいっぱいいるわけですから、今後こういうことがあった場合には、ぜひ早急に協議会などを開いて、我々議会のほうに説明していただきたいなど、このように要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、8 番 佐藤八郎君の発言を許します。

8 番（佐藤八郎君） 第7回定例会での一般質問を行います。

今年もあと20日で終わろうとしていますが、村民の生活、村の状況、あまり変革もなく希望あるような自然界になっていない中で、世界を見れば心を痛める戦争が続き、人々を殺し、自然界や物体を破壊し、関わる国々の人の命と生活が奪われています。今、国においても軍需産業の交付金の山分けと金もうけ推進者へ軍事力拡大がされようとしています。

日本においても、能登半島地震に年明けて、追い打ちかけるように豪雨災害があり、現在もライフラインの復旧が遅れています。明るい希望となるものは、長い間被ばく者の

方々の核兵器核使用を許さないとする、長年にわたる運動が認められた日本原子爆被害者団体協議会のノーベル平和賞の受賞であり、本日夕方に式典があるようであります。歴史を見ますと、1度の攻撃で殺された人数の上位3つは、アメリカによる日本人虐殺で、1つ目が広島原爆の14万人、2つ目に東京大空襲の10万人、3つ目に長崎原爆7万4,000人です。

先般実施された国政選挙では、裏金問題や統一教会との関わり、国民生活経済と労働者の賃金と税金の取り方はじめ消費税の減額や社会保障の在り方が問われました。

村においても、村長として職責を果たすべく村長選挙があり、杉岡村長が2期目を当選されて執行に当たられますけども、その当たるに当たって、5つの基本政策が示されています。村長が言うこれまでの構想や事業、多くの方々との協働によって深め、発展させることについて、この間の村民からの提案、願い、要求を土台として、5項目15点について提案発言をいたします。

1つ目は、危険で住めない地域とされた飯舘村の自然界の安全性についてであります。

国からのデータ、村が分かっている数値があると聞くが、住民、村に身近に分かるように周知されていません。13年経過して村民も関心が薄れているということも手伝うのかもしれないけれども、なかなか放射性物質についてのお話はありません。村民の方々に対して、今こそ専門的な方々の協力、協働によって、計測されている数値を示して、村民の健康と命を守るべき、それが村の行政執行であります。なぜ身近に分かるように計測しないのか、知らせないのかを伺います。

報道の東京新聞が示している村民や関係する方々の協力によって得た実態調査が、東京新聞で検証されて、間違いのないということを示されている記事がありますし、その中でキノコ類は17ベクレルから4万9,539、川魚は24.1から401.7、栗は9から200、ワラビは36から1,581、コシアブラは1万7,920、コゴミは382ベクレルなど、代表的なものを申し上げましたが、場所場所によってまだまだ危険な自然環境にあるというのは、キノコや山菜がきちんと示しているのではありませんか。村行政執行としても、身近に分かるように計測し、知らせるのが行政執行の在り方だと思いますので、その点をどうされていくのか伺います。

2つ目は、村は高校生や大学生による村内活動を推進しているが、放射線を放出している環境の中で、子供・若者にとってよいことなのか。これまでの原発事故、世界的な例から申し上げて、若い人ほどリスクがあるという事実があります。また、村内のどこにも放射線が高濃度値との表示をしない理由を伺います。ここの地域、ここの山に当たってはこのぐらいあるという、他の人が訪れたときに、村民が訪れたときにそうなんだと分かるような表示をしない理由を伺います。

3つ目は、自動車・作業車・農業機械による路上への土などの放置は、やがて乾燥・風雨により内部被ばくの原因となるし、道路脇、いわゆる路肩が高濃度になっている事実の捉え方と対応策を伺うものであります。

一例として、比曽の十字路では、路上が0.22、路肩が1メートルで1.39、1センチだと3マイクロシーベルトという事実があります。この捉え方、対応策を伺うものであります。

4つ目は、村・村民・住民の安全確保のために、役場で働く方々と関係機関の方々への放射線防護の教育・周知は、当然のことですけれども、このたびの村長選立候補の記者会見でないという答弁もありますので、記者の質問に対しですか。放射性防護の3原則は学んだというふうに公言されていますので、村長だけが学ぶのじゃなくて、全体の意識とすべきなので、そうすることによって、多くの職員や関係者が実態や事実をきちんと村民・住民に知らせることもできるという流れになりますので、そのようにされるのかどうか伺うものであります。

5つ目は、これまでにこれ以上被ばくさせないためにと、森林からの山菜、キノコの採集・販売をさせないよう呼びかけているが、その物質はなぜ危険とし、体にどう影響するのか伺うものであります。

2点目の復興生活整備について伺います。

村にとって重要な高速道路からのアクセス道路と国道399号線の整備改良について伺うものです。何と云っても、県道12号線が幹線道路の村の真ん中を通る道路でありますけれども、その道路との関係で、この国道399号線、さらには高速道からのアクセス、これは村民生活や他の方々との交流するに当たっても、大変重要なものであります。

その点について、今後整備・改良の見通しについて伺うものであります。

2つ目は、再生加速化交付金の期間見直し時期となるということで、道半ばの村の実態からして、今後の継続的な財政支援の見通しを伺うものであります。

農業の点で見ますと、県の就農支援として、農業経営就農支援センターで、県やJA、振興公社、農業会議での役割・責任が示され、相談内容の共有や対応内容のフィードバックや提案の企画・計画の検討及び実現としているが、このことに対しても村としての取組や所見を伺うものであります。

3つ目は、買物・通院弱者、いわゆる貧困者・高齢者・障害者などへの対応と、福祉行政全体での支援策を分かりやすく示していただきたい。

4つ目は、村内で生活すると、高圧線や風力発電による電磁波、産廃場・バイオマスによる汚染水、放射性物質の放出など、心配と不安はありますけれども、村としては安全性の確保や放射線対策・情報公開・チェックの在り方を、村民がお尋ねすればすぐ分かるような在り方となっているかどうか伺うものであります。

3点目は、暮らし支援について。村民の生活状況は、高齢者率が高いことからして、物価高騰が生活を苦しいものになっている。村としての支援はどうしていくのか、伺うものであります。

国政選挙で話題になりました103万円の壁なるものは、高齢者率が高いほど無関係な課題になってまいります。そういう意味からしても、直接、消費税のような直接負担となるものについての村としての町民住民に対しての支援策を伺うものであります。

4点目は、移住・定住の推進について伺うものであります。

議会としても、移住・定住に関心があり、所管調査をしたところでもあります。その中で、議会として職員として移住された方々の交流の場や、要望・要求を把握する工夫をどのようにしているのかということで提案をしておりますけれども、この点について伺っておき

ます。

2つ目は、空き家・居住住宅への助成支援と、仕事など雇用の場づくりの施策を伺うものであります。

5点目について伺いますけれども、国・県補助交付金について、先ほど渡邊議員からもありましたけれども、去る11月7日の報道によると、国の会計検査院からの介護保険料の国庫補助を、村の間違いにより多額に受け取っていたとあり、原因は交付金算定の調整率の間違いと担当者の認識不足としているが、2017年、飛んで2019年から20、2021年の4年間に関わった職員数とチェック体制はどのようになっているのか。

新聞報道によるあの記事を、避難されている村民なり村に戻られた村民が見たときに、何をやっているんだと。多く請求してもらって、今度は返さなくてはならないのかという率直な意見を何人の方から私はいただいておりますけれども、あの新聞報道ではそういうふうには受け取られるわけでございます。全協でもご説明いただきました。確かにやる気で行っている加重請求でもなければ、交付申請でもなかったというのは、もちろん分かりましたけれども、職員数の関係で言えばどうなのか。チェック体制についてはどのようになっている、そういう行政執行をされているのか、きちんと伺っておきたいと思えます。

2つ目は、受け取った交付金の返還と検討経過と返還額を示すとともに、交付金を過大に受け取っていたことに対する処分と今後の行政執行する上での村長としての所見を伺っておきます。

3つ目は、自主財源の厳しい村財政にとっては重大なことであり、ほかにも誤った算出はないのか。いろいろな各種事業多くやられ、村の予算も原発事故前であったら45億50億ぐらいの予算が4倍も5倍もかけていろいろな事業をやってきましたし、今からもやろうとしておりますので、そういう意味では誤った算出ということは、大変な今後、村民に負担と不安を与えるものになるのではないかとということで、この機会に総点検をされて、総検証をきちんとしていただきたいと思いますと求めておきたいと思えます。

以上、質問として終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため、休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前 11時56分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問1-1、国からのデータ、村が分かっている数値があると聞くが、住民・村民に身近に分かるように周知されていません。村民の方々に対して専門的な方々の協力・協働によって計測されている数値を示して、村民の健康と命を守るべき村行政執行で、なぜ身近に分かるように計測しないのか、知らせないのかについてお答えいたします。

国、特に環境省や文部科学省、福島県や団体が計測しているデータ等はそれぞれのホー

ムページでデジタル情報として公開されています。一方村では、空間線量率等の各種の値について、村民がより簡便かつ任意に確認できる環境づくりに努めてきております。具体的には、モニタリングポストを設置して、生活圏内の空間線量率をいつでも自ら確認できるようにしているほか、定点計測した空間線量率を、広報いたてお知らせ版で毎月周知しております。

また、道の駅やいちばん館ほかに食品の放射性物質計測機器を設置して、村民自ら計測ができるようにしているほか、こちらも毎月計測結果の代表的なものを広報いたてお知らせ版に掲載していることに加え、ホームページには全ての結果を公開しております。また、個人線量計の無償貸出しと、積算線量の分析と解説なども役場にて常時受け付けております。

村では今後も、さきにご説明いたしました手法等により、空間線量率や食品放射能、積算線量等の村民に身近な情報をお知らせしてまいります。

次に、ご質問1-2、村は高校生・大学生による村内活動を推進しているが、放射線を放出している環境の中で、子供・若者にとってよいことなのか。また、村内のどこにも放射線が高濃度値との表示をしない理由についてお答えいたします。

来村する高校生や大学生らの村内での活動につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故後の存在でのモニタリングや営農再開に向けた情報発信、風評払拭、村民との交流等を目的に、学びのフィールドとしてご活用いただいております。その実施に当たりましては、各大学、学校において事前講義や空間線量率の確認などを実施していると聞いております。また、村内に設置してありますモニタリングポストの数値を、来村時に自分で確認することができるほか、常時インターネット上で確認することもできるようにしております。

次に、ご質問1-3、自動車・作業車・農業機械による路上への土等の放置は、やがて乾燥・風雨により内部被ばくの原因となるし、道路脇、路肩が高濃度になっている事実の捉え方と対応策についてお答えいたします。

村内の道路については、環境省直轄除染により道路及び道路境界から20メートルの範囲が除染されていると認識しております。なお、路肩に限定した放射線量等の全体的な調査はしておりません。村ではこれまで同様、線量の高い箇所を把握した際は随時、ホットスポット対策を環境省に求めてまいります。

また、平成29年、令和2年、令和5年に村内放射線量マップを作成するに当たり、歩行サーベイにより車上から計測した道路の空間線量率は、各年次の数値として把握し、全戸にマップを配布しております。

次に、ご質問1-4、村・村民・住民の安全確保のためには、役場で働く方々と関係機関の方々への放射線防護の教育・周知は当然のことであるが、このたびの村長選立候補の記者会見で、放射線防護の3原則は学んだと公言されていますので、自分のみだけでなく、全体の意識とすべきなので、どのようにされるのかについてお答えいたします。

今般の村長選挙において立候補に係る記者会見はしておりませんし、また記者から放射線に関するご質問を受けていないと記憶しておりますが、なお外部被ばくを低減するため

の3原則として、1つ目に放射線を受ける時間を短くすること、2つ目に放射線源との距離を取ること、3つ目に放射線を遮蔽することがあるということについては、以前から申し上げております。またこれらは、放射線を放出する放射線源がどこにあるのかを一定程度把握または確定することが前提の防護策であることを、さきの議会でもご答弁申し上げております。

一方で、常に測定器を持ち歩いて線源や線量を特定することは困難であることから、村では、モニタリングポストの設置による生活圏内での空間線量率の把握のほか、積算線量計の貸出しによる実測値の分析と説明などにより、不要な被ばくを避けるために必要な情報の提供に努めているところです。なお、これらの数値を参考にしながら、村民の皆様はこれまでも不要な被ばくを避けるための対応を実施してきていただいているものと理解しております。

次に、ご質問1-5、村はこれまでにこれ以上被ばくさせないためにと、森林からの山菜・キノコの採集・販売をさせないよう呼びかけているが、その物質はなぜ危険とし、体にどう影響するのかについてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質のうち、セシウム137につきましては半減期が約30年と長く、林野庁発行のパンフレットによりますと、除染されていない森林に事故当時の90%以上がまだ残っているとされております。

環境省ホームページによれば、年間100ミリシーベルトから200ミリシーベルト以上の線量に対しては、がんになるリスクが上昇するという科学的根拠が存在するとされております。一方で、村内の空間線量率は年間100ミリシーベルトと比較すると十分低いいため、村では、食品等による内部被ばくのリスクを可能な限り低くすることが、無用な被ばくを避けるためにはより重要であると考えております。

このため、厚生労働省が定めた食品中の放射性物質に係る基準値1キログラム当たり100ベクレル未満を厳守するために各種の食品モニタリング体制を整えてきております。

また、現在村から出荷される食品は吸収抑制対策が施された田んぼ、畑、施設で栽培されたもののほか、定期的な飼養状況調査により管理されたエリアで使用された畜産物で、県、村の定めるモニタリング基準を満たしているものに限定されております。このため、県による野生の山菜類やキノコ類の出荷制限を踏まえて、村では未除染の山林内の山菜類やキノコ類を採取すること、出荷すること、摂取すること、譲渡することの全てをしないように、広報お知らせ版や村公式LINE等で周知しているところであります。

次に、ご質問2-1、東北中央自動車道の霊山飯舘インターチェンジからのアクセス道路及び国道399号線の整備改良についてお答えいたします。

東北中央自動車道の霊山飯舘インターチェンジからのアクセス道路については、相馬地方市町村会を通して要望しており、様々な機会にて東北中央自動車道へのアクセスの重要性を訴えております。

国道399号線においては、国道399号線改良整備促進期成同盟会や国道399号線あぶくまロマンチック街道沿線自治体連絡協議会を通して精力的に要望しております。今後につきましても、関係市町村と連携を図り、早期整備実現に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問 2-2、今後の継続的な財政支援の見通しについてお答えいたします。

第 2 期復興・創生期間終了後の財政支援につきましては、福島再生加速化交付金をはじめとする復興財源の確保を村独自の要望だけでなく、福島県町村会などの関係機関と共に要望しているところです。

国では、第 2 期復興・創生期間終了後も財政支援をする意向を示しつつも、国の行政事業レビューでも分かるように、被災自治体に負担を課す動きや、これまでの申請スキームを見直す動きもあるところです。

引き続き、原子力災害の特殊性や避難地域の実情を訴え続けながら、財政支援等を要望し続けてまいります。

次に、ご質問 2-3、買物・通院弱者への対応と福祉行政全体での支援策についてお答えいたします。

まず、買物、通院ですが、村独自の交通支援としましては、社会福祉協議会へ委託しております生活支援ワゴンの運行にて、いいたてクリニックへの通院や、村内の移動に加え、週に 3 回、月曜・水曜・金曜日に南相馬市、川俣町での買物のための移動支援を行っております。また、村外の介護施設等を利用するため、村外在宅サービス等送迎事業をトーネット株式会社へ委託し、デイサービスや医療機関への通院を支援しているところです。

また、社会福祉協議会に委託しております地域お助け合い事業により、登録した村民による村内の通院・買物等への送迎も実施されているところであります。

次に、貧困者・高齢者・障害者の方などへ対応する福祉関連の制度や具体的な支援や助成については、多岐にわたりますので、個別具体的な相談に対しまして、都度丁寧に対応してまいります。今後も、まずは健康福祉課までご相談いただければと考えております。

次に、ご質問 2-4、村内で生活すると、高压線・風力発電による電磁波、産廃場・バイオマスによる汚染水、放射性物質の放出など心配と不安があるが、村としては安全性の確保や放射線対策・情報公開・チェックの在り方はどうされるのかについてお答えいたします。

風力発電の実施に当たっては、事業実施を計画する主体が法令にのっとり、事前に環境アセスメントを行います。電磁波に関する項目はないものと承知しております。

木質バイオマス発電施設に関しては、構内へのモニタリングポストの設置、定期的な水質検査、灰の放射線量測定などの管理を行っているところであり、それら情報については、事業者のホームページで公開のほか、近隣市町村参加で構成する地域協議会でも共有することになっております。

次に、ご質問 3-1、物価高騰に対する支援についてお答えいたします。

国では、11月22日に、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定し、現在国会において関連予算の審議が行われております。この総合経済対策には 3 本の柱として、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、そして国民の安心・安全確保が示されており、このうち物価高の克服は、特に影響を受ける低所得者等への給付金支援など、家計の負担軽減が盛り込まれております。

村では、これら国の動向を見ながら、物価高に対する支援事業に取り組んでまいります。

次に、ご質問4-1、移住者からの要望把握等についてお答えいたします。

移住・定住の促進については、国の再生加速化交付金を活用し、交流・移住・定住等促進支援事業を実施しているところです。

移住された方との交流の取組として、当初は移住者の集いを開催し、移住者相互の交流、情報交換の場としてきたところですが、移住されてから数年たつ方も増えている状況を踏まえて、令和5年からは参加者の範囲を広げ、ふだんお世話になっている村民の方々を含めた情報交換の場として改めてきたところであり、さらに今年度は、村に移住された方や移住を検討されている方を対象としたパークゴルフ大会を開催し、より一層の交流を深める取組を進めてきたところです。

今後も村へ移住された方の定住支援として、村民との交流の場を展開してまいります。

また、移住された方の要望や要求の把握については、同支援事業にて実施している移住相談窓口であるいいたて移住サポートセンターが担っており、個別に相談を行い、いただいた相談を基に、村の企業紹介や村の制度の案内等、村で安心して暮らし続けられる支援に努めております。

次に、ご質問4-2、空き家支援と雇用の場づくりについてお答えいたします。

空き家支援については、村独自の住宅確保のための補助金として、移住定住支援事業補助金を交付しており、住宅を新築するための費用や、空き家の購入、修繕の費用の一部を補助しているところです。

また、雇用の場づくりについては、これまで企業誘致に努めてきたところであり、加えて、未来へつなぐ農業支援事業、未来へつなぐ商工業者支援事業などにより、村内の農林畜産業・商工業の振興も図ってまいりました。さらには、これらに加え村でなりわいを始めようとする方へ支援する、ふるさとの担い手スタートアップ補助金やベンチャー企業創出支援事業、そのほか地域おこし協力隊起業支援事業など新たな創業の支援にも取り組み、多様な働く場づくり、雇用の場づくりに努めてまいりました。なりわい人口の確保のためにも、これらの取組は重要でありますので、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、ご質問の5、国・県補助交付金について3点のご質問がありますが、関連がありますので、一括してお答えいたします。

さきの渡邊 計議員のご質問にご答弁申し上げましたが、会計検査院による会計検査の指摘事項により、介護保険の財政調整交付金を過大に収納していたことが判明いたしました。これは各年度の普通調整交付金算定時に、後期高齢者加入割合補正係数の誤りや特別調整交付金等により交付を受けていた、東日本大震災に係る利用者負担減免分に相当する額を調整基準標準給付額へ含めていたことなどが要因であります。職員体制につきましては、各年度における健康福祉課長、福祉係長、介護保険担当職員が交付金申請に係る発議、決裁を行う体制となっております。

次に、返還額につきましても、さきにご答弁申し上げましたとおり、2017年度及び2019年度から2021年度の合計4年間で合計1,632万4,000円の返還額について、本議会にて予算を計上させていただいており、返還時期は今年度中の見込みとなっております。

また、ほかにも誤った算出となる形はないのかのご質問につきましては、現段階として、

同様の理由で返還の生じる交付金や補助金はないものと認識しており、引き続き、法令、制度、ガイドライン等を熟知するとともに、複数体制でのチェック機能の強化に努めてまいります。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） それでは、1点目のほうから再質問をいたします。

まず、ホームページとお知らせ版で公開しているし、個人線量計の無償貸出しなど、村民要望について応えていると答弁なので、私が村民からの心配や不安についての、自らの計測調査に基づいて質問しているのに対しては、村としてどういうふうにするのか不十分な答弁でありました。加害者である国や県の言いなりの現状のやり方で、それでいいんだということの答弁なのか、村民の命と健康を守る上でも今のやり方で大丈夫なんだということでしょうか。伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の今のやり方で放射線防護としていいのかというようなご趣旨かと思えます。やはり放射線防護のためには、今ある線量というものの把握というものが大切であると考えております。その中でも、やはり身近なものということになりますと、生活環境周辺の空間線量率でありましたり、あるいはそれぞれが栽培もしくは採取した食品の放射性濃度であったり、そうした身近なものをまずは知っていただき、対策を取っていただくことが重要かと考えております。

その点でいきますと、今、ご答弁申し上げましたとおり、村においては周辺の空間線量につきましては、モニタリングポストを中心に線量率をお示しするというので、その数値を把握していただけるようにしておりますし、また食品等につきましても、やはり、今、自分のところで取れたものがどのぐらいの数値なのかということが分かるような体制をつくっておくことで、その数値を把握して、それを100ベクレルという基準値を下回っているか、それ以上なのかというところが確認できる、こういうことをやっていくことが放射線防護対策の上では重要と考えておりますので、この対策でいきたいと考えておりますし、これまでもそうした対策を取ってきているということでもあります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 現状把握第一で、実態をつかんでの周知するのが大切だと言っておりますので、村独自とか確認している村民の主体的な計測については、今後はどのように村として反映され、町民や住民に安全・安心な体制にしていくのか伺っておきます。

特にきちんと把握され、村がやらないから村民がやる必要があるんです。私どもも何か所かやっておりますけど、いずれにしろ村独自にはやる気がない。村民がじゃあ主体的にやったものについては、村はどのような扱いをされるのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 村民の皆様が独自に計測した数値の取扱いについてということでもあります。その数値がほかの村民への生活、全体的なその影響も含めて看過できないものといえますか、非常に大きな変動があるようなものにつきましては、環境省等に相談をしながら、ホットスポット対策をはじめとする対策を打っていくことになるのかなと思えます。それ以外の部分につきましては、村の中で情報共有させていただきまして、今後の参考とさせていただきたいと考えています。

以上です。

8番(佐藤八郎君) フォローアップなり環境省との関係で対応するという事なので、役場に計測した実態を報告すれば、そのことについて1点1点对応していくということだと思うので、そのように答弁として承りました。

次に、1-2については、各大学、学校において事前講義や線量率の確認など、という答弁あったので、これはどのような内容で講義されたり、どんな資料に基づいてこの確認をされたりして、そういうものを事前につかんだ上で、各大学や学校が村に来て活動されているのか、理解されているのか。もう一度伺っておきます。

村長(杉岡 誠君) 1-2の答弁の前に、先ほど話の中で、個別に対応というのはそれは事実としてあるかもしれませんが、まずその放射線を測定するに当たって、この後の大学生あるいは高校生についても関係しますが、ある程度共通する機械、あるいはその設定による測定というのは非常に大事なものですから、食品放射能の測定機械については村内10か所以上に設置して、村民の方が持ち込んだ数字を村としては把握し、それを公表しているということなので、村としては何もやっていないのではなくて、村として測定器を設置して把握をした空間線量率の公表、それから村民の方々が、あるいは物を購買された方が道の駅等で測定したのもも含めて、それも全て公表しているということで、それは一定の機能あるいは機械として同一の基準のもの、それによって得たものを公表しているということでお踏まえいただきたいと思います。

それから各大学については、私が聞き及ぶ範囲では、もちろん村から提供されている、あるいは各ホームページに出ているような数値というものを事前学習したりするという事と同時に、実際村を訪れたときに自ら計測をする、それは空間線量率のように簡易に測れるものだけでなく、例えば土壌サンプルの取り方、どういう形で乾燥させてどういうふうに計測するかということを実地に学びとしてやっているということの大学もあるとお聞きをしておりますので、様々な形で事前学習、あるいは現地学習ということをなさっていると把握しているところであります。

以上であります。

8番(佐藤八郎君) 今、1-2の関係で村長からありましたので、共通する機械というのは、じゃあ村民がどんな機械で測れば、それが確かなものだというふうに村が認めるのかが1つですね。

あとは大学生が自らやって、やったものはそれはそれで理解するというような答弁なので、村民がそれなりの専門家なり東京新聞で実証されて確かなものだという報道しているものに対して、大学生が自らやるものはそれで理解していると。もう共通の機械で計測したものしか云々の、今、何かどういう意味か分かりませんが、村民だって実態と真実をつかみたいから一生懸命やっているものであって、大変な苦勞されているんですけども、そのことに対しての答弁としてはどのように理解したらいいんですか。

村長(杉岡 誠君) どのような機械でというよりも、村が設置している、例えば非破壊式の食品放射能の計測器については、一定の同じ精度のもの、同じ管理の下で、村内10か所、これは各集会所を含めて置かせていただいていますから、そういう簡易計測のものもあり

ますし、ヨウ化ナトリウム、NaIシンチレーターというものがありますので、そういったものは持ち込まれたものについては一定の時間かかりますが、これはお受けしたものはお測りをして、持ち込まれた方にきちっと公表する、あるいは村のホームページ等で公表するというところを実施しているところです。

なお、どういった数値が正しいのか、あるいは測り方が正しいのかについて、ちょっと統計学的な話をするかもしれませんが、例えば1つのものが1キログラムの鉄球があるときに、それを何かのはかりで量ったら1キロになったのでそれが1キロだというふうにはならないんですね。統計学的にも計測学的にもそれは、10回、20回、100回量った中で統計的なばらつきが精度によってかなり出ますので、エラーバーというものをきちっと把握した上で、物事の動態というのを把握しなければならないということです。

ですので、例えば1つのキノコ類の中の何かというものを測ったとしても、それが採取する場所がいつも異なる、あるいは経年変化が測定できない、サンプリングが1個か2個か3個か10個かその程度だと、それが絶対値とかある程度の傾向を把握する数字としては、絶対的には受け入れられないというのが一般的な計測の仕方になりますので、村としては、そのような固定的な数字というよりも、村民の方が持ち込まれた数値等について、隠すところなくそれらを公表するというところに努めてきておりますし、食品放射能というよりもどちらかという空間線量率のほうで、自らの生活環境の身近なものがどういった空間線量にあるのか、あるいはそこから先に立ち入らないでくださいと言っている未除染地等についての境界ラインがある程度分かるように努めさせていただいてるところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 分かりました。答弁は分かりました。

実態をきちんと、お知らせ版が一番多いのかな。食料関係なんかはね。私が質問でも示したように、場所やそのときそのときの気候、そのときの自然の状況によって、いろいろあるというのは、今、村長言うとおりでですので、だからこそいつ測ったものがこういうふうに出たところとも言っているわけなので、村民としても、だからそのことはそのことでぜひ参考にして、多くの村を訪れる関係者なり、そういう方々にも周知願えればと思います。

1-3について移りますけれども、答弁では、放射線量などの全体的な調査はしておりませんということで、路肩に関しては、実際調査した結果もお示ししましたけれども、そういう場合、調査してないと答えておきながら、高濃度の箇所があれば国に対策を求めるフォローアップですか、という流れですけれども、では計測して村に申し出れば、それには村から国なり、村としての対応をしていただければということなんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 計測をして村に相談をすれば、環境省につないでいただけるのか、対応していただけるのかというご質問であります。

これまで、村は個人線量計を携帯していただいた方の中で、例えばこの一定時期に線量が高くなったという場合には、専門機関にアドバイスや相談などをつないで対応していただいているところでもありますし、ご質問にあるように、例えば一定程度の場所が高いというようなご相談、ご心配が村のほうに寄せられたときには、環境省のほうにつなぎまし

て、実際にする場所を環境省のほうで測っていただいて、そして高い場合には追加除染などをしていただいたという経緯もございます。これまでもそうしたご心配の相談、あるいは計測した結果の相談等で村のほうにお越しいただいた際には、環境省のほうにつないでそうした対応を取ることは可能と思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次に進みますけれども、村長は、記者会見ではないという話だったので、そのことは大した問題ではないので、村長が分かっている3原則なり防護に対する知識が、役場で働く方々や関係機関、例えば社協とか直接関わる方々が、その部分で村長と全く同じ意識を持たなくても、それに近い意識を持つような教育や学習なり研修なり周知はどうかというので心配しておられる村民がいて、私、記者会見でこう言ったんだと言われたので書きましたけれども、私自身はその記者会見でというのを読んだわけではありません。村民からの声として挙げましたので、役場等関係機関で働く方々の問題は、放射線防護の教育や周知することは特にやるものじゃなくて、各自の問題として、それから意識として持ってほしいという答弁なのか、この答弁はね。分かりませんが、そういうことなんでしょうか。各自の問題ですか、職員や関係機関で働く方々。

産業振興課長（三瓶 真君） 今の職員につきましては、あるいはその関係の企業等につきましては、これもさきにご答弁申し上げますが、やはりある程度、この中で村内でお仕事をする上で、自分がどの程度追加で被ばくを受けているのかという数値を把握していただくために、今の個人線量計の貸出しは引き続き行っておりまして、また継続した結果も一定期間測りましたらば、ご本人のほうにお知らせをしているというような状況ですので、まずはそれをもって、それぞれの自分の線量を把握していただくというのが基本かなと思っております。中には放射線に対する関心がちょっと低い方は、あまりそれを活用しない例もあるようですが、基本的に全体の対策としては、そういうものを活用して対策を取っていただくようにということで、対応をしているところであります。

また、その放射線防護の教育といいますか、そういうことにつきましては、ある程度その中でこれまで勤めてきた職員などは、経験の中、あるいはリスクコミュニケーション等も行ってきておりますので、そうした知識については一定程度お持ちのことかなとは思っております。なお新しい職員等に対してなどの点は、もしかすると知らない点もあるのかもしれないので、そこについては庁内にそうした回覧のシステムなどを使って、改めてお知らせするということはできるかと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） いろいろな個人的な考え方、思考がありますので、新しい人にだけお知らせして分かってもらうというのか、村民や住民、高齢者の方などに聞かれたときに、それぞれがきちんと答えて対応する職員であればならぬ、関係機関の方でなければならぬと私は思うんです。それが仕事ですから。村民とか住民が配布されたものを見て、知識で知っておくだけの話のことを聞いているんじゃないじゃなくて、知らせる立場、知らせて一緒に安心・安全な村づくりをする立場が仕事じゃないんですかって。だからきちんとやるべきじゃないんですかと私も思うし、私に寄せてくれた何人かの方も、そういうのを分かっている

るんだらうかと。自分たちは通勤公務員であり、通勤の団体職員だからいいんだらうけどもという方もおりますけれども、いずれにしろ、きちんと最近ワラビ取ったら、ワラビこんな高いものもあつたらしいとかね。そういう身近なことで話せるような意識を持つてもらうのが大切ではないかと私は思うんです。

ホームページ、デジタル化の中で出している、お知らせ版に知らせている。じゃあそれでいいんだという話をしていますけれども、もっときちんと基本的な部分は分かり合つて仕事してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） おただしのとおり基本的なところについて踏まえるべきだというのは、放射性にかかわらず村行政全てについて言えることかなと思います。当然そのサービスとして、いろいろな行政サービスを提供させていただく身でありますから、様々なことに幅広く知識、あるいは知見を持つべき職員ではありますけれども、なお例えば保健師さんのお持ちの情報を職員が全員分かっているかということとそうではありませんし、建設土木のほうの専門的な部分を全職員が分かるわけでもないということがあります。

それから放射線に関しては、この震災がなければ、あるいはこの原子力災害が事故がなければ、なかなか多分この飯舘村役場で言葉としても出ることがなかつたらうという部分がありますので、なおちょっと意を図りながら、おっしゃるとおり村民の方々にお示しをしている数値等々についても、しっかり見るようにということで、庁内的には周知是正を図っていきたいと思います。

なお、放射線に関する説明に関しては、そこに趣旨的な自分の個人的な感覚が入るということは、行政として非常に問題があるかと思しますので、現実には現実、事実は事実、分からないことは分からないという形でお示しできるためには、そういった専門部署があるものですから、そちらのほうを案内させていただきたいと思うところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、質問でも示したように、山菜やキノコの現況、実態、13年たった今もあのような数値が示されている。キノコや山菜が示してくれている。その中で暮らす飯舘村の住民だということ。村長が100ミリシーベルトからきて、村は低い値なのでという話ありましたけれども、原発事故前は、国民は防護観点からいって、年間どのぐらいかというふうに法で定まっているんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 震災前の公衆衛生上の追加被ばくに関しては、年間自然被ばくが1ミリシーベルト程度の日本にあつては、追加被ばく1ミリシーベルトという形で設定されているものと認識しております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 震災前は村長言うように1ミリシーベルト未満というのが基準としてあつたわけですがけれども、事故が起きましたら100倍、20倍、飯舘の除染レベルは5倍という流れでここ13年の間に変化しながら来ました。いつも答えてらっしゃるこの無用な被ばくというのは何なのかと、体の影響、じゃあ無用な被ばくした場合は、どのような影響を体に及ぼしているのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 無用な被ばくといいますのは、自然界からの被ばくであつたり、

つまり宇宙空間からのものも含めそうでありますけれども、そうしたものでそこに住んでいることで、通常受けるその被ばくに、さらにその追加で被ばくというものが追加被ばくでありまして、その追加被ばくについてはなるべく受けたくないことが望ましいということで、そこには無用な被ばくというような表現が使われてくると考えておりますけれども、失礼しました、追加で医療行為等で受ける放射線量等も加えてそれを除いてということになっております。

その100ミリシーベルトを、じゃあ無用な被ばくを受けるとどうなるのかということでありまして、答弁の中でもありましたが、環境省におけるホームページでの記載によりますと、100ミリから200ミリシーベルト以上の線量に対しては、がんになるリスクが上昇するということが言われておりますので、そうした形で瞬間的に多量の放射線を浴びてしまいますと、がんになるリスクが高くなるということが、これは同じ環境省のホームページの中で、原爆被ばく者の疫学調査から得られたデータなんだそうでありまして、それが高くなるということが言われているということで理解をしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 震災あって2年3年の中で、福島県内の各病院の病床の状況実態調べたことがあるんですけども、原発事故が起きる前の3年と起きた後の3年の間で、病状がものによって何倍も増えている実態があったんですけども、ちょっと今日はその表を見つけられませんでしたので、国はちゃんとそういう実態もつかんでいるはずなんですよね。ですから、国にきちんと確認されて、原発事故が起きてから無用な被ばくをして、どれだけの病気が福島県内で出たり、村民にとっても村のそれぞれの健康な体に影響したのか、実態というのはきちんとつかんだ上で、そういうことがあるので過去に。無用な被ばくは避けるようにという流れにしないと、今、課長が言ったような国のホームページ見ればこうだああって、国は加害者ですよ。放射能を空からまいた加害者が、自分らの都合いいように公表しているものが、本当に私たち村民や住民の体にとって安心・安全なのか。課長はそれが安心・安全だと思っていらっしゃるんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほどから出ております私が安全・安心と思っているかどうかであります、正直分らないというのが正直なところであります。主としてその100ミリシーベルトにつきましては、がんのリスクが高くなるということがこれまでの調査の中で分かっているということでありまして、だったら101ミリだったら危険なのか、99なら安心なのかという点につきましては、この数値についてはあくまで危険と安全の境を示す閾値ではありませんので、なるべくそういう意味でも無用な被ばくは避けたほうがよいということであるようであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 事故前の自然の放射性物質、宇宙から来る話も課長からありましたけれども、それはそれであるんですね。ただ、原発事故が起きて自然界にない放射性物質が、31の物質が空からまかれたと加害者の国が言ったわけですから、それが13年たってどの程度、半減期を迎えないであるのかというのも、今、公表されていますけれども、それはそれとしてね。だから分からないことをさも安全かのように言わないで、やっぱり実態に基

づいて、道路脇や路肩測ったらこのぐらいあるんですよ。山菜取ってみたら村で調査したらこのぐらいあるんです。村が直接、職員がやらなければ、村民が取って測ったものがあるわけですから、そういうものを示しながら、こういうものを取ったり体に食べたりすることが無用な被ばくなんですよと、分かるようなことで示したらいかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） その路肩の放射線量等につきましては、その示すということに関して、1点での計測なのか全体での計測なのかというのはあるんですけども、周辺に設置されたそのモニタリングポストの数字等もありまして、そこに有意な変動がない限りは、あまりそこについては参考として捉えさせていただければと思っております。

あとキノコについて、例えばその食品について幾ら以上ですと危険ですというようなお話について周知を図ってはどうかということでもありますけれども、これについては以前は飯舘村の放射線に対する広報紙等で、そうした放射線に関する知識といいますか、そうしたものを周知していたところでもありますけれども、現在は一定程度期間がたつ中で、回数的には少なくなったのかなとは思っております。

ただ、現状それがどういった数字になるのかということところは、引き続きお知らせ版等を使ってお知らせをしているところでもありますので、そもそもの食品の基準であります100ミリシーベルトというところがありまして、100ベクレル・パー・キログラムというのがありまして、それに関しましても、それ以下のものというものが今なかなか現状、村民の方から申込みがありました食品放射性物質の結果を見ますと、下回っているということはないようですので、山からの採取を助長するようなことを避けたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 食品の基準の話もありましたけれども、課長は知ってらっしゃるんでしょうけれども、原発事故前の国の食品基準と、その後の食品、加害者が国が決めた食品基準は何倍にもなってるんです。つまり事故が起きたから何倍も基準を上げて、基準をクリアするように、加害者がつくっているんです。今は私どもはその事故が起きてからつくったものに合わせよう合わせようって行政執行しているんです。本来は事故前の基準を守るべきじゃないですか。1ミリシーベルト、先ほどの放射線もそうですけれども、それも役場でも何回も質問する中で、将来的には未来としては1ミリシーベルト未満がというふうには、何回も村も答弁してきました。国も今も答弁しています。当面20ミリ未満で100ミリまで言う人もいるし、だから食品も基準はそういうふうに変わっているんです。その表も今日は持ってきませんでしたから、今度プラカードで皆さんに出して見せますけれども、事故前と事故後は勝手に加害者が基準をアップしているんです。それに合わせて暮らさない、安心・安全なんですよって言っているんです。加害者が。私どもの体が事故前と事故後の1年2年で放射能に耐えられる体に成長したわけではないんです。実態は。そういう流れで13年目を、今、過ぎたところです。

今後ますます10年過ぎて体の影響を受けて、だんだんいろいろな形で病気を発症したり、早い寿命を迎えたりするというのが実態ですよ。ですから、震災前の基準に変えるというのが当たり前の話なんです。それをさも環境省がどうのこうの、ああのこうのって、村も一緒になって答弁していることは、加害者の請負事業をやっているわけじゃないですよ、

公務員は、それを申し上げて、今後それは示してきていきたいと思えます。

次に入ります。2-1にアクセス道路399の話、答弁ありました。これ他市町村なり全国的な流れ見て、要望書提出とか要請活動って首長さんと議会と一緒にやって提出したり活動しているのが多々あるんですけど、この間、何か村長名だけで出すのが何か定例になっているというか、議会と一緒に出したくないというわけではないでしょうけれども、同じ内容であれば、きちんと10人の議員と村長と一緒にやって提出され、行政活動したらいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 私は行政執行側の長ということで任命をされて、負託をされておりますので、そちら側の立場で要望させていただきます。また、議員の皆様については地方自治法上に基づく権利がありますので、議員活動として個別にされているかなど私は認識しております。全国議長会等々含めてなさっておりますので、一緒に行くことも大事かもしれませんが、それぞれ違う見方、目線の中で別々な形で要請を強めていくということも非常に大事だと思いますので、この辺は同じ目的であれば、いろいろな様々な手法を否定せずに、正当な方法でやっていきたいと思うところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 立場上の答弁、もちろんのことではありますが、一緒にやれることはなるべく一緒にやっていただきたいと強く要求をしておきます。

次、交付金の期間見直す時期のお話が出されていますので、答弁の中で申請システムを見直す動きもあるという答弁なので、どのようなものが動き、把握しているのか。大丈夫な範囲で答弁願えますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど村長答弁でも申し上げましたが、復興庁あるいは経産省のほうで、復興施策の総括に関するワーキンググループや行政事業レビュー等の中で、復興施策の見直しについて議論が行われているところであります。その中で予算の被災自治体の自己負担導入、それから事業の絞り込み、さらには復興の終了時期といった議論もなされているという話を聞いております。

これらを受けてさきの県知事も、国に対して要望活動を行ったというような結果も新聞等で示されているところでありますが、そういったことで村もそういった動きを踏まえて、先ほど加入させていただいたという帰還困難地域の協議会のほうでも、さらに国のほうに会長・副会長が出向いて行って要望する中でもそういったことがありましたが、そういった動きも続けてきているところであります。

いかんせんそういったことで、国の動きがあるというようなことで、村もそういった総括のワーキンググループのほうに出向いて行って、村としての考え、状況について、実態を訴えてきたというような結果も踏まえて、こういった流れが総括としてまとまってきたというような流れになっております。

8番（佐藤八郎君） 併せて先ほど質問の中で申し上げた農業を基幹産業とするので、あえて福島県の就農の支援のことで申し上げました。そこで、福島農業経営の就農支援センターが立ち上げられて、県は制度事業などに関してやる、JAグループは産地、販路、融資などをやる、福島県農業振興公社が就農準備資金や研修、福島県農業会議が農地経営、労務

などをやっていくという、どういう分け方が分かりませんが、その中でされていて、相談内容の共有や対応内容のフィードバック、そういった提案の企画や計画の検討及び実現をしていくんだと。これが7つの県農林事務所がサテライト窓口になって、市町村やJAと協力・協働の中で実現していくというのが流れですけども、この流れに対しての取組と所見を伺っておきます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後2時07分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） それでは再開します。

（午後2時10分）

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問にありました福島県農業経営就農支援センターにつきましては、福島県の新規就農相談窓口ということで、今、発足をして実際に活動をされているというところであります。村に対してもこちらのセンターから、現在で3件ほど村の中の就農を志す方が相談に来たりということに関わりはございますが、ただ今回のご質問のほうの国の財源等々の絡みでの情報等については、今、村のほうには特別入ってきておりませんので、そのようにお答えをいたします。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次のやつに入りますけれども、交付金のじゃなくて買物なり弱者対応等、福祉行政全体について、ちょっとこれも健康福祉課長なり村長が、去る11月29日に県の財政制度審議会が発表したものについて、公表されているので、これについてどういうふうに村民の生活からして思うか、所見を伺っておきたいんですけども、内容を言うと長くなるので、医療費の自己負担の原則3割負担やら要介護の1、2の方の訪問介護、通所介護の給付をなくすとか、そういう諮問が出されているんです。生活保護の問題とか、下水道事業の広域化の共同化による使用料値上げとか、公立学校の教員に各種手当を廃止して、今度残業代をそれに向けてとか、そういうものが諮問会議から諮問として出されているので、現場なり自治体を預かる者として、村民の立場からして、何か弱い者をますます負担を増やして、病院から遠ざけたり施設から遠ざけるような方向なので、心配なので所見を伺っておきたいと。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今、議員のほうから国のほうの財政制度審議会の動きについてご質問ございました。内容について十分把握しているわけでもございませんので、ここで答弁はなかなかできる部分ではないんですけども、村内におきますいわゆる質問されています交通弱者の部分、こちらについては今現在も生活支援ワゴンだったり、あるいはトーンネットによる村外介護サービス事業への送迎だったり、あるいはお助け合い事業での送迎、こういったものでカバーをし、十分とは言えないかもしれませんが、村内の足の確保というようなことで努めてきているところであります。

今後こういった事業は非常に重要な、これからますます高齢化が進む中で必要のある事業でありますので、こちらについては、今後も引き続き国のほうに要望しながら、足の

確保についてはやっていきたいと考えております。

8番（佐藤八郎君） 国の方向を見て、声を上げるときは声を上げていくということをしないと、それを請け負うだけの行政組織だったら、住民のための仕事になってないので、よろしくお願ひしたいと。

次に移りますけれども、深谷に真ん中にいてずっと遠くの山を見たら風車しかないような村になっては困るので、思うのでありますけれども、電磁波に関する今後議会でも勉強会しようということになっていきますけれども、村長の見識はどんなものでしょう。答弁では、項目はないと承知しておりますしかないんですが。

村長（杉岡 誠君） 今、私のは電磁波に関する部分ということでよろしいですか。一般的に電磁波といった場合には、可視光線、あるいは放射線による放射線そのもの、あるいはX線も含めて全て実は電磁波と呼ばれますので、そういったものがこういう例えばエネルギー業ですか、その中から生まれる例えば高圧電線等から発生される電磁波が、例えば健康被害上問題があるということであれば、当然環境アセスメントの中で検討されるべきものだということ担当のほうに調べさせましたが、アセスメントの中には電磁波に関する項目がないということですので、一般的にはそこが健康被害云々という形では認識されていないものと把握するところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 項目にないから、村長も電磁波は健康や自然環境には問題ないという見識だということですか。

村長（杉岡 誠君） 今、電磁波の種類についてちょっと申し上げましたが、電磁波は周波数帯によって名称が変わっております。特にX線以降のいわゆる周波数として大きいもの、波長として短いものについてはエネルギーが非常に大きい、振幅も大きいということで、人体に影響があると。その中に放射線中のガンマ線というものも含まれてるということでもあります。ですので電磁波であれば別に何でもいいということではなくて、私たちが通常目で受ける可視光線も含めて電磁波と一般的に呼ばれますので、電磁波の中のどの部分が私たちにあってその管理をしなければならないのか、気をつけなきゃならないのかということの中で、特に村としては放射線対策についてはしっかりやってきているという部分、あるいは皆様が見て分かる状態をつくってきているということは、先ほどご答弁申し上げたところです。

なお、高圧電線等々から発せられるであろう、いわゆる電場と磁場が交互に変わることによって電磁波という名前の線が出るわけですがけれども、それについて全国的に環境アセスメントの中の検査項目に入っていないということでもありますので、その旨をご答弁申し上げたところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 別な機会に置いて、次に移りますけれども、次の移住相談窓口であるいたて移住サポートセンター実態としての成果なり、やっているの課題というのは、今、何があるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住サポートセンターについての課題等でございますが、

まず今般村のほうに移住相談件数も結構増えてきているところでもあります。一番心配されているのは、やっぱり何といても住まい、住居の確保かなということで捉えているところ。なかなか今、空き家・空き地バンク等も進めておりますが、村の昔の農家造りの民家、そういった部分については若い方々、小さいお子さんのお持ちの方についてはなかなか住みづらいという部分もありますので、結構小ぢんまりとしたそういった住宅のほうに求められているのが実情なのかなというふうに捉えているところ。す。

ただ、そういった部分も、持ち主・持ち家の方に改修をしていただいたり、また来られる方が少し空き家の改修の補助金等も活用しながら使っていただければ大変ありがたいということですが、まずはそういった部分が第1点で、2番目にやはり雇用の場の確保かなと捉えているところでもありますので、しっかりその辺もサポートしてまいりたいと思っているところでもあります。

8番(佐藤八郎君) 次に移りますけれども、どうしても居住住宅なり移住・定住やっっていく中で、今まで村づくりというのは、飯館の場合は商工会、JA、森林組合、村と一体となって協議の場を設けたりして、いろいろやってきたんですけども、現状の中では、協議とか定例化した会合というのは持たれているんでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 商工会議所の定期的な会合を村で行っているかという、そういった事態はなかなか進められてなかったということ。ただ事あるたびに、こちらから赴いたり来ていただいたり、中の相談業務、そういった部分については、情報を共有しながら活性化につなげてまいりたいということで動いているところ。す。

8番(佐藤八郎君) 一緒に飯館村の再生なり復興なり復旧をする中では、それぞれの責任ある団体の要望とか実態把握、内容の課題とかきちんとつかんだ上で、一緒になって歩むというのが基本ではないかと思うので、ぜひ努力をしていただきたい。

次に、渡邊議員からもあったように、これ2017年と2018年抜けて、2018年はなぜ適正で指摘がなかったのかよく分からないので、その辺もう一度と、行政というのは継続執行が多いので、この状況が発生した原因というのは、何で2018年の分はきちんと継続されて、それがまた継続されなくなって、何かよく分からないんですけども、その辺と、あと複数体制のチェック機能の強化に努めてまいりますというので、やっぱりこの際ですからいろいろな事業をやっけて、後で問題が起きるような事業なりなんなりないように、副村長、全体を見てこの際やっけて、新聞にあのような報道をされて、その中に飯館村という名が載るようなことのないように、ぜひお願いしたい。

副村長(高橋祐一君) 今回こういう形になって、本当に申し訳ないと思っております。少ない職員の中でやっけているという部分もありますけれども、管理体制という部分と、やっぱりその引継ぎという部分ですか、あといろいろな研修等を踏まえながら、今回こういうことがないような形で、これから進めていきたいと思っております。(「終わります」の声あり)

議長(高橋孝雄君) これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、2番 花井 茂君の発言を許します。

2番(花井 茂君) 議席番号2番 花井 茂です。令和6年第7回飯館村議会定例会において、一般質問をいたします。

今年の秋も、秋の気配を感じることなく、冬のシーズンを迎えています。これは日本ばかりではなく、世界的な異常気象が報告されています。原因とされるのは、温室効果ガスによる気候変動とは周知のとおりであり、脱炭素化が叫ばれている中、その柱となるものが、電気自動車EVへの転換です。近年、中国を筆頭に欧米自動車メーカーが全面シフトを進め、普及してきましたが、EV車は走行中に二酸化炭素を排出することはありませんが、製造過程においてはガソリン車よりも二酸化炭素を排出し、環境負荷も多いと言われています。また、ここに来て販売台数の鈍化もあり、EV全面シフトへの方針転換を見直し撤回をする欧米自動車メーカーが相次いでいます。しかし、日本の最大手自動車メーカーは、環境問題に配慮しない企業と批判されながらも、EV全面シフトすることなく、ハイブリッド、PHPV、水素にEVと、全方位戦略を進め、むしろ大正解と言われている。

村政に携わる1人として、多様な考えと意識を持つことが大切だと思う今日この頃です。それでは、通告いたしました2項目4点について質問をいたします。

1項目めは、村長2期目の村政運営についてであります。

1点目は、本年第6回定例会において、杉岡村長の2期目に向けての決意表明について一般質問をいたしました。その後、10月6日に再選され、10月27日から2期目の杉岡村政がスタートし、新たなステージが始まりました。杉岡村長の持てる力を十二分に発揮され、手と手を取り合って、さらにワクワクする楽しいふるさとへの実現に向けて、尽力されまそう期待しています。

そこで、2期目のスタートに当たって、村長の決意、いわゆる抱負について伺います。

2点目は、本村が抱える多岐にわたる課題の中で、中長期的に取り組まなければならない重点施策を現状を踏まえ、どのように捉えているのか。または最優先に取り組まなければならないと考えられる施策について伺います。

3点目は、第7次総合振興計画策定についてであります。

総合振興計画は、行政が長期的な視点に立ち、行政運営の指針として、村づくりの最上位計画に位置づけられるものと承知しています。策定に当たっては、村民の意見はもとより、策定委員会協議会審議会等の過程を経て成案になると承知していますが、策定実施に当たっては、杉岡村長のリーダーシップを発揮し、進めるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

2項目めは、庁内組織改編と職員配置についてであります。

村長2期目のスタートに当たり、言わば計画、村政実施ブレーンとしての庁内組織の再編成や統合など、大胆な機構改革に取り組み、村政運営の効率化と総合力の底上げを目指すべきと考えますが、見解を伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 2番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1の村長2期目の村政運営についての1-1から1-3までは関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、2期目のスタートに当たっての今後4年間の抱負についてであります。

今期の公約といたしまして「手と手を取り合って、さらにワクワクするふるさとへ」をスローガンに掲げ、1つ目に「生きがいとなりわいの力強い再生と発展をさらに深める」。2つ目に「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとを具体化する」。3つ目に「情報通信技術（ICT）による新たなふるさとを目指す」。4つ目に「ふるさと資源のフル活用をさらに推進する」、5つ目に「生き生きとした学びの場を育む施策をさらに深める」の5つの施策を掲げてまいりました。

次に、重点施策として、まずは健やかな人生に直結する医療、福祉、子育てスポーツ環境などの充実が挙げられます。また、新規・既存の事業者・産業によるなりわいの推進、あぶくまもちや飯舘牛などに代表される、村ならではの特色ある特産品づくり、どこにいても村とつながり関わるのがメリットとなっていく新たなコミュニティ力の醸成、選ばれる村としての魅力発信や磨き上げなどのほか、これまで構築してきた国や県、市町村との信頼関係、連携をさらに生かした広域的な復興への取組を進めてまいります。

具体的には訪問介護事業者の誘致など、高齢化を見据えた対策や住環境の整備を進めてまいります。また、並行して産業団地の早期整備と企業誘致を進め、併せてアクセス道路を含む道路整備につながる要望活動等を強めてまいります。

なお、第7次総合振興計画においては、現在振興計画審議会や策定委員会専門部会において村民の方々や有識者の協力をいただき、協議検討を進めているところであり、その中で出されたご意見を踏まえながら、計画を策定してまいります。

次に、ご質問2-1、庁内行政組織改編と職員配置についてお答えいたします。

施策実現のためには、限られた予算や人員の中で効果的、効率的な行政運営を行うことが必須であり、これまでも随時適正な人員の配置と事業の見直し、削減廃止などを実施してまいりました。

なお、現在進めている令和7年度の予算編成において、事業の見直し等を図り、併せて適正な人員配置や行政組織の再編についても検討してまいります。

以上となります。

2番（花井 茂君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1項目目の村長2期目の村政運営についてなんですけれども、これは本議会の初日に、村長の所信表明の中でかなり詳しく聞かせていただきましたので、これについて再質問はいたしません。

項目2点目についても、特に所信表明の中でもお話をされていたので、この件についても、着手率、達成率の向上を目指して頑張ってくださいなと思います。

それでこの項目については、自分としては、今後の中長期的な重点施策というのは、人口問題が課題かなと考えているので、人口問題についてちょっと議論をさせていただきたいと思います。まず初日の村長の各課の報告の中で、今現在の人口動態について報告がありました。その中で3,000人程度がいまだに村外での避難をされているという報告があったんですけれども、この状況については、住民票が飯舘村にありながら、生活は他の村外の市町村での生活ということなんだろうと思うんですけれども、これこういった生活がいつまで続くのかということところはちょっと課題になってくるのかなと思います。

第6次総合振興計画の後期版の中でも、人口の減少の緩やかな減少を目指すということになっているんですけども、これが例えばもし今のような状況の、住民票は本村に置いても、他の市町村で生活してもオーケーというのが、この前提が崩れてしまうと、もうその現在の避難の状況というのは、避難先に住居を新たに取得して、そういった生活の人が多いのかなと思うので、もし今回今のような前提が崩れてしまうと、一気にこの人口の流出が行われるのかなと懸念をしています。

そこで、こういった状況がどこまで続けられるのか。村として、国のほうから何かそういった方向性とか指針とか、何かそういったものが来ているのかどうかちょっとお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） ただいまの質問であります、いわゆる二重住民票という部分だというふうに理解をいたします。今、ご質問にありましたように、震災以降、飯館の村民の方々、他の自治体のほうで生活をして、そしてそこでの住民サービス、行政サービスを受けているという状況にあります。確かに当初、避難当初はそういった経費の部分、積上げ方式で、いわゆる避難によってどこの自治体に避難をしても、その自治体でのサービスを受けられるという形で取るために、そのために積上げ方式で国のほうから交付金が出ていたというところでございます。

ただ現在は、平成28年度以降に制度が切り替わりまして、いわゆる前年の国勢調査、平成27年度の国勢調査、10月1日のそこに住んでいる方の人口、それを基にして交付税の算定がされておりますので、したがっていわゆる福島市に住んでいらっしゃる方の分も福島市のいわゆる人口としてカウントされて、交付税措置を受けているところでございます。いわゆるその二重住民票的な話ということではありますが、基本的には明確な文書がないんですね。これは厳密に決まった法律の下で運営されているものではありません。運用の中でということでもあります。

いつまで継続されるのかということではありますが、飯館村の場合は、長泥地区、一部ということで帰還困難区域を変える、自治体の協議会のほうに今般加入をいたしましたけれども、他の自治体では、いわゆるほとんどの帰還困難区域であったり、課題というのがまだまだ大きく抱えているというところでありますので、いわゆるそういった部分が解消されるというのは、もう少し先になるんだろうと思いますので、その時点までは現行のような制度は維持されるのではないかと考えているところです。

2番（花井 茂君） 急にじゃあ第2次復興・創生期間が終わったのに、終わってしまったって第3期に行って予算の編成でなくなりましたということはないと思うので、ソフトランディングの方向に向かうのかなとも、何年かにわたってそういう方向に向かうのかなと思うんですけども、今現在そういった生活をしている中で、我々は避難先、我々って言ってしまうけれども、自分もそうなんですけれども、避難先で生活している中で、その避難先での公共サービス、行政サービスを受けているわけなんですけれども、行政サービスを受けるに当たって、避難先では近頃何か不協和音が出てきているのかなと思います。

例えば税務上の不公平性とかそういうところを言われているところが出てきているので、これどうなのかちょっとよく分からないんですけども、例えばその避難先に国のほうか

ら1人幾ら、1人当たり幾らとか、そういう交付金みたいのが行っているのかどうか。例えば行政サービスを受けるのって多分、個人個人いろいろなものがあるかと思うんですけども、大枠で言えば、やっぱりごみステーションの利用なのかなと思います。ごみステーションの利用の行政サービスというのは、ほぼほぼ全員が受けていると思うので、その辺で避難、受け入れている自治体は大変なのかなと思うので、そういったところ、今のほうから国勢調査によって、地方交付税の算定に避難して生活している人の人数も入って、交付税が行っているとは思いますが、そのほかに、特措法か何かでそういった避難先への自治体の、受け入れ手側への手当というのがあるのかどうか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 先ほどのお答えと繰り返しになるかもしれませんが、いわゆる平成28年に改正する27年以前、こちらにつきましては、年間1人当たり4万2,000円程度というところで、いわゆる特別交付税で避難先の自治体のほうに交付をされていた。ですから飯舘村から福島市のほうに、例えば3,000人ということであれば、3,000人掛ける4万2,000円程度が交付されていたというところでございます。

平成28年度以降は、いわゆる国勢調査に基づいて今度は普通交付税で算定を指定されているということですので、いわゆる飯舘の村民の部分でこれだけという、そういう計算方式ではなくなったということです。いわゆる自治体の規模として、例えば福島市であれば、人口規模をそちらに十数万の規模の人口の市のいわゆる交付税、そちらの算定基礎の中に組み込まれているというところであります。

2番（花井 茂君） そういったことであれば、ごみステーションの利用についても、なかなか受入れ側の自治体は大変なのかなと思ってはいたんですけども、そういう実態もあるということは、なかなか皆さん受入れ側の自治体の人たちもあまり知られていないので、なかなかそういうところで不協和音というのが出てくるのかなと思うので、公に公表するまではいなくても、何かの形でそういったものが公表されれば、まだ今も現在も避難生活をしている方には、いいことになるのかなと思います。

次に、2項目めの庁内組織改編と職員配置について、ちょっと再質問させていただきます。これはまず全体として、今、本村においては、職員数というのは行政の仕事をする中で、足りているのか足りていないのか、どういう捉え方をしているのかお尋ねします。

総務課長（村山宏行君） いわゆる職員の定数ということでございますが、基本的に今、いわゆる正職員と言われる部分でありますと、70名弱でございます。庁内に今、働いていらっしゃる方、会計年度任用職員、それから任期付職員、それから応援職員全体を合わせてプラス100名という形になってございます。

なかなか業務のほうで、今、多岐にわたっている。それからカバーしなければならない圏域が広がった。いわゆるこれまで震災前は、言っても村内だけ見ていけばよかったものが、福島市、あるいは伊達市、そういったところまでしっかり見に行き行ってカバーしなければならない、そういった部分が増えたというところがありますので、人は幾らでも足りないというような状況。ただ、いわゆる財政的な運営の部分もございまして、それから事業規模、そういったところも勘案してみますと、今現在のところで、現在の人員で何とかこ

なしているという、そういう状況にあると思っております。

2番（花井 茂君） なかなか大変な状況ではあるだろうと、今の答弁で感じています。

そこで、少ない人数でもその業務を的確に回していくためには、やはり人材育成というのが必要なのかなと思います。そこで人材の配置についてなんですけれども、本村においては、異動に対して意向調査等をするのかなと思いますけれども、どのような意向調査をしているのか。例えば第1希望、第2希望、第3希望という簡単なものなのか、またほかに何か項目があるのか、それ答えられる範囲でいいので、ちょっとお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） ご質問にありましたように、毎年度全職員に対して異動希望調書というのを取ってございます。当然異動の第1希望、第2希望、そういったところもありますが、今、仕事を抱えてどういう状況なのであるか、それからご家庭でどういう課題を持っていらっしゃるのか。それから今、悩んでいることであるとか、組織の改編についてどういう意見を持っておられるか、そういったところもすぐ全部聞き取りをしながらということで、聴取をいただいているというところでございます。

また、このほかに当然管理職として、担当している課の職員の動向、それから動き、そういったものについてもヒアリングを行って、望ましいその組織体制、そういったものを常に模索をしているという状況でございます。

2番（花井 茂君） その職員のそういう希望、希望に沿ってしまうともう偏りがあるので、100点のそういう希望は取れないのかなと思うんですけれども、希望だけではなくて職員の、本村においては物すごく若い職員が多いのかなと、今、感じているので、その人材育成を含め、職員個人がどういう行政職員になっていきたいのか、そういうものを自分が主体的に書けるような項目もあっていいのかなと思います。

やはり職員の関係性や連携強化も必要なのかなと思うんですけれども、今現在は何年かに異動して、全課を網羅するような状況にはなっているのかなと思うんですけれども、そうすると行政の仕事を、全体を見られるオールラウンダーの職員が育っていく今の現状なのかなと思うんですけれども、今後はやはりこの行政の仕事の複雑化があったりするものなので、スペシャリストをつくるような職員教育というのが必要なのかなと思うんですけれども、執行部としては、その人を育てるに当たっては、やっぱりオールラウンダー的な行政職員が必要なのか、もっともっと深く入り込んでいくスペシャリスト的な行政職員が求められるのか、行政経営に関してはどちらがいいのか。ちょっと村長、考えをお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 職員の意向を集めるに当たって、例えば経歴形成を主体的に書けるような項目があったらいいのではないかと具体的なお話もいただきましたので、ちょっとそういったものもしっかり、今後検討の中にさせていただきたいなと思ったところです。

それから、オールラウンダー型の人材育成ということでは言っていただきましたが、実は私この4年間の中ではむしろそのスペシャリスト的な動きをしているところが大きいかなという部分があります。全体的にはオールラウンダーを求めるというのがやはり行政職としては大事な部分ではありますが、今のこの非常に大きな事業規模、あるいはその課題に対して短い時間の中でしっかりやるためには、適材適所というところをしっかりと考えなが

らの人事異動というところに努めさせていただいているところです。

スペシャリストという言葉に対して、ゼネラリストという言葉がありますが、まさしく職員の意向調査の中には、役場はスペシャリストではなくてゼネラリストを求めるべきだということを三役に対する提言としてしっかり書き込んでくる職員もいるぐらい、あるいは大変厳しい言葉も含めて、やはり三役と直接なかなか話す機会がない中で、しっかりそういう主張ができる職員がいるというのは非常に心強いところでありまして、私としてもそういう言葉についてはしっかり自分の反省点にすることもありますし、その後の改善にもつなげてきたと、少なからずつなげようとしてきたところはあるかなと思っています。部署によっては、やはりスペシャリストというのは必要なので、そういった形での配置というものが今後もあるかと思えます。

なお私自身も職員経験者であります。昔から例えば住民課とか公民館に配置をしてほしいと、ずっと窓口配置してほしいとかずっと要望しましたが、一度たりとしてかなったことがありません。ありませんが、配置された部署で、例えば総務課で総務係でいろいろなことをやる、財政でやる、農政でやるということをやったり、あるいは税務でやる中で、その中で自分が求められる仕事以上に、村民の方とどういうふうにコミュニケーションを取ったならば、自分が行政職員として一番いいのかということ自分なりに模索してやってきたという経緯がありますので、必ずしもそのスペシャリストという言葉がその分野しかできないという意味ではなくて、ある意味でスペシャリストになることによってほかの分野にも余裕を持って目を配ることができるような、そういう人材育成にもつながるかと思えますので、その情報について今後しっかりと頭に入れながら、人事構成についてあるいは配置について、しっかりやっていきたいと考えているところであります。

以上であります。

2番（花井 茂君） 若い職員が多い本村にとっては、これからは職員研修等を含め、教育をしていって本当にすばらしい行政職員に育てていただきたいなと思っています。

もう一つなんですけれども、今回、村長2期目がスタートしました。そこで、現在の庁内の組織について、いきなりなんですけれども、特に改善すべきとか力を入れていかなくちやいけないというところがあれば、ちょっとお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 改善というのは何か悪いことがあるから改善するわけではありませんので、常に自分、私自身が足らぬを知るというのを自分の座右の銘にしていますので、足るを知るではなくて、自分自身が行政サービスに対して足りないところを常に知っていく、伺っていく、そういう姿勢を自分自身に課しているところがありますので、そういう目線で組織としてどこかで満足するんじゃなくて、既に改善点があるだろうという見方で物事は進めさせていただいております。

ただ、私の個人的な感覚、あるいは私の経験値で言うと、飯舘村役場は非常にいい意味で職人気質といいますか、職員一人一人がやはり自分がしっかりやっという、いわゆる村の中の農家さんと全く同じなんです。自分が一人一人が自立してという魂が非常に強いなと思っています。それはほかにはないかけがえのない気風だなと思いますが、同時に組織力でやっていきましょうとか、あるいはある短い時間の中で、急激に物事

やってみようというのには、少し対応がどうしても遅れるといいますか、対応できない部分も最近は見えてくるかなと思っています。

ですが、村としてはやはり職員職員の一人一人の気風のいいところを伸ばしていく。いいところを活用させていただいて、人生の一部を尽力いただいている部分がありますので、大切な人生の一部をお借りしているという部分がありますから、そういったところをしっかりと大事にしながら、村民の皆様と共にあるいは村に興味を持って村を愛してくださる方、楽しんでくださる方、喜びを共にする方々と皆様と一緒に、しっかりと再生と発展に向けて努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

2番（花井 茂君） そういうところであるんだろうと思います。

そこで、村長として今回この組織の改編とかそういうのを考えていらっしゃるんですか。今の現在の行政庁内の組織でも足りている、これでまだ今これからもやっていける、でなければちょっと変える。例えば今回感じたのは、今まで企画課でやっていた事業が、今年生涯学習課に行ったり、何かそういう事業がいろいろふらふらになってしまっているのもっと効果的に効率的に動かせるような庁内のその環境を整えていくべきなのかなと思うんですけども、その事業が多岐にわたってきているので、どこが適切に動けるのかというのが何か難しくなっているのかなと思うので、そんなところも効果的に効率的に事業が展開執行されるような、そういう組織改革というのにも必要なのかなと思うんですけども、どうでしょう。

村長（杉岡 誠君） 今、お話の中で例えば移住・定住の中の移住ツアーですかね、県が今年から生涯学習課のほうに事務のほう、事業を移管をしましたが、これは例えばY O I T O K O発見！ツアーという村の非常に大事な文化遺産、あるいは伝統芸能を見るツアーを生生涯学習課がやっている中で、移住ツアーも同じような行政区さんにお世話になったり、同じところを見に行ったりという部分がありますので、そういった意味であれば、村の魅力を見てもらうわけだから、生涯学習の分野が適切じゃないかということで、今回4月から事務を移管したという経過経緯があります。

そういうことを実は工夫をしないと、例えば村づくり推進課は皆様のご質問も非常に集中をしますが、全ての業務が村づくり推進に例えばある、産業振興課等に集中するというような、あるいは建設課もそうですが、そういう傾向がありますので、少し人の配置ということも含めて考えますけれども、事業そのものを今までの縦割りの考えから、より適切な部分に移管するというのを、ちょっと令和6年度から試行的にやっているという部分があります。

組織改編というのは、確かに組織が変わればいろいろなやり方が変わるんですが、大事なのはおただしのおり、人なんですね。人によるそのマネジメントということ、あるいはマネジメント能力ということをしっかり考えないと、組織だけを例えば名前を変えたり、いろいろな合併とかいろいろな分かれ方とかすると、その後のマネジメントが非常に停滞するという部分がありますので、ちょっとその辺をしっかり考えながら、組織については検討させていただきたいと思います。

なお、課名の変更につながるようなものについては、機構改革ということで検討させていただいて、議会のほうでの承認事項となりますし、係とか別の部署をつくったりという部分については、課以下ですかね、部分については、庁内の事務改善委員会ということをやって、私がトップダウンで全てを決めるんじゃないくて、これでどうかと、こういう形でできるかというのを検討してもらった上で、組織改編にはつなげていくということで考えているところであります。

以上であります。

2番（花井 茂君） いろいろ考えられているんだなと思って、心強く思いました。行政の効率化というのは、効率化があつてこそ、迅速な業務執行というのができるんだらうと思うので、今後も試行錯誤の中ではあるんだらうと思うんですけども、迅速な対応ができるような庁内環境にしていきたいなと思います。人間も健康は腸内環境から、腸内環境が人間も、ここ笑うところなんですけれども、人間、腸内が大切だと言っています。本村においても庁内環境をしっかりと整えて、迅速なすばらしい行政執行をしていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は15時15分といたします。

（午後2時58分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、3番 横山秀人君の質問を許します。

3番（横山秀人君） 議員番号3番 横山秀人、ただいまより令和6年12月定例会一般質問を行います。

質問項目は6点です。

現在、役場では、令和7年度の事業計画及び予算編成が検討されています。また、令和7年9月議会の計画認定に向けて、飯舘村第7次総合振興計画の策定が行われています。

今日と明日に行われる各議員の一般質問が、事業計画及び予算編成、そして総合振興計画策定の重要な検討材料として活用されることを望んで質問に入ります。

1点目、いいたてクリニック診療体制の拡充について。

村民からいいたてクリニックの診療体制をもっと充実させてほしいという要望が寄せられています。具体的には週2日だけでなく週5日診察してほしい、午後も診察してほしい、歯科もつくってほしいといった声です。

子育て中の保護者からは、学校が終わった後に村外の病院まで行くのは大変だと、村内のいいたてクリニックで診察していただければとても助かるとの声もありました。

来春、村内にドラッグストアがオープンします。これにより、通院のついでに村外で買物をしていただ方も、村内で買物を済ませる機会が増えます。そうなれば、いいたてクリニ

ックへの転院を検討する方も増えるかもしれません。

このような要望状況を踏まえると、飯舘村に住む方々が安心して暮らすことができるためには、いいたてクリニック診療体制の拡充が欠かせません。令和7年度以降、いいたてクリニック診療体制の拡充について、どのような計画で進めていくのか伺います。

2点目、土地や建物、お墓等を管理する組織体制の整備と国事業による建物取壊しの再開について。

村民から、村内の土地や建物、そしてお墓の管理ができなくなってきたとの悩みをお聞きます。理由は、高齢になって車の運転や作業が困難になってきた、体調を崩すことが多くなり、村に行くことが減ったなどです。

また、村内には様々な理由で国事業による取壊しができなかった建物があります。管理が行き届いておらず、危険と感じる建物もあります。このままでは、荒廃地の増加、建物の崩壊等が予想されます。飯舘村の景観保持、帰村・移住を進める中では弊害となってしまうし、危険でもあります。他市町村の事例を参考に、土地や建物、お墓等を管理する団体の設立や、民間企業への委託を検討することが有効と考えられます。また、国の事業による建物解体の再開も必要と考えます。

役場主催の住民懇談会でも、村民から同様の悩みをお聞きしていると思います。課題解決に向けて、どのような計画で進めていくのか伺います。

続きまして3点目、家庭ごみの収集日数・場所について。

村民より、燃えるごみの収集日を草野や深谷などと同じく週2日にしてほしいという要望があります。また、収集場所が遠いので、収集場所の追加等を検討してほしいとの要望があります。

家庭ごみの収集等について、村民からどのようなご意見、ご要望が村に届き、令和7年度以降、どのような対策を取る計画か伺います。

4点目、村民及び村内企業の所得向上につながるふるさと納税の積極的な取組について。

11月21日と22日、村議会の視察研修で、ふるさと納税返礼品を主に扱っている加工施設を視察しました。また、地元農家などと連携し、ふるさと納税返礼品の商品開発、生産加工支援を行っている企業や地域商社から、事業方針と組織体制、取組内容などを学んできました。さらに、地元農家の方々とも交流し、ふるさと納税返礼品によって、農家の所得が向上している実例を聞いてきました。

飯舘村のふるさと納税推進対策については、職員が複数の業務を兼務しており、積極的な取組を行う時間が確保できていないと感じています。ふるさと納税を積極的に行っている自治体では、行政が支援に回り、地元企業や自治体等が出資した地域商社などが、商品開発・販売などを担い、多額の寄附金実績を上げています。頂いた寄附金を原資に給食費を無料にするなど、住民サービス向上に役立っているとの報告もあります。

今後、村民及び村内企業の所得向上につながるふるさと納税の積極的な取組について、どのような計画で進めていくのか伺います。

5点目、飯舘村役場職員の人員不足対策について。

原子力発電所事故により全村避難指示を受けた飯舘村は、今もなお事故由来の業務が数

多くあります。

令和6年度においては、職員が足りていないとの理由で、年度途中でありますが、補正予算にて会計年度任用職員の雇用がありました。また、新聞報道によると、介護保険料に関する補助金返還は、担当者の認識不足が原因とされています。しかし、補助金申請のガイドラインやダブルチェック等の内部統制の仕組みがしっかり整っていれば、このような問題は防げた可能性があります。これらの体制が十分に機能していない背景には、職員の人員不足が影響している可能性も否定できません。

以下5つについて質問します。

1つ目、現在の職員数と業務量に合った適正職員数は、どの程度乖離していますでしょうか。

2つ目、人員不足の主な原因は何と分析されていますか。

3つ目、現在、人員不足に対応するためにどのような施策が実施されていますか。

4つ目、職員のメンタルヘルスケアや、業務負担軽減の取組状況はどのようになっていますか。

5つ目、人員不足を解消するための中長期的な採用計画や業務改善計画はありますか。

続きまして6点目、第7次総合振興計画策定に際しての村民参画について。

広報いいたて11月号に、第7次総合振興計画策定作業が始まったとの報告があります。紙面の都合もあると思いますが、村民がいつ、どのような方法で計画策定に参画できるのかの記載がありません。第6次総合振興計画後期計画では、村づくりへの村民参画の推進と掲げられています。住民参画の方法として、他自治体の事例では、全住民アンケート、また事業実施者が計画するワークショップ、計画素案に対するパブリックコメントについてのワークショップ、キャッチフレーズの公募などが行われています。

第7次総合振興計画策定に際しての、村民参画の内容と実施時期を伺います。

以上6点について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問についてお答えいたします。

まずご質問1-1、いいたてクリニック診療体制の拡充についてお答えいたします。

診療日の拡大や歯科診療の開設など、いいたてクリニックに対する期待の声が大きくなっていることは承知しております。

震災後のクリニックの再開は、毎週火曜日と木曜日の午前中のみでの診療でありましたが、令和4年4月からは、診療日は火曜日と木曜日と同じですが、火曜日は午前、午後と終日診療に若干でありますが増えたところです。また、令和4年4月から村に移住された本田徹医師による、いいたてクリニックでの診療のほか、診療日以外も訪問診療をいただいております。

引き続き、社会医療法人秀公会と協議を進め、診療体制の拡充に努めてまいります。

次に、ご質問2-1、土地や建物、お墓等を管理する組織体制の整備と国事業による建物取壊しの再開についてお答えいたします。

まず、危険家屋については、行政区ヒアリング等での行政区役員の方からのお話や議員の皆様からのご質問をいただいてきており、村としては、各行政区長に当該物件の有無を

照会し、行政区内で問題となっている空き家等の情報把握に努めてきたところです。また、現在ご報告いただいた物件について現地での調査を行っているところであります。

今後、管理不十分な物件、危険家屋などについては、美しい村づくり条例に基づく景観保全のため、建物所有者に対し適正な管理をお願いしていくとともに、必要に応じ、管理不全住宅等管理者に対する助言や指導なども行ってまいります。

なお、空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、空き家などの所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家などの適切な管理に努めるものとするとして規定されており、第一義的には、空き家などの所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提とされております。このため、建物の解体、あるいは改善策については、財産の所有者にその権利と責任がありますので、行政が強制的に解体などの対策を実行することは非常に難しい状況です。

いずれにいたしましても、土地や建物、お墓の管理に困難が生じた場合には、まずは所有者がご家族やご親族など、将来の相続権者と共に解決方法をご検討いただくことが大事であり、行政はそういった権利、責任関係に安易に介入すべきではないものと考えております。

次に、ご質問3-1、家庭ごみの収集日数・場所についてお答えいたします。

現在、村内にお住まいの方の人口は震災前に比べて大きく減少し、また出されるごみの総量も減っておりますが、個人当たりのごみの量は増えておりますので、村内のごみ集積所は震災前と同程度の数を維持し、ごみ収集を行っております。そのような中、村民から集積所が自宅から遠く運ぶのが大変、集積所のごみを鳥獣に荒らされるなどのご意見、ご報告を受けております。

なお村では、ごみ集積所の場所変更は、行政区や収集業者と協議の上、可能としておりますし、収集ボックスの更新には、各行政区の地域みがきあげ補助金が、また、ごみ出しには社会福祉協議会のお助け合い事業が、それぞれ活用可能となっております。

村では引き続きこれらの制度等について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問4-1、村民及び村内企業の所得向上につながるふるさと納税の積極的な取組についてお答えいたします。

ふるさと納税については、村民や村内事業者が生産している返礼品と、東日本大震災の影響による代替返礼品合わせて25品を取り扱っております。中でも、飯舘村産の里山のつぶがご好評で、たくさんの方にご寄附を頂いております。

本年度は寄附取扱いウェブサイトの拡大を実施しており、10月からは楽天ふるさと納税での取扱いを開始しております。また令和7年3月からは、さとふるの寄附サイトでの取扱いも開始することとしております。

なお、村のふるさと納税の課題は、村内事業者が生産しエントリーする返礼品の総量が絶対的に少ないということであり、引き続きスタートアップ事業や魅力向上発信事業、大学との連携などにより、商品開発等をさらに推進しつつ、取扱いできる返礼品数を増やすとともに、品物だけではなく、宿泊券や村でのアクティビティによる体験型の返礼品など、関係人口を増やす取組も関連づけながら、ふるさと納税の積極的な取組を行ってまいります。

す。

次に、ご質問5-1、飯舘村役場職員の人員不足対策についてお答えいたします。

現在の村職員の状況は、正職員69名、任期付職員34名、会計年度任用職員50名、応援職員11名で合計164名体制となっております。

復興・創生期間に係る各種事業に対応するため、主要事業に合わせた人員体制に配慮してきておりますが、繁忙期においては、主担当に限らず各課内外から協力の中で事務に当たっております。復興・創生期間における適正職員数はつかみ難いところではあります。不足人員については、復興庁派遣、他自治体派遣、県任期付職員への要望とともに、村任期付職員の募集を行っており、必要人員の確保に引き続き努めてまいります。

また、技術職の正職員採用に向けて、職員が大学及び専門学校へ足を運ぶことによって、保健師等の新採用職員確保につながっており、本活動も継続して行っております。

なお、一般論としてではありますが、就職先として民間企業を希望される方が増えており、他自治体を見ても職員募集をしても応募がない自治体が出ている中、採用計画は立て難い部分ではありますが、以上の採用の取組を、中長期を見据えて実施するとともに、事務事業の終期を定めた見直しや外部委託へ組み替えるなども並行して実施することで、業務負担の軽減を図ってまいります。

また、職員のメンタルヘルス対応については、毎年全職員を対象にストレスチェックを実施し、外部保健師の面談も行っているところです。併せて本年度で3年目となりましたが、職員向けのメンタルヘルス研修会を実施し、個々のストレスとの付き合い方や、ふだんの職場でのお互いの変化への気づき、先進事例等に触れる機会をつくっており、継続して実施してまいります。

次に、ご質問6-1、第7次総合振興計画策定に際しての村民参画についてお答えいたします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故前の村の総合振興計画策定においては、専門部会に数名の村民に参加していただいたほか、地域ごとの計画やプランの策定においては、コミュニティー職員参画の下、20行政区それぞれの地区内の方々によって策定していただき、総合振興計画に盛り込むなどしてきたところです。

また、第6次総合振興計画においては専門部会はもとより、策定委員会についても村民に参加をしていただき、計画策定をしてきたところです。

今般の第7次総合振興計画は、10月8日の審議会開催をもって本格的に計画策定に着手し、これまで策定委員会を1回、専門部会を2回開催しており、現在も計画策定を進めているところです。また、村民の意見を多く取り入れるため、第6次総合振興計画策定時同様、各委員会には村民が参画し、直接の声を計画に反映できるよう取り組んでおります。また、専門部会では村民のみならず、村で活動を行っている協定締結大学の学生にも参画いただき、村の将来像について村民と一緒に、検討いただいているところです。

加えて、計画策定の前段として、5月上旬から8月末まで各行政区に出向いて住民懇談会を開催し、ご意見やご要望を直接村民の皆様からお聞きすることにより、計画に反映していくこととしてきたところです。

また、今後、専門部会において、村民を対象としたアンケートを実施することとされており、村民の意見を十分踏まえながら計画策定を進めていくこととなります。また、アンケート以外でも策定経過の報告やパブリックコメント等、多様な形で村民の意見を取り入れながら計画を策定してまいります。なお、インターネットの普及により、これら媒体を活用しての意見集約なども考えられておりますが、高齢者などにとっては非常に難しいことでもありますので、住民アンケートについては、全世帯に郵送するとともに、ウェブを利用したアンケートを併用することも検討されております。

より多くの方にご関心をいただき、よりよい計画を策定するため、ご意見をいただくに当たっては、震災前と大きく異なる居住地やコミュニティー関係人口の状況を踏まえた適切かつ効率的な手法を検討してまいります。

以上となります。

3番（横山秀人君）では、再質問に入ります。

まず、いいたてクリニックについてであります。村長の答弁から、診療日の拡大、歯科診療の開設を望む声が村に届いていることが分かりました。国・県・村の意向調査でも、帰村に必要なサービスとして、医療・介護の充実が一番多い回答でした。

まず再質問します。震災前の体制にいつまでに戻すのか。具体的なスケジュールと各年度の目標値を伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君）震災前の診療体制にいつ戻すのかというご質問でございますが、今現在、村内に帰村されている村民は1,500名強ぐらいですかね。というふうに今のところとなっております。震災前ですと6,000人ということでありましたので、その辺の数字が大きく違っているということは、クリニック運営の中でもかなりその患者数に影響するというようなことは承知のとおりかなと思っています。

今現在、クリニックのほうで診療している患者さんの数でありますけれども、令和5年度を見ますと2,269人、現在、令和6年ですと1,587人、昨年度と比較、4月から11月まで比較しますと前年より約90人ほど増えているような状況でございます。ただ、果たしてそれでそのクリニックとして運営のほうも含めて経営ができるかというのは、かなり厳しい部分なのかなと思うところであります。

患者が戻れば、例えば1日30人の患者が週5日間常時いるよという状況は、震災前のクリニックの状況でありました。果たしてそこがそれだけの患者を確保することができるかという部分は非常に難しい部分なのかな。そういった部分も含めて、今、秀公会のほうに協議する部分につきましては、少しずつでありますけれども、火曜日の診療を1日診療にした。それからクリニックのほうに通院できない患者さんについては、訪問診療によってカバーするというので、今現在診ているような状況です。

果たして1,500人の帰村者全てが、村の診療所、クリニックのほうに受診しているかという、そうじゃなくて村外の医療機関に通われている方がかなり多くいらっしゃいます。そういった中で、クリニックも非常に厳しい部分ではありますが、中でやっぱりそういったクリニックの2日間ですけれども開業と、それから本田先生の訪問診療、こちらのほうでカバーしていくというふうに考えています。

ですので、いついつまでに移行するという部分は、患者がいなくても医療機関を開けていくという方針が決まれば、それはそれでありなのかもしれませんが、そこには多大なるこの経費がかかるという部分でありますので、今のところ、今の現状で検討していく。もちろん秀公会のほうには当然協議はしていくようなことでございますので、ご理解いただければと思います。

3番（横山秀人君） 今の答弁については、もちろん運営側からすれば的確な答弁かなと思いますが、やはり原発事故によって行政的に全村避難となり、そして帰村した村民にとってみれば、どうして震災前のような診療体制、内科もあり、そして歯科もありということにならないのかというのが素朴な疑問でもあり、どうしてなんだろうという思いでもあります。このスタート位置、考えのスタート位置なんですけれども、経営・運営側からではなく村民の立場から、再度この診療体制の仕組みを考え直してはいかがかなと思っております。それについて伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 震災前ですと、クリニックは21年でしたかね、開業しました。その前は飯樋と草野に国保診療所とあと村診療所というようなことで2つの診療所があって、2人の医師が常駐して、そこで診察をしていた現状であります。

過去には医師の確保が非常に困難で、継続継続で無理を言ってお願いして継続していただいたという経過がございました。その後クリニックを建設しまして、そこを公設民営という形で、秀公会のほうに経営をお任せをし、建物については村でという形に変更となって1年ちょっとで震災というようなことになりました。秀公会のほうに医療業務のほうを委託することによって、様々なその診療科目が増えました。脳外もありましたし心臓血管外科もありました、内科もありました。それからリハビリまでできた、非常にいい体制だったかな、もちろん思っています。ただ、それが震災とともに全村避難という形になって、今現在があるわけでありまして、現状が今とまた違って、県内全体でもいわゆる医師不足が叫ばれておりまして、秀公会本院のほうも、あづま脳神経外科病院になりますが、なかなか医師の確保が困難になってきている。そういった中で、クリニックの医師も確保するのがだんだん難しくなるような状況でも、今、派遣をしていただいて診療しているような状況でありますので、今後そういった部分を踏まえますと、非常にこちら側だけの要望果たして全ていくかという、なかなか困難かなと思うところであります。

3番（横山秀人君） 村長は住民懇談会や国への要望書の中において、新たに住む、住み直すための環境を整え、選ばれる村を構築することを目指すと話されています。

村内の医療体制について、村長はどのような状況を目指しているのか伺います。

村長（杉岡 誠君） 所信表明の中でも申し上げましたが、村の中の非常に急速な高齢化というのを見据えて、この4年間訪問診療へということにかなり力を入れてやってきたという経過がございます。これはクリニックが5日間運営すべきだという考え方、私も思うところではありますが、片やじゃあそれは相手がありますので、相手様との協議ということがやはり進まないといけない、あるいは過去の4年間においては、コロナのワクチン接種についてもあづま脳神経外科さんとの連携の中で村外においても実施をいただいたという経過がありますので、そちらのほうを進めてきたという経過があります。

皆様、若い世代の方々を店の中に入れるのか、高齢化していく方々を店に入れるのかということで、相当対応は違うと思いますので、私としては全世代の方々がやはりその対象になるようにということで、訪問診療は今後もしっかりとやっていきたいと思いますが、それに加えて訪問看護ステーションがありますが、訪問介護がないので介護系についても今後誘致という形でできないかということ、考えて進めていきたいということを所信表明させていただきました。

なお若い世代については、ご質問にあるとおり自分の車で通う、村外に通っている方が村内の診療所であればというような、そういうニーズをつかんだり、あるいはそういう先行きというものがしっかり見据えることができれば、また秀公会との協議の中で、5日間に向けての協議ということがさらに進めることができるんじゃないかなと思っていますところ。

いずれも診療体制の拡充に努めてまいりますとご答弁申し上げておりますので、その方針は変わらないということで、再度ご答弁申し上げたところであります。

以上です。

3番(横山秀人君) 今回の原発事故によって診療日が減った、ショートステイがなくなった、ヘルパーもなくなったというのは、これは村民にとって被害であります。そういう意味では、やはりこの考え方のスタートから変えていかないと、一気に診療体制の拡充は見込めないと思っております。まず村民が被害を被っているのであれば、これは国や東電と検討を協議し、そしてまずは内科・歯科の平日診療を実施すべきと。そのような考えの下にスタートしなければ、いつまでたっても一気にこの診療日が増えるとは思えません。この考え方について村長はどう思っているのか、再度質問いたします。

村長(杉岡 誠君) おただしの件は当然のことながら村民皆そう思っていますし、職員も思っているところでありますが、なお今、秀公会との指定管理の契約の中で様々お取り組みいただいているという部分の中で、必要な部分については国に要請をする、あるいは直接的な運営費でなくても、今、医療費等の免除になっている部分についての補填を国がしているという部分がありますので、直接的な話がじゃあ東電や国としているかということ、なかなかそうでない部分もあるかと思っております。

ただ、その被害者であるからということで、全ていろいろなことができるかということ、そうではありませんので、今後の自立的な村、特に選ばれる村という視点で考えたときに、私たちは被害を受けたという思いは強くありますけれども、そうではない視点の中で、村に魅力を感じて住もうとする方々、あるいは若い世代においても、そういうことではなくて村を選びたいという、そういうことに対して対応していくことも大事でありますので、私としては、おっしゃるような被害者だからという視点でのみ物事を進めていくことは考えていないところであります。

以上であります。

3番(横山秀人君) 当初避難指示解除の条件として、ある程度の行政サービスを戻すという約束がございました。ですので、それに対して村民も期待していたわけでありまして。それが今の状況かと思うと、やはり村民は納得いかない部分があるのかなと思います。これに

については、これ以上は平行線になると思いますので、令和7年度の予算編成、また第7次総合振興計画の中でご検討いただければと思います。

続きまして2点目、土地や建物、お墓等を管理する組織体制の整備と国事業による建物取壊しの再開について再質問いたします。

まず、土地管理のほうについて再質問いたします。

やっぱり都市部とかある地域においては、民間業者が土地の所有者から依頼を受けて、土地、そして建物を管理している業務があります。また、最近ではお墓に関しても、掃除からまた焼香からという形でのサービスを見ることが多くなりました。考え方なんですけれども、よく村長が村内で仕事をつくるといった視点から言いますと、村外の民間業者がそのような土地管理とかお墓管理に参入する前に、村の中でそのようなサービスを組み立てる。そんな考えはいかがかなと思ひまして質問いたしました。再度回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 今、民間でということ、民間の事業者さんが受託をしている事例ということでお話しされましたので、当然のことながらその民間の事業者さんが村内の例えば村民の方々がそういうことを構成していただいたり、あるいはそのために例えばスタートアップ補助金を使いたいとかというご相談であれば、村は今でも対応できると思いますが、ご質問の趣旨をちょっと考えますと、村が主体となってそういうことをやるべきだというようなご質問に見えましたので、そこは村としては民間の話については、村としては安易に立ち入るべきではないというご答弁を申し上げたところです。

なお、そういった趣旨で考える事業体あるいはそういう団体がいるということであれば、村のほうにぜひご紹介いただきたいと思うところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 様々な補助事業等がありまして、民間の方が参入しやすいという体制をつくっているということは分かります。ただ、いろいろな事例の下、こういうサービスがあったら村民が助かるだろうなということを、村からある程度発信してもいいのかなと。そういうことであれば、商工会のこのメンバーが組んで、じゃあ手を挙げようかとかというところで、やはり情報をいろいろな事例を過疎地での事例を出していくことが、結果としては村民のためになるのかなと、そう思っております。ぜひこの補助事業があるからという視点でありますと、来ないと先に進まないこととなります。ぜひ何かしらの仕組みで、この起業家、新しいサービスを組み立てる、そのような制度を村のほうで考えていただきたいと思いますが、それについて答弁をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 住民の皆様のニーズについては、今、議員おただしのおり、様々ある、その時々に応じて出てくるんだろうなと思いますが、それを全て行政がつかんで発信をしていくというのは非常に非現実的であるということと、行政が先に捉えている状況というのは、民間からするといわゆるそのビジネス的に成り立たないだろうなと考えるのが普通でありますので、基本的にはそういったことは、議員の皆様やあるいは村民の方々が発信することが大事だと思いますし、村として発信をするのであれば、それをこういう体制でやるので、こういう雇用者、被雇用者が必要だとかという予算づけをした上でのPRにな

るかと思しますので、ちょっとそこは議員とのお考えが違うのかなと思います。

それから、選ばれる村というふうには先ほど申し上げましたが、選ばれる村としてPRするときに、村の中に足りないものを大量に発信をしていくというのは、逆効果だと私は思いますので、そういった足りないことがあっても、お互いの協力の中であるいは社会福祉協議会の助け合い事業ということ先ほど別の話の中でさせていただきましたが、そういった中で助け合いの中でもやりつつ、でも新しい力をぜひ呼び込みたい、その方々と一緒に未来をつくり上げたい、そんな村としての発信をさせていただきたいと考えているところがあります。

以上であります。

3番（横山秀人君） こちらについては、村の考えは分かりました。

続きまして、空き家対策についてであります。過去何回も質問等ございましたが、やはり飯舘村にとってこの空き家、管理が行き届いていない建物については課題があると思っております。

この答弁の内容ですと、所有者が第一責任がある。これはもちろんそのとおりであります。その所有者が取壊し等できるのであれば、前にもう取り壊しているはず。それができないということは、様々な問題が課題があったから。このまま所有者を第一にという形で進んでしまうと、最終的には取り壊されず、村の行政代執行によって取り壊さざるを得ないという状況になってしまうのかなと危惧しております。

現在、村の行政代執行については事例があるのか、また、きちんとした制度が確立しているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家対策、特に危険家屋等については、再三にわたり行政区等からの要望なり、議員からの質問等があったところであります。

今ほど言われました特定空家等の部分についての対処であります。基本的にはやはり、今、議員からおたしあったように、所有者が管理責任を持って空き家、建物をどうするかという部分について責任を持って考えなければならないということで、村としては助言、指導、あるいはその後勧告、そしてどうしてもという場合には命令というようなことで、法的には措置を取っていくということにはなっていくかと思っております。村の中でそこまでの法的措置というか、をしてきたのかというとその命令等まで行った事例は今のところはございませんし、県内でもそういった事例はないとお聞きをしているところであります。

いかんせんそういった所有者がきちんと分かっている部分につきましては、その管理についてはやはり所有者が行うべきであって、所有者がさっきの答弁で申しましたように、親族等あるいは周りの住民の方との相談などをしながら、自分で解決すべき問題だということでもありますし、それが今、先ほどありました関係者による解体等ができなかった様々な理由、そういったその理由の取壊しができなかった理由についても所有者が解決すべき問題だということ、行政としてなかなかそこまで介入するというのは難しいのかなと考えているところであります。

3番（横山秀人君） 今現在の空き家、危険な家屋の状況を見てもみると、ガラスが割れていたりしております。これで台風等が来ると、隣のお宅に影響が出るのではないかと

おります。そうなった場合に、行政代執行をやらなければならないという判断が出ると思いますが、まだその仕組みができていないという答弁でございました。まだ、ごめんなさい、まだやっていないという答弁ですか。やっていないのでまだ確立してないというか、まだやってないと。ですので、もう既に代執行をかける状況の建物が、隣接する家屋が多いところにありますので、代執行準備でしていただきたいと思いますが、考えを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、まずその管理責任は所有者だということで、最終的に代執行まで行き着くまでには、先ほど申し上げました助言、指導、勧告、あるいはその後の命令、それでも駄目であればということでの最終的な手段ということになります。

今の段階で、村では行政区長さんからのその状況の把握に努めて、上がってきておりますので、そういった物件について現地でどのような状況なのか実際に確認をしているところでもあります。なかなかマンパワー不足ということで、確認が追いついていないという部分もありますが、その確認をした上で、美しい村づくり条例に基づく審査会等にそういった案件の部分を紹介し、諮りながら、しっかりと助言、指導等をこれからしてまいりたいと考えているところでもあります。

3番（横山秀人君） 質問を変えます。

現在の空き家に至った原因は、福島第一原子力発電所の事故であります。期限を決められた国の取壊し事業、その事業を利用して多くの方が取壊しを行ったわけではありますが、相続やその他の事情でその取壊し期限に間に合わない、判断ができなかったというご家族があると思います。隣接住民、そして隣接だけでなく、地域住民の安全を守ることを優先として、再度国に取壊しの要望を依頼すべきと思いますが、要望すべきと思いますが、村の考えを伺います。

副村長（高橋祐一君） 国の事業で取壊しを再開するというお話ございましたが、今回家屋解体に至った経緯というものは、いろいろな要望の中で上がっていった経緯がございます。事業としては除染工事の中でやっております。期間を決められた解除前の除染工事ということでやっております。そういう期間の中と、あとは我々の減容化施設があったということが、その事業の取組の1つのきっかけになっております。

そういう中で、建物関係については拭き取りもしてもなかなか線量が下がらないといういろいろなデータを基にそれを進めてまいりましたが、それは試験的な部分であります。現実的に建物も残っている部分もありますし、建物からついている放射線量については微少だということも言われているので、その事業はそこで終わったという形になっておりますので、今回の国の事業という部分でいえば、環境省の事業ではなくて新たな事業という形になります。新たな事業でこの確保ができるかどうかという部分はなかなか難しいかと思えます。

今ある国の事業では、今言った特定の空き家の部分の対策という事業がございますけれども、それについても法的なものもできています。ただ、それをやる段取りとして、あくまでも所有者がそれを解体するという段階を追っていかなくちゃいけないんですね。ですから先ほど台風があって被害があったらどうするんだという話がありますけれども、やっ

ぱりそういう被害、不安、そういうものをもっと周りの人、住民からの実績がなければ行政執行はできないものとなっています。

当然その分の費用については後から徴収するわけでありまして、実は除染の家屋解体の段階でもそういうところはかなりありまして、村としてもその個人というか、その中の相続に関してもいろいろ入って、実施したことはあります。しかしやはりそこについては民法上の問題があるので、やっぱり行政が関与するものではないということで、かなりこの時間を費やしました。しかし、それが境界の問題、いろいろ所有者の問題があっ解決することができなかつた。果たしてそれが本当に行政でやるべきことなのかというところがまず感じたところでありまして。

そういう意味からすると、今の特定空家の対策の部分で進めるという1つの条件でありますので、今、村づくりの課長が話したとおり、まず調査をして、そういう周りに被害がどうあるのか、そういう被害が実績としてあるのか、そういうものを積み重ねた上で、また村としては美しい村条例がございますので、景観的にどうなんだという部分から審議会等にお諮りをして、今後の対応を決めていくという形になりますので、新たな事業で取り組むということに関しては、かなりハードルが高いかなと感じているところでございます。

3番（横山秀人君） これやはり隣にそういう家があれば、本当にその隣に住んでいる方は心配で心配で、台風や大雪が来たときの心配事というのは計り知れないと思うんですね。ですのでもちろん既存の法制度は分かります。ただ、今回においては原発事故の流れであります。ぜひこのような事例が建物があるということを、国、県、そして東電は関係ないのかちょっと分かりませんが、ぜひ要望いただいて、今、村民が不安である。そのことの解消に向けてぜひ早急に対策を取っていただきたいと思っております。

続きまして、質問3点目、家庭ごみの収集日数、場所についてであります。

先ほど答弁のほうから、村民から集積場の場所の移動や追加、収集ボックスの更新の要望があることが分かりました。住民からは、燃えるごみの収集回数が週2回のところと1回のところがあることに対して、不公平感を感じているというお話を直接お聞きしました。公平感を持つ工夫等は検討できないか、伺います。

住民課長（荒 真一郎君） 家庭の燃えるごみにつきましては、現在、毎週月曜日、水曜日、金曜日、週3回実施しておりまして、各行政区、週に1回燃えるごみを回収、収集しております。このうち公営住宅があつて、高齢の世帯、あるいはその乳幼児がいる世帯があつて、おむつのごみが結構出されるという場所がありまして、令和4年度から公営住宅のある草野、深谷、飯樋町、笠石住宅、臼石については週2回としてきたところでありまして、以上です。

3番（横山秀人君） 村民としては、やはり例えば移住してきた方にとってみれば、週2回、どの地区も毎週2回だったのが、場所によって週1回、週2回、片方は2回出せるチャンスがあるわけですね。ですので、そこに対して不公平感を持っているとお話でした。ですので、公平感を持つ工夫、例えば共同の集積所を設けるとか、いろいろな工夫があるのかなと思うんですけれども、やはりその移住してきた方が不公平感を持っていることは、村運営にとってはよくないことなのかなと思っております。再度答弁を求めます。

住民課長（荒 真一郎君） 共同の集積所というお話がありました。資源ごみとかのペットボトルのそういうリサイクルごみにつきましては、そういう集積所も活用できるかなと思っておりますが、燃えるごみと燃やせないごみにつきましては、基本的に週1回の回収ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

3番（横山秀人君） この不燃ごみについてであります。こちら月1回ということで、やはり瓶、缶とかをずっと部屋の中に1か月置くのはやはり大変だということで、月2回とか週1回とか増やしてほしいという要望も届いております。この不燃ごみの回収を増やす検討はありますでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） まず今のごみ収集の体制としましては、収集業者3人で回収を行っております。まず燃えるごみにつきましては、収集後に南相馬市のクリーン原町センターのほうに運搬をして処分をしております。燃えないごみにつきましても、収集後にクリーンセンター内で分別作業を行うということで、震災前より人員が減って車両も減った中で、今、収集業務を行っているという現状にありますので、当面この体制でやらせていただければと考えております。

以上です。

3番（横山秀人君） 答弁のとおり様々な要望が入っているということでもありますので、第7次総合振興計画の中でご検討いただければと思います。

続きまして4点目、村民及び村内企業の所得向上につながるふるさと納税の積極的な取組について、再質問いたします。

まず初めに、ふるさと納税、幾ら入ってるのかということで、令和3年から4年、5年、そして6年の途中経過のほうをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の令和3年から今年度までの実績の金額ということでございます。ふるさと納税、一般寄附とポータルサイトふるぽ活用、いわゆる返礼があるという寄附の納税というようなこととなりますが、これを合わせまして、令和3年度については、1,671万円ですね、約1,671万円。令和4年度については1,298万円。令和5年度については約1,129万円。令和6年度については、現在374万円ほどがふるさと納税として寄附を頂いているところでございます。

3番（横山秀人君） 11月21日、22日ということで、視察研修でふるさと納税についての勉強をしてきたんですけども、本当に視察に行ってふるさと納税の考え方が変わりました。どうしてもっと勉強しておかなかつたらろうと反省しております。

研修に行った結果から分かったことは、飯舘村が積極的にふるさと納税に取り組めば組むほど、まず飯舘村への関心人口、関係人口が増えます。次に、返礼品が増えることによって、村民の所得が上がります。そして村の財政が増え、新たな事業展開ができると。これを例えば20億とか30億とかふるさと納税で頂いている自治体の事例をお聞きしますと、何と今まで村は対策を取ってこなかったのか。これは村だけじゃなく議員の責任でもあるのかなと思っております。

ただ、これはやはり行政が行うレベルを超えていると感じました。過去3年間の実績を

見ますと、年々例えば400万円、100万円という形で減っています。多分今の答弁のとおりやっても、それほど上がらないのかなと思っております。ほかの自治体は、我がまちのふるさと納税をどれだけ上げるかということで、様々な工夫をしております。

質問いたします。今までの体制のとおり、一担当課が窓口となってふるさと納税の展開を考えているのか伺います。

村長（杉岡 誠君） ご答弁の中に、村として一番ふるさと納税の課題は、村内の事業者の方が生産し、エントリーする返礼品の総量が絶対的に不足しているということ、少ないことというのを課題として申し上げました。それに対して議員のほうでそのようなおただしをするということは、生産をされている方、必死になって自分の魅力をつくって出している方々に対して、それは批判をしていると私は同じだと思いますので、行政のレベルを超えるという言葉もありましたが、村としてはそこにある商品をまず増やしていくということを今まで必死になってやってきて、スタートアップ補助金を含めて、わくわく補助金等でのイベントということもやってきましたが、そこで試作されたものが全てがエントリーしてくるわけではなく、皆様がそれぞれかなりの工夫をなさっていただいているところですので。

例えばお花にしても例えば牛肉にしても、あるいはあぶくまもち含めてのお米にしても、農家の方々は必死に生産をされていますが、じゃあそれがご自身で販売、生鮮食料品として販売できるかというそういう体制にはない、あるいはそういうことができる方もいるかもしれませんが、なかなか難しい中で、ではレストラン等にしっかり届けましょうというやり方とか、セブンイレブンとの連携の中でやりましょうという別の販路をして、収入に結びつけているという部分がありますので、必ずしもふるさと納税にだけ所得向上のキーワードがあるのではなくて、様々な形で進行してきている。

あるいは加工品をやってる方々は皆ワンオペレーションといいますか、ご自身で生産をし、加工し販売をするという形でなさってる方が、今、エントリーをされている方がほとんどでありますので、村としての弱みは実はそういう加工事業者、あるいは販売するためにそういうことをPRする事業者さんが村の中に投資をしてきていない、あるいはそういう呼び込みができてないということも非常に大きい部分がありますので、それは今後の課題かなと思っております。

いずれにしても、行政が何か旗を振ればふるさと納税が増えるという状況は、他市町村であれば、確かに生産物たくさんありますので、その中からどれを選んでふるさと納税に上げるかということで勝負はできるかもしれませんが、村の場合は決して返礼品だけを考えればそういうふうにならないということで、今後村内でのアクティビティ、体験型のふるさと納税の返礼というものも含めて検討していくと答弁をさせていただいたところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 私も視察に行くまでは、村長と同じ考えであります。ただ、視察に行つて実際目で見て、そして実際農家からお話を聞くと、今までの考え方、体制では、全く駄目なんだなというのを理解したのが今回の研修であります。

まずちょっと1点確認したいんですけども、この答弁の中で、生産しとあるんですが、加工、村の中で加工したのもふるさと納税の対象になるということによろしいでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午後4時17分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） それでは再開します。

（午後4時19分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員から再三もおただしがありました、村内での加工品についてもふるさと納税の返礼品として可能かというようなお話でありましたが、基本的には村内で加工したもの、そういったものも返礼品として対応可能だと考えているところです。村で実際に加工をしているものがあるかどうかということではありますが、生産物、農産物をパック詰め等にしてそのままということは多分にあるかなと思いますが、それを例えばお菓子とかそういったものに加工品として、加工するというのは、村外のそういった業者に原材料をお願いをして、作っていただいているのかなと、現段階ではそのように思っているところであります。

3番（横山秀人君） 私はこの研修に行って、本当に今までの考え方が間違っていたんだなと思いました。ぜひ行政、村のほうもいろいろなふるさと納税の実績等を見ていただきたいと思いますが、その前に実はこの研修であります、今、村に国から派遣されている職員の方にご相談し、そしてアドバイスをいただきながら、このふるさと納税の勉強を進めてまいりました。ぜひ令和7年度の予算編成、また第7次総合振興計画の策定においても、ぜひ見地の多い、情報の多い国派遣職員の方の参加の下、このふるさと納税については、やればやるだけ住民のためになる、行政のためになるというのが視察先の回答であります。ですので、重点施策として取り組んでいただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 重要なご提言をいただいておりますので、ふるさと納税についてはしっかり取り組んでいくというご答弁申し上げたとおりやっていきたいと思っております。

なお後段のご質問にありますが、職員の人員体制、適切な業務に対して人員が不足しているんじゃないかというご質問が後段にありますけれども、それにも関わってくる問題でありますので、行政が一方的に何かをやっていくというよりも、やはり民間の事業者を育てながら、あるいはそういう様々なマッチングの中で、ご自身だけの苦勞ではなくて、いろいろな形で商品化ができるような、そんなことも含めてこれまでも取り組んできましたが、なおそういうことができるような体制を含めて検討させていただきたいと思っております。以上であります。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして5点目、飯舘村役場職員の人員不足対策についてであります。

こちらについては、まず質問というか、どうしても答弁が長くなってしまうので、どの質問に対してのどの答弁かというのがちょっと分かりづらくなるということで、長い答弁

の場合は質問の概略も含めてお話しいただくと、ライブ中継等で聞いている方も分かりやすいかなど。また、ちょっと順番が変わっています。回答、答弁の順番と質問と答弁の順番がちょっと変わっているのです、私どこを見ていいのかなというところでちょっと迷ったところもありますので、これはあと次回以降お願いできればと思います。

では、再質問いたします。庁内でメンタルヘルスについての対応、毎年、全職員に行っているということですが、この相談件数、相談実績というのは、実際あるのでしょうか、伺います。

村長（杉岡 誠君） すみません、今の答弁については担当課長のほうから説明をさせていただきますが、前段答弁の仕方がというご指摘ありましたのでちょっと申し上げますが、通常ご質問いただくときには、質問要旨に対して質問内容を小分けにさせていただいてのご質問いただいておりますので、その一つ一つについて明確に答弁を申し上げますが、今般は質問内容について5点ということが入りましたので、その部分についてどのように答弁するかというのを担当でも相当苦勞して、こういう形になりました。ですので今後の質問の仕方については、ぜひ議会の中でもご議論いただきたいと思います、私たちが配慮させていただきたいと考えます。

以上であります。あとご質問については担当課長のほうからご説明を申し上げます。

総務課長（村山宏行君） メンタルヘルスの件でございます。村長からの答弁もありましたように、メンタルヘルスの研修会等を実施をしておいて、各職員、そちらのほうに周知をしている、あるいは勉強させているというところがございます。相談窓口は私になってございます。何名かからは実際に相談を受けているという状況でございます。

3番（横山秀人君） 相談窓口であります、外部の病院との連携というのはあるわけでしょうか。

総務課長（村山宏行君） メンタルヘルス、いわゆるメンタルチェックの会社とも提携、業務委託を行っておりまして、そういった場所、それから村が専門に相談ということで、お願いしている方もいらっしゃいます。いずれのところでも、自分が一番相談しやすいところというような体制を整えているというところがございます。

あとはいわゆる専門医ですね、専門医のところへ直接行かれて、そちらからというようなところもあるということでございます。

3番（横山秀人君） すみません、再確認になりますが、そうしますと役場職員を通さず、すぐ診療機関のほうにご相談もできるという体制を整えているということでしょうか。分かりました。

では続きまして、この事務改善について伺います。今回、新聞等で報道がございましたけれども、今回の件において、例えばどのような事務を改善すべきかと、すぐ検討した事項等はいかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 事務改善という部分であります、やはり民間でできるものは民間ということで、大きなものに関しては給食センターの民間委託という部分があるかなと思います。あとそれぞれさっき言った事務改善委員会、機構改革委員会等を開きながら、あと係長会議等をしていながら、その中で少しずつ改善していくという状況でございます。

あとご質問の中では、事務改善という部分が出てこなかったんですが、業務の改善ということだったでしょう。（「そうですね」の声あり）そういう形で進めているし、これからも当然中で検討しながら進めていくという形になります。

3番（横山秀人君） 業務改善についての質問であります。第三者、例えば業務改善コンサルタント等、行政を中心に行っているところ、第三者の目でこの改善を行っていくという計画はございますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 現在のところはございません。

3番（横山秀人君） どうしてもこの業務改善という中で、庁内だけで検討となってしまうと、漏れとか例えば検討するスケジュールとか検討内容とかが、なかなか難しいのかなと。難しいというのは、その進捗管理等が難しいのかなと。ですので、業務改善の進捗管理、それを第三者に任せるという方法が、実は今、所属している商工会議所とか、そういうところでございます。客観的な目で見ることが業務改善のスムーズな移行につながると聞いておりますので、ぜひ第三者の目で見、の支援を受けながら業務改革のほうを行っていただきたいと思いますが、回答いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 委託の部分というところでありませけれども、まず事務改善、そういう部分の委託改善計画的な部分でありますけれども、被災12市町村の官民合同チームの中での動きとして、DXに対応ということでの各自治体の業務量の調査等をしながら、これからどうしていくかというところで、今、やっているような状況でございます。

そのほかはやはり先ほど言ったように、民間委託という部分で学校給食センターもありましたけれども、やっぱり技術者の確保という部分で、実は発注者支援ということで建設課のほうについては委託をして、民間の人が今、役場のほうに来て発注者支援をやっている、または業務委託をして技術センター等の技術の委託をしているという形で、そういう業務の中での改善というか効率化という部分では、委託を多様化しているというのが今の現状でございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。今回私で多分3人目の同じ案件についての質問でございました。ですので様々な理由があって、このような事態になったのかなと思いますので、ぜひこのようなことが2度と起こらないような形で対応いただきたいと思います。

続きまして最後、6点目について質問いたします。

まず広報いいたてで作業が始まった、第7次総合振興計画の作業が始まったということを押見し、もちろん村民も全員見ているわけではありますが、その中にスケジュールがなかったと思います。この策定までのスケジュールについて、いつどのような方法で村民にお知らせするのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 第7次総合振興計画策定のスケジュール感であります。

今ほどようやく10月からスタートしたということでありまして、次に7次総合振興計画でありますので、来年の9月議会の上程を目指して、今、進めているところであります。若干進む中で、その計画に差異が生じる可能性はありますが、担当としてはそこを目指して、今、進んでいるというような状況であります。

村民への周知ということではありますが、今、ようやく動き出した部分でありますので、

第1回目の専門部会等々、どのような内容で進んだのかという内容も若干踏まえながら、今、こんな感じで進んでいますよという部分を、広報等を使って今後周知していきたいなとは思っているところであります。

ただ、今、動いている部分は専門部会では2回ほど開催しておりますが、第1回目に10月19日、現状確認と6次総の振り返り、また今後、さきの答弁で申し上げましたが、専門部会の中で村民のアンケートも聴取しながら、そういった意見を取り入れていきたいということで、村民アンケートの設問の検討をしてもらっています。

また、2回目は11月21日に専門部会を開催し、村の将来像の検討という部分で、村が目指すべき姿ってどういうものかという部分も、若干そういった部分も検討しております。ただ、実際に今後部門ごとに専門部会ごとに、今後のどういった取組が必要、計画に盛り込むことが必要かという部分については、今後年明け早々1月下旬あたりになるかと思いますが、そういった部分で進んでいくということで、今のそれぞれの動いている動きの部分も含めて、周知をしていければいいなと考えているところであります。

3番（横山秀人君） 広報いいって12月号にはこの第7次総合振興計画の記事はなかったと思うんですけども、やはり今、課長のほうが積極的にお伝えしていきたいというのであれば、大事な計画であります。広報いいって毎月そのコーナーを設けて、どういう形で今、やっていますよと。そしてアンケートはいつやりますよ、パブリックコメントはいつやりますよという形で、もう短期間の勝負だと思うんですね、これ。ですので、毎月載せるぐらいのお知らせが必要なのかなと思います。これはご検討いただければと思います。

続きまして、村民アンケートを実施するという事で答弁がございましたが、こちらの実施時期、また実施対象者、そしてその回答の公開時期について伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、専門部会の中でアンケートを検討している部分であります。アンケートの対象につきましては、送付については世帯ごとに送付をさせていただくことにしたいということであるようですが、その中で世帯主だけが回答、アンケートに答えるというのではなくて、それを何枚か多分アンケート用紙は、あまり量が多くても大変なので、世帯2部とか送るようになるのか、もしかするとコピーをして使ってくださいという形になるかも分かりませんが、その家族の構成の中で誰でも答えられるようにはしていきたいと。また、併せてウェブでのアンケート回答ということも考えていきますので、そちらの用紙を複製してもらったり、ウェブ上でそれぞれが回答してもらったりということで、誰でも回答、アンケートについて回答できるような体制にしていきたいなということで考えているところです。

また、アンケートの実施時期ということではありますが、実施時期については、1月中旬ぐらいにはアンケートを送付させていただきたいと考えているところであります。今の段階ではありますが、1月中旬ぐらいにはアンケートを送付できればいいなということで検討しているところです。

また、取りまとめについてはやはり1か月、1か月は要らないか。2週間か20日程度必要なのかなと考えておりますので、取りまとめはその後、全部回収しての取りまとめということで、年度内には取りまとめということで、進むかなということで考えているところ

であります。そのアンケートの内容、結果、これについては十分専門部会の中で、そういった意見を基に、自分たちがこれから必要とする計画の中で必要とするものを模索しながら、実際に位置し、反映させていただきたいと考えているところであります。

3番（横山秀人君） 10月にですが村議会が主催、実施者となって、村民アンケートを実施しました。12月6日時点の回答内容であります。153通の回答があったということであり、返信用封筒を送りました。各世帯に返信用封筒を1枚送りまして、そして回答用紙を2枚入れました。実際1返信用紙に1通だけ入ってきたのが73件、1封筒に2通、親子かもしれません、夫婦かもしれません、兄弟かもしれない。2通入ってきたのが40件ございました。このことから、私は今課長がおっしゃるとおり世帯、世帯主等へのアンケートではもうこの時代じゃないなど。時代じゃないって言い方はあれですけども、それだと十分に住民の意見、村民の意見を聞くことはできないなど。

もう一つ私が反省しているのは、やはりコピーして使ってくださいというふうに、私とか私が思うのは、コピーして使ってくださいということで、3枚目以降はその方のコピーに依頼したわけなんですけれども、3枚入ってきたことはない。やっぱりコピーの手間がかかってしまうと、回答のその回答率も下がってしまうのかなと思っております。そこで提案がありますけれども、もう村民一人一人にアンケートを実施すべきと思っております。そうすれば、この第7次総合振興計画に対して、村は私たち一人一人の思いをまずは聞いてくれているんだなど、そういう認識になります。それは今後の村づくりにとってとても大事なことでありますし、これがチャンスだと思っております。ぜひ全村民、もちろん小学生とか難しいかもしれませんが、例えば中学生以上とかについて、全村民にアンケート、その人宛てに送っていただきたいと思っておりますが、ご意見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 担当課長が先ほどご答弁申し上げましたが、世帯主の方だけでなく、ちょっとコピーという言葉もありましたが、世帯の中の方々が回答できるような仕方を部会の中で検討していただくという部分が、今、やっておりますので、そういうことになるのではないかなと予測するところです。

ただ、もう一つ、村民一人一人のご意見をいただくというのは、非常に村行政として大事ではあるんですが、総合振興計画の中でもう一つ大事な部分は、ご家族であったりお友達であったり集落であったり、お互いに話し合うということが非常に大事です。そうしないと、個という非常に孤立した関係と行政という対応でしかなくなってしまいますので、ぜひその議論を生むといいますか、こういうことについては、家族の中で話が合わないかもしれないけれども、お父さんどういうふうに考えているの、私こう考えているよ。あなた方子供たちとしてはどういうふうに考えているの、というような議論を生むようなアンケートというの、ひとつ工夫として必要なと思っておりますので、個対行政ということだけではなくて検討させていただきたいと考えているところであります。

以上です。

3番（横山秀人君） 実際手渡しでも、今度、今やっているよということでお渡ししました。そうしましたらその世帯主の方が、いや俺苦手だからということで受け取りません、返してきました。ということは、本当にその世帯主の考え方次第で、聞き取りというのは変わ

ってしまうということが分かりました。ですので、村長のお話を、お考え、すごくいいところであります。ただ、一方でやはり本人でないとは回答できない方もいらっしゃると思いますので、それについては検討いただきたいと思います。

続きまして、以前第5次総合振興計画のときに役場にいたわけではありますが、そのときにあったのが検討議題となったのが、事業実施者が検討しないとその事業内容も目標値も設定できないだろうという議論がありました。であるならば、できるところはやろうということで実施した覚えがあります。今回この短期間の中で、どのような形でこの事業実施者の声を、実際動く方ですね、を酌み取っていくのか。その計画をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 第6次総合振興計画後期計画について、議会でご審議いただいたときにもご説明申し上げましたが、後期計画からはピラミッド型ということで、基本構想、基本計画までを基本的には議会のほうにお示しをしながら、その下の実施計画と各種事業については、毎年度ごと、各事業担当課が事業実施主体と協議をしながら事業を組み立てていく、あるいは村の独自財源非常に少ないですので、国や県と協議する時間というのは必要ですので、ある時点で計画策定時点でこの事業をやっていきますという言い方をすると、それが実現できない、財源の問題でできないこともままありますので、そういう事業実施に関しては、3段目4段目という言い方しますが、ピラミッドの3段目4段目は毎年度の議会の予算審議の中で提示をさせていただくというようなお話をさせていただいたところでもあります。

今回は事業計画書をつくるということではなくて、村として村のご自身たちが自分たちがなっていきたい将来像というものをしっかり基本構想の中に盛り込みながら、そこに至るまでの手順として、まず策定段階で必要なものを基本計画の中で、施策という言い方をしますけれども、述べていただく、あるいはまとめていただくという形を考えておりますので、必ずしも事業実施主体というものを完全に想定してその方が議論に入るといふことにはならない分野もあるかと思えます。

ただ、事業を全く考えずに議論というのもできないものですから、例えばこういう実施主体がこういうことをやりたい、こういうふうにやってもらったらいいよねという議論は当然部会や策定の推進委員会、あるいは策定委員会の中でも議論していただきながらということは検討しますが、前のように第5次総までの、あるいは6次総の前期計画までのように、要は事業計画書ではないということでご認識いただきたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今回、なぜこのような提案をしたかといいますと、今議会において和牛改良組合さんのほうから要望書が上がってきました。これは飯舘牛のブランドの根底にあるこの生産農家さんの悲鳴であります。それを見ておきますと、例えば事業構想ということで、飯舘牛ブランドづくりという1本に、その言葉が今度の計画に出てくるのかなと。じゃあ計画は次の段階ねという次元じゃないのかなと思っております。少なくとも今、飯舘牛ブランドに関しては、生産から肥育から販売から加工からふるさと納税から、様々な議論をしていかなければならない状況だと思っております。ですのでこれをこの計画は後だよと、じゃあただブランドづくりだけ1本だけで、今、終わってしまうのは、やはり実

現性が薄くなってしまふのかなと思っております。

ですので村長からあったとおり、やはりこの飯舘牛に関しましては、もう主要施策だということで、今回の第7次の計画の段階から、早い段階からこの和牛改良組合さんも検討に入れて、またはヒアリングして、どれだけ今、困っているんだということも踏まえて、そしてこれからどうあるべきかということも踏まえて、この第7次総合振興計画をつくっていかないと、単発単発そこで対応していたのではどうしようもないと思っております。そういうことがあったものですから、この事業を実施する人の声というのはどのような形で聞くべきかということで質問させていただきました。

村長（杉岡 誠君） ちょっと基本方針と基本計画という言葉が使われましたので、その中のご認識が少し違う部分あるかと思いますが、施策として上がってくるところ、例えば飯舘牛ブランドの申請とか振興とかという言葉がのっかっている場合、抜けた場合、その言葉だけがどこかの部会ではぱっと思いついたものがのっかるということではなくて、そこに至るまでの過程として、こういうこともこういうことも必要だよねという中で、優先順位というものを考えるわけです。肥育農家さんがいきなり来れば一番いいんですけども、そうじゃなくて、繁殖から始まって一環経営、肥育をやっていく、そのためのゲノム検査とかDNA検査も含めて、そういう付加価値という部分もありますし、あるいは土地利用型農業を継続して一緒にやらないと、経営上回らないという部分が今の牛価格の中でありますので、その中で村はどこにまず手をつけるべきなのかということが優先順位として組み立てられた中に、それを総称するものとして施策の名前が出てきますので、決して議論がないということじゃないです。むしろ各個々のいろいろな課題を全部議論した中で、施策として大事なフレーズは何なのか、一番大きな目標地点をどこに置くのかというのが施策という形にのっかってきますし、施策の総合枠として将来なり得たい、達し得たい将来像というものが方針という形で出てくると考えておりますので、議員がおただしのような議論を進めていくとご認識いただければ結構かと思えます。

以上であります。

3番（横山秀人君） 分かりました。では村民の方に第7次総について関心があるかというお話をしたときに、ちょっと関心ないなというお話がありました。それでほかの自治体、キャッチフレーズの公募、何とか第7次に関心を持ってもらうような形で、キャッチフレーズの公募を行っているところもあります。今回花井議員の質問の回答に、村長の公約のスローガンが、今度のキャッチフレーズ第7次に入らないということが分かったので、ぜひキャッチフレーズの公募を実施していただきたいと思えますが、ご意見を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどキャッチフレーズという話がありました。キャッチフレーズというか、村の将来像ということで、どういった部分を目指すのかというようなことになってくるかと思えますが、そういった部分についても第1回の総務部会の中等でも検討されておりますけれども、それらを踏まえた上での村民へのアンケートの中でも、こういったことが部会では考えられておりますが、それについてもそれぞれのご意向までいただきたいというようなこと、また新たな部分をこういったものがないのではないかといいのも、アンケートの中で聞き取ることができるのかなと考えているところです。

議長（高橋孝雄君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。  
これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

（午後 4 時 4 8 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月10日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太



令和6年12月11日

令和6年第7回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和6年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年12月11日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年12月11日 午前10時00分				
	閉議	令和6年12月11日 午後 2時17分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	1番 飯畑秀夫		2番 花井茂			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 佐藤将樹	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	会計管理者	庄司稔	○	農事委員会 局長	三瓶真	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	△
代表監査委員	高野孝一	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年12月11日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～7番）

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 飯畑秀夫君、2番 花井茂君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。9番 佐藤健太君。

9番（佐藤健太君） おはようございます。議席番号9番 佐藤健太でございます。

令和6年12月の定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まずもって、さきの村長選挙によって2期目のご当選誠にありがとうございます。この2期目の期間は、第2期創生期間から第3期創生期間へ移行していく期間になり、これまで続けてきた様々な事業の見直しが行われることが予想されます。こうした中で、予算の獲得は杉岡村政の腕の見せどころになってくると思います。また、今後の飯館村に大きく影響する任期になると思いますので、気を引き締めてしっかりとお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。私からは4項目4点の質問です。

昨日の一般質問で2名の議員から2件の同様の質問が出ておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

まず1-1、教育長の任命について。

現在職務代理者での対応をしているが、新たな教育長の任命はいつどのようにするのか、考えを伺います。

2-1、県道12号線バイパスについて。

現在、草野行政区内において、工事が滞っている県道12号線のバイパス工事の現状と今後の見通しについて伺います。

3-1、道の駅について。

道の駅までい館の駅長に建設課長が据えられましたが、どのような意図と目的があるのかお伺いします。

4-1、ふるさと納税について。

現在村はふるさと納税に対してどのような目標を持って、どのような取組をしているのか伺います。また、併せて企業版ふるさと納税の実績と今後の目標と取組をお伺いしま

す。

村長（杉岡 誠君） 9番 佐藤健太議員のご質問1-1、教育長の任命についてお答えいたします。

教育長においては現在適任者の選考中であり、適切に議会に議案を上程してまいります。

次に、ご質問2-1、県道12号線、いわゆる県道原町川俣線の草野工区の現状についてお答えいたします。

福島県において地権者への面会や電話による連絡、土地の協力依頼の文書の送付等を行っておりますが、地権者からの反応はないと聞いております。県においては引き続き地権者との交渉を試みながら、早期の用地取得に向けた検討を進めていくと聞いております。

次に、ご質問3-1、道の駅までい館の駅長を建設課長とした意図と目的についてお答えいたします。

道の駅には、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供及び地域振興に寄与することの2つの目的があります。

また、目的を達成するために必要な機能として、1つ目に、24時間無料で利用できる駐車場及びトイレを備える休憩機能、2つ目に、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などの情報発信機能、3つ目に、文化教養施設、観光レクリエーション施設など等の地域連携機能が求められております。

このため、道の駅の登録申請の際に、道の駅の駅長名を記載することとされていることから、国土交通省にて規定されている道の駅としての施設の管理適正を期するため、村より改めて指定をしたものです。

次に、ご質問4-1、ふるさと納税に対する目標と取組及び企業版ふるさと納税の実績と目標取組についてお答えいたします。

ふるさと納税については、当初、原子力災害による全村避難に伴い、本村で生産された農畜産物や加工品などの返礼品を確保することが困難なことから、震災前に村で生産されていた製品の代替品として、他の市町村の応援をいただきながら、返礼品の品目を取りそろえて取組を始めた経緯があります。

一方、避難区域のほとんどで指示が解除された現在は、代替品の取扱いについての制限が厳しくなったこともあり、返礼品の内容を変更し、村内の方々による産品を多く取り扱うこととしてきたところです。なお、村内で生産される産品は品数も生産量もまだまだ少数であり、全国の皆様に知っていただき、手に取っていただけるまでには至っていないと感じているところです。

このため、現在は村の産品をPRすることはもとより、スタートアップ事業や魅力向上発信事業、大学との連携などにより産品の数を増やすことと併せ、生産量を増やすことに注力しております。また、ぜひ村民の皆様をはじめとする村にゆかりのある方、村を応援してくださる方々にご協力をいただきたいと思います。

なお、企業版ふるさと納税の実績についてですが、令和6年11月現在で2件の寄附を頂

いているところです。いずれもいいたてっ子未来基金への寄附となっており、今後村の子供たちのために活用させていただきます。企業版ふるさと納税には人材派遣の仕組みもあることから、人材派遣についても募集してまいりたいと考えております。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、1－1の教育長任命についての再質問であります。

現在、適任者の選考中であるという回答をいただきましたが、教育長というのは村の三役でもありますし、村政、村の教育行政のトップでもあります。そういった中で、教育長の役割は非常に多岐にわたり、子供たちの学びや成長だけではなくて、地域教育の方向性を決定づける大変重要なポジションだと認識しています。地域社会全体の発展にも大きな影響を及ぼしますので、適切なリーダーシップと政策立案能力が求められると思っております。これまでの実績と人望、人柄を含めて、教育現場や住民からの信頼が必要不可欠であります。そうした中で今回の教育長を今、選考中とありますが、どのような選考基準で誰が選考しているのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 選考という言葉を使いましたけれども、人事に関しては私が選考させていただいているところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 教育長の役割ということで、先ほど申し上げましたが、非常に多岐にわたるといって、ざっと教育長の役割ってこんなことかなというところを考えてきたんですけども、教育行政の総括責任者ということもありますし、教育政策の立案、推進、地域の教育に関する中長期的なビジョンや方針も策定します。学校や地域の教育課題に対する対応のための施策を計画し実施もすると、また監督もするというポジション、教育委員会の運営も、会議を主催したり議論をリードする、議決権はありませんけれども、そういったこともやらなければならない。教育委員と連携をして、地域特有の課題解決課題にも取り組む。学校教育の支援管理ということでも、学校の教育内容や運営を監督して、必要な支援も行う。教員の採用や人事、管理、資質向上のための施策を推進する。地域教育の推進、生涯学習や社会教育、文化の推進など、地域全体の教育活動を推進する。地域住民や保護者との連携を深めて教育環境を整えていく。

また、危機管理と対応ということで、いじめであったり、不登校、災害時の対応など、学校や教育現場の危機に迅速に対応しなければならない。また、行政機関や関係者との連携ということで、他の行政機関や自治体、企業、地域団体との協力、そういった部分で教育政策を進めていく。また、国や文部科学省との連携や教育関連の施策や資金を調達、調整するというところで、非常に多岐にわたる役割が教育長にはあるなと思っております。

こういった教育長の役割があるわけですが、現在ここまで任期が、教育長の不在の期間が1年近くなっているということで、現在次年度の予算組みを行う時期でもあります。こういった状況の中において、このタイミングで内諾だけでもいただけているの

であれば、次期の教育長候補の下で教育方針が来年度の予算に反映できるんじゃないかなと思うわけですが、そうでないとまたさらに1年遅れてしまうわけですが、今、候補者として挙がっている皆さんにはしっかりとお声掛けができていて、ある程度内諾に近いところまで行っているのかどうか、再度お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 昨日のご質問にお答えしましたが、複数人と交渉しているわけではありませので、お1人とお話をして、内諾という言葉は私は使いたくないと思いますが、そういったことを踏まえて、適正な時期に議案として上程をさせていただきますということでご答弁申し上げたところでもありますので、その点でご理解いただきたいと思ます。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 今、適正な時期にということでもありますけれども、やっぱり本来であれば、もう次期の教育長候補をしっかり決めて、次年度予算組みに上げていくというところが必要な時期なんじゃないかなと思っていますし、そういったことはもう1年も、1年近くも教育長が不在ということで、それが準備がちょっと遅いんじゃないかなとも思っています。そういった部分でこのタイミングという部分は、もう例えば3月の議会、そういったところで任命ということでも十分間に合うものなのか、その辺考えをお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 時期については、今、言明をしていないところでもありますけれども、適切な形で上程をさせていただくというところです。その中には当然予算も含めて様々なことがおっしゃるとおり関わりますので、そういったことは適切に対応させていただきたいと思ます。

なお、教育長不在の中で、それで村の教育行政が止まるかということそういうことじゃなくて、様々な部分がありますけれども、教育委員会を主軸にしながら教育委員の方々にも、あるいは学校の先生方にも相当な部分でご尽力いただきながら、今、教育行政は円滑に回っている部分がありますので、なお適切な人員を配置することによって教育長ということで任命をすることによって、なおおっしゃるように、村の将来に向かって、未来に向かっての新しい一歩が踏み出せると思ますので、そういった適切な人材を適切な時期に議会のほうに選任議案を上程させていただきたいと思るところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ここまで1年間、1年近い期間、教育長不在ということでかなり村民の皆さんたちからも教育長どうなっているんだというお声をたくさんいただいていますので、この辺もう少し明確に、今現在どういう状況になっているんだということも含めてご説明があれば、なお村民の皆さんもそうであれば、しっかりやっていただきたいという話になるんじゃないかなと思ますけれども、まだ選定中ですよというような回答だけだとどうしてもその説明しかできませんので、その辺もうちょっと現在どういった方にお声掛けをして、どういう教育を村で組み立てていただきたいのかということも、話をしながら決めていくのかどうか、もう少し掘った話が聞ければなと思ますので、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 教育長の任命について遅いんじゃないかというお話がありますが、私の任期もこの間10月27日から、それで10月28日から初登庁ということで始まりましたので、そういったことを踏まえて人事というのはさせていただくということが私の決断でありますし、責任であると思っております。

過去の村政いろいろと見ていただきますと、私、首長たる立場の者と三役の者というのはある程度一体でありますので、そういうことを勘案した上で、人事というものは検討させていただいて、適切な時期に上程するというのが私の判断であります。

それから先ほど申し上げましたとおり、複数の候補を今、選んでいるという状況ではありませんので、お1人の方としっかりと協議をしながら、その方お働きをいただいている部分がありますから、そういったところの勘案をいただきながら、適切な時期に議案として上程をさせていただくということでお話しを申し上げたいと思うところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 今、この教育長に関してはこれ以上掘っても平行線とは思いますので、以上にしておきたいと思えますけれども、議会のほうでも承認ということをしなければなりません。仮に不承認となった場合には、また1年遅れるということがないように、次期候補をしっかりと検討いただいて、上程いただきたいと思っておりますし、場合によっては議員提案ということもありますので、そういった部分を含めていただきながら決めていただきたいと思っております。

続きまして、県道12号線バイパスの質問に移ります。この県道12号線バイパス工事がスタートしてから大分時間がたっておりますが、この工事なぜ今、こんなふうに止まってしまっているのか、お話しできる範囲でお話しいただきたいと思えます。

建設課長（高橋栄二君） 工事が進められていないという状況でございますが、一部の土地の所有の方に、土地取得についての同意が得られないという状況が続いているという状況でございます。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。土地取得が進まないということでもありますけれども、そもそもこの地権者の方々のご理解を得た上で進めるというのが本当の進め方じゃないかなと思いますけれども、この辺なぜそういったことが起きてしまったのかというところを聞かせください。

建設課長（高橋栄二君） これは県の事業でございますが、事業については説明をして進めているものと認識してございます。

9番（佐藤健太君） この件、県の事業、県道なので県の事業ですけれども、これに関して村は基本的には最初から関与をしてないというところでよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） 村としてその関与という部分で、事業推進に向けた協力的なものについては行っていると思えますが、主体的には県のほうで説明をして進めていくというようなことかなと思っております。

9番（佐藤健太君） であるならば、今の説明からでいうと、やっぱり県がしっかりと説明をしてしっかりと進めるべきだということでは理解はできるんですけれども、村としてもや

はり地権者さんにもっと誠意を持ってしっかりお願いしていくということも、時には必要なんじゃないかなと思います。村としての見解いかがでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 議員のおっしゃるとおりでございますが、実際的には県営事業という部分がありますけれども、当然村としては、そういうやっぱり道路要望等もありますので、村が全面的に協力するバックアップするという形になっています。ですから、最初の計画段階の中でも、村が関わって説明会に参加をしながら、住民にご理解を得られるような形でプランを進めているという状況であります。

今回につきましては、いろいろ相続関係とか当時の所有者が亡くなったというそういう問題があって、その後ちょっと話がうまく進まなかったというところもありますが、村としてもその辺は協力をしてずっと個人交渉もやってきましたが、やっぱりそれでもなかなか進まなかったということでもあります。村としてもやはり重要路線でありますので、早期の着工完了をとという部分を望みながら、1つとしては法手続として行政執行も視野に入れながら進めてくれないかということもお話をしているところでもありますので、県と協力しながらこれからも一緒に早期の完了を目指して進めていきたいなと思っています。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。二枚橋地区のほうのバイパスもできて非常に見通しもよくなって、郵便局の出入りという部分も非常に便利になったなと私個人も感じていますし、また草野の郵便局付近の狭いところ、またあそこ小宮から県道12号線に出るところ、右側原町方面から来たときに非常に見通しが悪い交差点で、結構冷やっとする場面が多い交差点もありますし、ああいったところ非常に事故がいつ起きてもおかしくないという状況がありますので、その辺もぜひ地権者の皆さんにもご理解をいただきながら、草野バイパス早期開通という部分でぜひ尽力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3-1、道の駅の質問に移らせていただきます。先ほどの回答から察しますと、道の駅の登録要件を満たすために、当面の間建設課長を据えて、鋭意新たな駅長候補を探していくという認識に私は取ったんですけども、そういった考えでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の駅長について、当面の間というような考え方ということですが、まず先ほど答弁申し上げましたように、道の駅には駅長が必要だと、登録上必要だということ、まずは村として置かせていただいたと。までいガーデンビレッジのほうで、きちんと道の駅の駅長を自ら見つけて設定したいということであれば、村からの駅長ということは任命する必要はないのかなと思っておりますが、当面の間ということではなくて、そういったきちんと決まるまでは、そういった部分は村としては必要だということでの位置づけであります。

9番（佐藤健太君） 道の駅の駅長ということで、駅長の業務を村としてはどういうふうに考えていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の本来の目的、先ほどの答弁で申し上げましたが、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供及び地域振興に寄与することの2つの

目的ということで、必要だということでもあります。

ですから村の公務員の立場であって、その駅長になるという部分について、地方公務員法のほうでは人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないというような定めもありますし、人事委員会のほうでは任命権者の受けてその地位につくことができるが、その中で職務に専念することに支障を来すおそれがある場合、また特別な利害関係を生じ公正な職務の執行に支障を来すおそれがある場合は、駄目ですよというような定めもあります。ということで、村から任命している駅長につきましては、道の駅の管理運営の中の営業部分には携わらないようなことで、しっかり本来の道の駅としての2つの目的、その部分を果たすための指定だということでもあります。

9番（佐藤健太君） 今の話だと、実際その売場に立って営業活動するということではないという、それ以外の業務を担当するというような認識でよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのとおりでございます。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。今、回答いただいたわけですがけれども、道の駅の駅長も非常にやるのが実は多くて、道の駅の駅長の業務でどんなことを基本的にやらなければならないのかなと思ってざっと調べてまいりました。

かなり多岐にわたる項目で、9項目にもざっと調べただけでも出てきまして、施設の管理運営、駅内の売店だったりレストラン、トイレ、駐車場、そういった様々な施設の運営管理、点検、維持、修繕含め、安全にかつ快適に利用できるようにしていく。施設の清掃美化の指導監督、スタッフの管理、これ道の駅の働くスタッフの採用であったり教育、シフトの管理、それから接客指導、士気の向上、職員の士気の向上ですね、そういった部分も道の駅長としての仕事、大きな仕事。スタッフ間の連携やチームワークを強化する、そういった人間的なところ。それから来訪者の対応ということで、今回売場には立たないということですので、この辺は少し外れてくるのかなと思いますけれども、さらには地域との連携ということで、地元の農家さんだったり工芸家、そういった部分との連携をして特産品の販売促進を行っていく、イベントのプロモーションや企画実施、地域の自治体や観光協会、商工会と連携をして地域振興に寄与する、この辺は今、道の駅のほうでもしっかりできるかなと思いますけれども、あと販売管理、イベントの企画運営、経営収支の管理、広報プロモーション、そして防災対応と、本当に多岐にわたるわけです。

これだけの業務という部分で、道の駅の駅長、今、建設課長という形で据えましたが、本当にただでさえ建設課は忙しいと思います。こういった部分での兼務という部分で相当負担がかかるんじゃないかなと思いますけれども、この辺建設課長というところと道の駅の駅長という部分の兼務という部分で、十分やり切れるのかどうか。こういった考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 駅長の役割がかなり多岐にわたるという最初のおただしでございます。先ほど申し上げましたように、道の駅の経理、運営の中の営業の部分ですね。そういった施設の管理という部分で、分けた考えで村としては設定をさせていただ

いております。

先ほどいただきましたこの項目の中で、やはり営業の部分は非常に多いのかなということで、その部分については現在の道の駅の駅長に代わる職員がそれをしっかりと努めている。また、そういった中でそういった営業部分で問題がある場合には、までいガーデンビレッジ社長のほうに直接そういった打診をしながら伺いながら、きちっと運営をしているというような状況だと聞いております。

村としましては、先ほどから申し上げている道の駅の目的、本来の目的の部分をしっかり管理監督していく、そういった部分についても担当の部分である村づくり推進課のほうにも、随時管理についての報告も来ておりますし、村づくり推進課のほうからも駅長である建設課長のほうに、そういった内容を伺いながら適切な対応ということで、今までも取り組んできたところでございます。

9番(佐藤健太君) すみません、質問が長くなってしまって申し訳なかったです。今、課長の話聞くと、役割を分けて行っているよということでもあります。売場のほうの責任者としては今、また別な方が責任を担っていらっしゃる。その施設管理のほうは建設課長が兼務していくという2つのラインで道の駅を1つに束ねているというような認識であると捉えました。

これ道の駅の駅長というと、どうしてもやっぱり道の駅の顔というようなイメージもあって、そういった人柄がいい方であったり、そういった部分が県内の道の駅にもたくさんいらっしゃるって、その人目当てに行くというようなこともあるぐらい魅力的な人物が道の駅の駅長になっていらっしゃる場面が結構ありますけれども、そういった部分では売場に立つ駅長という部分が今回ないということで、そういった部分で売場の魅力をさらに上げていくために、村としてはどういった努力を今後していくのかどうか、そういった部分がもしあればお聞かせください。

副村長(高橋祐一君) 駅長の定義という部分については、答弁書にあるように村で捉えている駅長という部分と、一般的に捉えている駅長の差があるのかなと思っております。今の質問の内容でいきますと、あくまでもその経営的な部分という内容かなと思ってます。それに関しましては、当然までいガーデンビレッジという形で、民間がそれを委託をしてやっていくということで、民間の努力の下に経営を成り立たせるということでもあります。指定管理はしておりますけれども、当然施設の管理という部分があるので、指定管理料を払っております。

ただ、村としてもそれだけで全て民間にお願いをしているのかということではなくて、やはりその中に出てくる特産物、そういう部分については産業振興課のほうでも協力しながら、そういう村の特産物の開発販売という部分を一緒になって進めていくという形でございますので、村が民間の経営の中に全てを要望する、一緒にやっていくということではないということをご理解いただければと思います。

9番(佐藤健太君) ありがとうございます。今、副村長からもありましたように、指定管理している部分と、管理を受けたほうがやる部分の業務ということでご理解をいたしました。そういう方針で、今、飯舘道の駅は経営をしていますよということでご説明できる

かなと思いますので、しっかりと運営をしていただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税のほうの質問に移りたいと思います。

昨日、横山議員の一般質問の中で、村の一般のふるさと納税の状況という部分は非常によく分かりました。生産品の品数も非常にまだ少ない状況もあって量もない。そしてさらに、加工場の加工業者というか、そういった部分がまだ村内にはいないということで、なかなか全体の実績を上げていくには、やっぱりまだまだ足りない部分があるということでご理解をいたしました。そういった中で、この村の1つのふるさと納税を今後考えていくに当たって、村の職員の中においてふるさと納税に詳しい精通した職員という部分は、今現在いらっしゃるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税に詳しい特化した職員ということではありますが、そういった職員という位置づけではございません。やはり一担当というようなことで、ふるさと納税の担当として、今、事務を取り扱っているということでもあります。

9番（佐藤健太君） なかなか詳しい職員が、今現在存在はしないという認識だと思いますけれども、やっぱりこのふるさと納税、なかなか片手間でやれるような内容じゃないかなと私は感じていて、結構専門的な知識もあってしっかりと取り組まないと、なかなか結果につながってこないという部分でありますので、この職員の教育というか研修であったり、そういった部分で今後ふるさと納税についても少し学ぶ機会を設けてもいいんじゃないかなと思いますし、今、企業版のふるさと納税のほうにも話が及んでいきますけれども、しっかり構築すればまだまだ伸び代がある、今現状でも十分税収を上げていける、そんなところがこの企業版のふるさと納税なんじゃないかなと思っています。

ちょこちょこと村のホームページのほうも見ております。企業版ふるさと納税、飯舘村どんな取組をしているのかなと思って見ています。正直言うと、あまり本気度を感じられないというところが、取りあえずふるさと納税企業版やれと言われたからつくりましたぐらいのホームページの内容なのかなとも感じてしまうぐらい、村の本気度がなかなか伝わってこないページだなと思って見ておりました。

令和5年度のお隣、宮城県です。宮城県は、企業版ふるさと納税の納税額1位、2位になります。宮城県が1位、仙台市が2位ということで、ともに50億規模の2つ合わせると50億、25億25億ぐらいのふるさと納税を入れているという部分で、非常にすばらしい手本が近くにありますので、そういった部分も含めて、ぜひその研修という部分もあり得るのかなと思います。この辺の考えを少しお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税担当の研修ということで、非常にありがたいご意見をいただいたとは思っております。ただ、担当もそれで今、業務を依頼している業者、あるいはそういった業者以外にも提案を受けている業者等々ありまして、そういった中で、どんな方法がいいのかどんな見せ方がいいのかということで、鋭意工夫をしながら、今まで進めてきたところでもあります。なかなかスペシャリストということにはなりません、例えばそういったことで、いろいろな情報を入れながら発信の仕方、見せ方という部分を工夫してきておりますので、さらにそういった特化した自治体への研修等も今後検討していきたいと思いますが、なかなか専門として職についているわけじ

やなくて、例えばこの7次総合振興計画、そういった部分の担当も担っているという職員が当たっておりますので、なかなかそこまで深く進めていくことが困難な状況もあるのかなということしております。いずれにいたしましても、いただいたご意見、しっかりと研修の機会等も設けながらというようなお話は、今後検討してまいりたいと思っております。

9番（佐藤健太君） ちょっと今の質問と同じですけども、飯舘村のホームページ見てざっと印刷してみました。2ページほど、ページのスクロールの印刷ですけども、ちょっと字体がずれていたりというところもあったり、こういった部分もちょっと修正をしていただきたいし、この地域再生計画という部分を基に企業版ふるさと納税を行いますよということで上がっております。このPDFが上がっていたわけですけども、PDFも本当に取って貼り付けたような、ちょっとがさがさとした字体のPDFが上がっていたりとか、こういった部分で丁寧さもないですし、非常にやっつけ仕事と言ってもおかしくないぐらいの状況が正直見て取れた部分があったので、これちょっと残念だなと思っておりますので、こういった部分を本当に丁寧に改善をしていただきたいと思っております。

一方、お隣仙台市、非常にカラーの立派なふるさと納税用の企業版ふるさと納税用のパンフレットも用意をして、これも報告書としてもありますし、一個一個の取組をしっかりと、どういった取組を我々はしていきたいんだ、いくんだということをしっかりと明記してあります。これをもって企業は、じゃあここに納税をしましょうかという検討に入るわけですから、こういった部分でこういう参考資料というか、そういった部分をしっかりと村としてはツールとして用意していくということは非常に大事なことかなと思っておりますので、この辺ちゃんと準備をしてやるべきかなと思っております。これは来年度予算にも十分間に合うと思っておりますので、そういった部分での検討する価値はあるんじゃないかなと思っておりますので、この辺少し意見を聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどいただきましたご意見、PRの仕方、見せ方、また取組内容のしっかりとした紹介、そういった部分が必要なのではないかと、まさにそのとおりかなと思っております。委託業者のほうに、その辺見せ方の改善等についてはしっかりと指示をしてみたいと思っておりますし、いただいた新年度予算案についても、どのぐらいお金をかけるとしっかりとしたものになるのか、業者聞き取り等をしてながら検討させていただきます。ありがとうございます。

9番（佐藤健太君） ぜひしっかりと検討いただいて、いいものをつくってしっかりと税収を上げる仕組みをつくっていただきたいと思っております。ふるさと納税の例えばこういうチラシ、パンフレットもできれば、例えばいろいろなイベントに行った際に、様々な企業さんに手渡しもできますし、そういった部分での営業ツールにもなりますので、こういったチラシ結構大事、チラシというかパンフレット、非常に大事だと思いますので、これもしっかりと行っていただきたいなと思っております。

それと同時に、やっぱり飯舘村にこれまで関わってくださった企業もたくさんいらっしゃると思っておりますので、そういった部分でリストアップ等々して、こういった取組を飯舘

村でやっていきたいので、ぜひ納税をお願いしますというような、そういった営業的なところも、実は村の税収を上げていく唯一攻められるところでもあるのかなと思いますので、この辺も戦略的に企業版のふるさと納税という部分を伸ばしていくということも検討していただきたいなと思っています。

最後になりますけれども、第3期創生期間を迎えるに当たって、第7次総合振興計画という部分もスタートしていますので、ここにもしっかりとふるさと納税という切り口も大事にさせていただいて、未来につながる財源確保ということで、本気で取り組んでいただきたいなと思いますので、こういったことを私からはお願いをして、今回の一般質問を終わりたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 今、非常に具体的なご提案をいただきましたし、村として足りない部分をしっかりと認識をさせていただいたというところがありますので、来年に向かって様々な検討をさせていただきたいと思います。

なお村として、これまで先ほど昨日の答弁で理解したという話ではありますが、生産量が足りない、生産性がなかなか個人の方々の努力にかなり依存している状況の中で、なかなか大きくステップアップするところは難しい部分が、昨日のご答弁の中でもあるいは議論の中でも見えてきたかなと思いますので、ちょっと村として今まで取り組んでいなかった部分について、もう少し洗い出しをしながら、あるいは民間の事業者なりのそういう創意工夫、あるいは助力ということがどういった形だと得られるのかということも検討させていただきたいと思います。

それから企業版ふるさと納税、特に企業様に対して、なかなか飯舘村はあまり村外の企業に対してのPRというのをほとんど過去やってきておりませんので、企業立地セミナー、私2回ほどここ2年ぐらい行っていますし、あるいはよい仕事フェアも3回ぐらい行っていますが、そういった場でトップセールスということで私がいろいろとしますが、そういったところで私が行って自由にしゃべるんじゃなくて、職員がそこでしゃべるべきこととか、あるいはしゃべった内容を記録するとか、あるいは名刺交換した方々に帰ってきたらすぐにお礼状を出すとか、そういったことを今、ちょっと励行しながらやっておりますので、ある意味での職員研修を兼ねてという部分もあるかと思っておりますから、少し丁寧な部分を積み重ねながら、村内に誘致をした企業様方との連携も含めてやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

それでは、続いて4番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4番（佐藤眞弘君） 議席番号4番 佐藤眞弘です。

令和6年第7回定例議会の一般質問をさせていただきます。

今年2024年は、1月1日から石川県能登地方で震度7の地震が発生しました。翌日には羽田空港で旅客機と航空機が衝突炎上しました。夏の異常気象で猛暑が続き、9月は過去最高を記録しました。9月22日はまたしても能登地方が大雨災害に見舞われ、仮設住宅が床上浸水する被害が発生しました。

飯舘村においては、飯舘みらい発電所の稼働、農業研修施設きらりの開所など、復興に

向けて明るい話題が多い年になったように感じます。さらに来年4月の開店に向けて商業施設の建設も進んでいますので、村民の日常生活の利便性の向上に期待するところです。

10月には村長選挙があり、杉岡村長の2期目のスタートになりました。さらなる飯舘村の復興と発展に向けて、邁進されますようご期待申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1点目は、最近よく目にし、聞いたりする言葉に、A I（人工知能）があります。

日常生活にも浸透しつつあるこの言葉は、私たちの生活や社会に多くのメリットをもたらすものとして捉えられています。A I技術導入の家電製品や安全装置付きの自動車、ロボットなど、私たちへのさらなる利便性や人的スキルの補完、補助性などを提供するものとして好意的に受け止められています。

さらに少子高齢化、人口減少社会を迎える我が国にとって、とりわけ労働力不足解消等の領域で、このA I人工知能が多大な貢献をするものと指摘されています。

今後、または将来に向けて、行政にどのように活用していくのか伺います。

1-2として、学校教育についてI C T教育とともに教育のツールとして使用させる場合、どのように使用させるのか伺います。

2点目は、国・県・他自治体から派遣されている職員について。

貴重かつ有能な人材が、国・県・他自治体から派遣されていると思いますが、飯舘村の行政運営にどのように生かしていくのか伺います。

3点目は、子育て支援センターの運営状況について、毎月の一般開放日の利用者数と運営上の課題について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤真弘議員のご質問にお答えいたします。

初めにご質問1-1、急速に進展しているA I（人工知能）の導入と活用についてどのように考えているのかについてお答えいたします。

村では、庁内において令和6年12月より生成A I利用サービスの試行を開始しております。生成A Iの活用可能な範囲としては、文章作成、イベント等のアイデア出し、資料の要約等の業務を想定しております。業務の効率化や住民サービスの向上のためには、生成A Iの導入は必要不可欠であると考えておりますので、試用期間中に想定した業務について研修などを行い、職員が生成A Iを積極的に活用できる環境づくりを行いながら、本格導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、ご質問1-2、学校教育について、I C T教育とともに教育のツールとして使用させる場合、どのように使用させるのかについてお答えいたします。

生成A Iについては、教育現場での活用メリットもある一方で、A Iの回答の信頼性など懸念もあります。文部科学省では、令和5年7月に初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドラインを示しており、その中でも、子供の発達の段階や実態を踏まえ使用することや、特に小学校段階の児童に利用させることには慎重な対応を取る必要があると述べられております。

また、各社の生成A Iは、利用規約の中に年齢制限を設けていることもあり、村としては無条件に学習の場で使用する段階ではないと判断しており、まだ授業では活用しておりません。

一方で今後、生成A Iを授業の場で活用していく時代になることは十分に考えられることから、教育委員会としては、文部科学省が進めているルールづくりや生成A Iの利活用の実証研究の動向に注視するとともに、現場の教師に対しては、テストの問題作成や保護者宛て文書の作成など、業務の中で生成A Iを活用し、経験を蓄積することを求めているところであります。

次に、ご質問2、国・県・他自治体派遣職員を生かした行政運営についてお答えいたします。

現在、国からの駐在職員のほか、建設課に8名、村づくり推進課に3名の職員を応援いただいているところであります。それぞれ復興・創生に係る喫緊の事業推進のため、土木及び農業土木事業、商工業支援事業、ICT及び自治体DX支援事業、移住定住支援事業に従事いただいているところであり、その土台となる部分にご尽力いただいております。今後も応援職員の方々が村の復興・創生推進に当たって、その知識、経験等を生かしていただく中で、役場組織、村職員においてもそのノウハウを学び、今後の村政運営に生かしてまいります。

次に、ご質問3、子育て支援センターの運営状況についてお答えいたします。

まず、毎月の一般開放日の利用状況ですが、今年度4月から9月まで9回開催し、利用延べ人数は99名、平均で3家族11名となっております。このほか、子育て相談会や虫歯ゼロの子表彰式などのイベントで随時開所しているところです。一般開放の周知としましては、こども園、希望の里学園へのチラシの配布や子育て世代向けに村公式SNS、村公式LINEやインスタグラムにて案内をしております。

運営上の課題につきましては、利用者アンケートにて、毎日開いているとよい、子育て教室をやってほしい、場所が分かりづらいなどの声をいただいております。今後、村にお住まいの子育て世帯の状況と照らし合わせながら、開所日数の検討を行うとともに、子育て支援センターを活用した子育てイベントの充実やさらなるPRを行い、村民の皆様にご親しんでいただける施設として活用を進めてまいります。

以上となります。

4番（佐藤眞弘君） それでは、再質問させていただきます。

A Iの導入、今月から試行を開始しているということですが、自治体における生成A Iの導入済みの団体は、都道府県で51.1%、政令指定都市で40%、その他の市区町村で9.4%となっております。福島県においては、福島市といわき市が導入されております。A Iの本格的導入の予定はいつ頃なのか、伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本村においてA Iの導入については、先ほど答弁申し上げましたように、12月より試行を開始したところであります。

生成A Iの活用については、一番大事なことは特にウェブ上でのそういった活用ということになりますので、個人情報の漏えいとか、そういった個人情報特定されるようなそう

いった部分について、例えばキーワードとして打ち込むと、それが広まってしまうおそれがあるというのが最も懸念される部分であります。

活用については職員のモラルの問題、それから活用に当たっての注意事項をしっかりと職員に研修をしながら導入していかなければならないということで、先日も職員のそういった利用に当たっての研修会も実施してきたところであります。そういった注意点、しっかりと職員全てが把握した上で活用方法について、把握した上で進めなければならぬというような点から、もう少し期間は必要なのかなと思っておりますが、先ほど議員からもおたがしがあったように、中で全国的にもどんどん進んでいるという状況であります。

答弁で申し上げましたように、本村でも必要不可欠かなと思っておりますので、職員の研修等をしっかりと踏まえ、活用について問題点ができるだけ解決できる段階、早ければ来年度にも検討したいなということで、導入に向けては今、模索中でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番（佐藤眞弘君） ただいま答弁の中で、A I 導入における課題ということで少しありましたけれども、A I はやはり新しい技術なものですから正確性の懸念があったり、導入の効果が不明だというような、また取り組むための人材が不足しているとか、どのような業務分野で活用できるかとか、いろいろな課題があるようです。これについて、導入について専門知識を持った職員がいるかどうか、伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 生成A I の導入について、ただいまの村づくり推進課企画定住係のほうにI C T及び自治体D X支援の担当というようなことで、台東区のほうから職員を1名派遣いただいているところであります。かなりそういった部分について、たけている職員を派遣いただけるということで、その職員を中心に、今、庁内でも研修会勉強会を行ったり、そういった中身の生成A I とはどのような活用をしてできるのか、していくべきか、注意点が何かという部分を、しっかりと学びながら進めているところであります。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） これから本格導入になると、ソフトも多分C h a t G P T、これが主体となってくるのかなと思っておりますが、C h a t G P Tを使った行政事務ですね。どういった分野で活用できるか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からC h a t G P Tというキーワードも出てきたところであります。村としては、今のL o G oチャットというものを使いながら、まずは職員間での情報の共有とかそういった部分にも活用しておりますし、研修の中ではC h a t G P Tの研修も、それは行ってきたところであります。そういった部分で危険性、あるいは活用性について十分いろいろな方向で検討しながら、よりよい機能を取り入れてまいりたいと考えているところであります。

4番（佐藤眞弘君） このA I を使うに当たって、村としてガイドラインの策定を考えているかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当然こういった部分については、かなり慎重に対応しな

やならないということで、そういったガイドライン、活用ガイドライン、そういったものもしっかりと定めながら、決して情報漏えいとか個人情報漏えいとかそういったことがないように努めながら進めてまいりたいと考えているところです。

4番（佐藤眞弘君） このAIには光り輝く明るい未来のイメージがあります。例として、音声対話やロボット掃除機、オンラインショッピングの顧客対応、それから企業窓口のコールセンター、自動運転システムのレベルⅡなどがあります。

しかし、マイナスのイメージとして、脅威、危険性もあります。これは人工知能が人間の知能を超えることにより社会的に大きな変化が起こり、後戻りできない世界に変革してしまうという時期を帯び、これより先の技術革新を予測できない事態です。それだけ新しい技術ですので、導入に当たっては慎重であっていただきたいと思います。

しかし、職員不足の飯舘村にとって導入の効果も期待できるので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、学校教育現場においても様々な活用のメリットがある一方、子供がAIの回答をうのみにしたり、教師も安易に利用することで弊害も指摘されている。ガイドライン、昨年ですね。先ほどの答弁にもありますけれども、去年の7月に文部科学省から初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインというのが示されております。特に学校教育現場でのほうが課題が大きいのかなと私は考えていますけれども、村として、教育現場でのガイドラインの作成、ルールづくりは考えているか伺います。

教育課長（高橋政彦君） 村として生成AIのガイドラインをつくる予定はあるのかとお話ですが、文部科学省のルールやそういったものができ次第、村としても同じようにガイドラインをつくって使う方向で将来を進めていくという予定でおります。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 特に教育現場で問題課題になるのが、子供たちが適切でない使用をするというところが、一番課題なんだろうと思います。今の子供たちは、もう既にほとんどの子供たちが使っていると思いますし、我々はAIも含めて、パソコンも後発の年代で、後から学んだものですが、今の子供たちは生まれたときには、周りにそういう機械があって、パソコンとかいろいろなコンピューターに触れ合いながら育った年代ですから、もう既にいろいろな場面で使っていると思います。これを適切でない事例をどうやって指導していくか伺いたいと思います。

教育課長（高橋政彦君） ただいまの質問の適切でない使用の場合の指導ですが、現在ChatGPTを、生成AIを使うに当たっては、ネット上を必ず経由することとなっております。ですので、現在当村のGIGAスクールで配付されているタブレットの中には、適切でない言葉で検索をした場合、学校に通告が来るシステムが入っております。ですので、よくネット上で自殺とか家出とか、そういったワードが探されると、誰の子供のタブレットからどんな検索をしたかというのが、メールで校長等に入るようになっております。それを基に指導しておりますので、同じようにGPTのほうに生成AIに入れた場合も、そういった通告が来ますので、それに対応していきたいと今のところは

考えております。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 長期休業中、例えば夏休みとか冬休み、課題などについて例えば読書感想文とか日記を課題として課す場合、A Iの利用を見破る、真偽を確かめる知見を持っているのかどうか伺いたいと思います。

教育課長（高橋政彦君） A Iで作った文書を見破れるのかというところなんです、それはまだ全然分からないという段階でございます。恐らくこれからそのルール等が出てきますので、そういったものをやはり見ていかなきゃいけないというのと、やはり先生方の蓄積、技術の蓄積というものがまた必要になってきますので、もうしばらくその段階に至るには時間がかかるかなと思っています。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 令和4年のデータなんですけれども、子供のスマートフォンの所有率、高校生で98.9%、中学生で92%、小学生でも64%が持っている時代です。G I G Aスクール構想の端末活用で1人1台の端末機活用の時代です。メディアコントロールの教育をしっかりと取り組んでいただくとともに、A Iも道具として活用できるように指導していただきたいと考えます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。派遣社員について伺います。

昨日の答弁で、復興庁の職員2名、県の任期付6名、足立区から1名、台東区から1名、東電1名の派遣社員がいるということ、私も初めて知りました。派遣された職員は職務専念義務がありますので、仕事をしていただくことは当然なんですけれども、この人たちは村外から来て、今現在村内で働いていますので、飯舘村の現在の状況を知り、これから派遣元に戻って村の現状を周知していただく貴重な存在だと思います。

機会を捉えて、議員にも村民にも広く紹介していただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 国・県、それから他の自治体から派遣いただいているということで、非常に村としては役に立っていただいていると認識しております。

また、ご指摘のように、同時に村の現状を知っていただき他に周知をしていただく、また、大きなつながりの部分でも大きな資源と考えますので、ご指摘のように機会を捉えて村の状況、もう少し分かるように、なおかつ村民の方々、議会はじめ皆さん方に知っていただくような機会といったことも捉えてまいりたいと考えております。

4番（佐藤眞弘君） 最後、子育て支援センターについてですけれども、これもまだまだ利用が少ないのかなと私、思っていますので、子育ての中の保護者にもっとアピール宣伝をしていただいて、毎月の開催になっていますけれども、私はLINEで見えていますけれども、いろいろな場面でアピールをしていただきたいと思います。

子育てをしているという保護者の中にはいろいろな悩みを持った方もいると思いますので、ぜひこのすばらしい子育て支援センターがありますので、そちらのほうでぜひとも保護者と子供はしっかりと飯舘村の将来の財産になりますので、支援していただきたいと思っております。

以上で一般質問を終了したいと思います。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

続いて、1番 飯畑秀夫君の発言を許します。

1番（飯畑秀夫君） こんにちは。1番 飯畑秀夫です。

令和6年第7回飯館村議会一般質問をいたします。

去る10月26日に希望の里学園体育館にて、赤蜻祭、いいたてっ子発表会にご招待いただきました。飯館村、小宮の田植踊り、太鼓の演奏、昨年も見えましたが、とても迫力があり、すばらしかったです。また、小宮地区の保存会の皆様のご協力に感謝申し上げます。子供たちが発表、歌や劇、踊りを披露し、保護者、住民の皆様も楽しんでおられるようでした。

また去る11月17日のふくしま駅伝では、第6の中継所須賀川市役所に応援に行きました。5区の希望の里学園の荒先生が最後必死に飯館村役場の星さんにたすきをつなごうと一生懸命走る姿に感動いたしました。走り終わった荒先生は滝のように汗が出ており、荒先生に話を聞くと、去年走れなかったから今年は自ら手を挙げて選手になったとおっしゃっておいりました。とても頭が下がるとともに感謝いたしました。ふくしま駅伝の飯館村チームの選手の皆様、そしてサポートして下さった皆様、本当にお疲れさまでした。

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく14年目になろうとしております。飯館村は現状回復に向かって様々な復興対策事業を行っておりますが、村民の帰村者、移住されました人をプラスしても、3.11定住人口には程遠いのが現状であります。何に問題があるのか、しっかりと精査すべきと考えております。

さて、年々選挙の投票率が下がっていることは、ニュース等の報道でご存じかと思えます。その原因は、政治に無関心であることや、どうせ誰がやっても同じで、誰がやっても変わらない等々の理由から、政治に期待が持てないという方々が増えているようです。しかしながらその反面、インターネットを駆使し自ら情報を調べ、自分の頭で考え、自分で答えを出せる人が増えております。

一議員で物事を決めることはできません。一議員での力では限りがあるのは現実です。しかし、こういった現状と問題があるんだということを周知することも大切なことだと考えております。

それでは、一般質問に入ります。

1項目めは、新型コロナワクチンについて質問させていただきます。

今現在、我が国では重症化予防と称し、8回目の新型コロナワクチン接種を行っております。ちょうど昨年12月の定例議会、私の一般質問の中で、コロナワクチン被害認定5,172人、死亡377人と申しましたが、先月11月28日時点のデータでは、認定8,432人、死亡903人となっております。前年度比での死亡数のおおよそ2倍強となっております。

この状況であります。コロナワクチンの実態について、会合等自粛により医師同士での議論が積極的になされていない、医師もコロナワクチンの具体的な副反応について周知されていないのではないかというご意見もあります。

また、テレビ等のマスコミのスポンサーは製薬会社でもあるため、積極的にワクチンに

関わることについては報道を控えているのではないかと指摘する方もいらっしゃいます。このワクチンは現在も治験中であり、副反応の違いが出ているなど、周知されていない事情もあるからだという見解もあります。

今回の秋接種、定期接種に至っては、中長期的な安全性が確認されないまま、日本では新開発の自己増殖型レプリコンワクチンが承認され、接種を開始することになりました。海外の多くでは副反応や、健康被害が確認されている事例もあり、2回3回接種で控えている人が多いという報道もあります。同時にコロナを終息させている国も多く、日本は我が国は、ワクチン接種、マスク装着率が世界一、また感染率も世界一とも言われております。

しかしながらこういった背景を受け、新型コロナワクチンについて3点質問させていただきます。

1点目は、当村における令和5年度の年代別接種率をお示してください。

2点目は、いたてクリニックにおいて採用しているワクチンメーカーについてお伺いいたします。

3点目は、新型コロナワクチンと同時に、インフルエンザワクチンも同時に接種しておりますが、今回は接種後に長引く副反応及び体調不良等の健康被害は当村住民の中で確認されているかお伺いいたします。

2項目めは、福祉サービスについてお伺いいたします。

国では2025年問題を受け、超高齢化社会に向けて、介護予防に重点を置くことになったことはご存じのことと思います。私も村内在住であるため、いろいろなご高齢の方と話をさせていただく機会がございます。その中で、足腰の衰えと比例して耳も遠くなったと訴える方もいらっしゃいます。耳が遠くなったことにより、夫婦間での会話がスムーズに行われなくなり、自然と会話の数が減ったり、中には車の走行音が聞こえず危ない思いをしたりなど、聴力が低下したことにより、日常生活に支障を来している方もいると聞きます。

そこで、1点質問させていただきます。

聴力の低下により、日常生活に支障を来している方々を対象に、補聴器購入費を助成すべきと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

3項目めは、防犯対策について質問させていただきます。

我が国では、長引く不景気、円安、物価高騰による影響で、国民は厳しい生活を強いられております。このような社会の背景には、若年者を中心に闇バイトやネット犯罪が問題になっていることは、連日のニュース等で報道されているかと思っております。以前は都市部が中心に確認されておりましたが、最近は県内でも確認されております。

この闇バイトやネット犯罪の背後には反社会勢力が関与している場合が多く、一度でも手を出すと抜け出すことは困難で、社会問題となっております。また、若年者にとどまらず、減らされた年金と物価高騰の影響で、年金生活のみで生活が成り立たなく、生活のために万引きする高齢者も増えているという報道もあります。現に近隣市町村でも年々増えていると言われております。

しかし、社会のひずみとしわ寄せが原因だと言われても、犯罪は犯罪です。実態を知り対策を施すことで住民の安全につながる、未然に防ぐことができると考えます。特に当村では高齢者のみの世帯が多いため、防犯に対してさらに強化すべきと考えます。最近の犯罪は組織化、ハイテク化かつ巧妙化しており、県北地区の農村部では自宅のすぐ近くで重機の盗難に遭ったり、自宅の防犯カメラを破壊され、空き巣被害に遭ったという事例もあります。

防犯対策について4点ご質問いたします。

1点目は、当村住民において、オレオレ詐欺等の被害は確認されているのかお伺いいたします。

2点目は、当村において、鉄及び銅、また重機及び農器具等の盗難は確認されているのかお伺いいたします。

3点目は、道の駅までい館における防犯対策をお伺いいたします。

4点目は、村内に居住している村民の防犯対策をお伺いいたします。

以上3項目8点について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1の新型コロナワクチン接種についての1-1から1-3までは関連がございませぬので、一括してお答えいたします。

まずご質問1-1、令和5年度の接種率を年代別に示せについてですが、令和5年度の秋接種について、65歳以上接種者は1,221人、接種率は59.2%、19歳以上64歳未満の接種者は548人、接種率が26.0%、18歳未満接種者は37人、接種率は8.4%であります。全体的には1,806人の接種者で、接種率が39.2%になります。

次に、ご質問1-2、いいたてクリニックにおける定期接種に採用しているワクチンメーカーを示せについてですが、今年度秋から65歳以上の方などを対象に定期接種になった新型コロナワクチンですが、社会医療法人秀公会よりいいたてクリニックでは武田薬品工業株式会社製を使用しているとお聞きしております。

次に、ご質問1-3、インフルエンザワクチンとの同時接種による健康被害は確認できているかについてですが、ご承知のように医師が認めれば、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンを同時接種することができます。健康被害についてですが、村には医療機関や接種者からの健康に対する被害の報告はありません。

次に、ご質問2-1、聴力の低下により日常生活に支障を来している方を対象に、補聴器購入費を助成すべきについてお答えいたします。

聴力の低下により日常生活に支障を来している方のうち、身体障害者手帳を所持している方につきましては、障害者総合支援法に基づき、聴覚障害の程度に応じた補聴器購入の助成を行っており、助成割合は国が50%、県と村がそれぞれ25%となっております。また、助成対象の補聴器の機種や必要な性能の助成上限額等につきましては、聴覚の程度により様々ですので、まずは健康福祉課までご相談いただければと考えております。

次にご質問3、防犯対策について、3-1及び3-2は関連がありますので、一括してお答えいたします。

飯舘駐在所によりますと、これまで村内における詐欺の被害は確認されておりません。

一方、盗難につきましては毎年窃盗犯が発生しており、その多くが非侵入窃盗とのことで、今年も道路脇のグレーチングや軒下のタイヤ、肥料の盗難が確認されております。

次にご質問3-3、道の駅までい館における防犯対策についてお答えいたします。

株式会社までいガーデンビレッジいいたてにより、民間警備会社と防犯警備業務の委託契約がされており、道の駅までい館、セブンイレブンの機械警備、道の駅までい館の入金機の警備が依頼されております。

次に、ご質問3-4、村内に居住している村民の防犯対策についてお答えいたします。

村では現在、防犯対策として、防犯カメラでの監視に加え、防犯指導隊やウルトラ警察隊によるパトロールの実施、さらには防犯キャンペーンなどの広報活動を実施しております。また、配達業者等による村民の見守りのほか、村内事業者との防犯連携により、通勤時のながらパトロール、社用車への防犯ステッカー掲示、不審者を発見した際の通報などにもご協力をいただいているところです。

今後も関係団体と連携を図り、犯罪の未然防止に努めてまいります。

以上となります。

1番（飯畑秀夫君） 何点か再質問いたします。

まず、新型コロナワクチンについて再質問いたします。昨年の接種率を示してもらったんですけども、全体で33.3%ぐらいですかね、これはホームページ等とかでもこの接種率は今、載せていなかったんですけど。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨年度につきましては、5類に移行されてからワクチン接種についてはホームページ等で公表はしていないと思っております。

1番（飯畑秀夫君） 他市町村では、いろいろこの事業に対して接種率、いろいろ年代別とかで示しているところがありますので、今、5類になったから変わったということでありまして、丁寧周知するのもありかなと思います。

続きまして、10月から65歳以上ですかね、ではないですけども、10月から接種が始まりましたが、今現在何人ぐらい接種したか分かれば教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほどの議員のほうから、昨年の接種率39.2ということでご理解いただければと、32%とお聞きしましたので、39.2%になります。

今年度のいわゆる国が主体的に接種から、定期接種ということに切り替わりました。現在の今、村のほうに届出といいますか請求で来ている件数を申し上げますと、コロナワクチンにつきましては275人です。こちらについては65歳以上のいわゆる定期接種対象者ということになります。12月現在ですけども65歳の人数が2,063人ということですので、現在の接種率といいますか届出、報告がある分につきましては13%というようなこととなります。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。今年からは接種希望者に接種するときに、インフォームド・コンセント、説明義務はどのように行われているのか。また、このワクチンはまだ治験中であり、中長期的な安全性についてはまだ不明であるという人もおりますので、救済制度等の事例もしっかり伝えた上で、本人が承諾した上で接種しているの

か、このやり方というか接種するときの説明をどこまでやってるのかお伺いいたします。  
健康福祉課長（石井秀徳君） 今年度ワクチン接種につきましては医療機関が接種することになっております。ですので、通常ですとかかりつけのクリニックだったり病院だったりで接種されるのかなと思われま。そういった中で、予診票を記入していただく際に、先生との問診の中でそういった部分は十分に説明されているものと理解しております。

1 番（飯畑秀夫君） 接種先の先生が丁寧に説明することで、それはありがたいことであります。今年のワクチンは何かワクチン会社が5社あるということで、診療所では、先ほどの答弁では、武田のワクチンを使っている。5種類あるわけですけれども、もしこれ村民が違うところを受けたいという場合は、どのようにすればいいのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先ほど答弁で申し上げましたが、いいたてクリニックにつきましては、武田薬品工業社のヌバキソビットを使っているというようなことでございます。それ以外のワクチンを使いたい、接種していただきたいという部分につきましては、クリニックでは準備しておりませんので、ほかの医療機関で接種をお願いするというような形になろうかと思えます。

1 番（飯畑秀夫君） 村のホームページのほうを見ますと、厚生労働省の接種するときのリフレットみたいなものが載ってはいるんですけれども、今回各5社あって、簡単な厚生労働省のはあったんですけれども、もう一步踏み込んだ市町村になりますと、5社のホームページに直接、例えばファイザーだったらファイザー、武田さんだったら武田さんのほうに押せばそのもっと詳しいものが見えるものがあるんですけれども、丁寧にやっていくのであれば、そのサイトも見られるような体制を取っていたほうがよいのかと思えますが、見解をお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 丁寧にやられている自治体もあるということでもありますので、ちょっと参考にさせていただければと思えます。

1 番（飯畑秀夫君） 丁寧というか、一応これ救済制度、もし何かあれば国の事業でありますけれども、前回も申しましたけれども、これ実施した自治体に関わることなので、丁寧に一応説明しながら、本人の、あくまでも先ほどの答弁のとおり5類に移行した、あくまでもこれは強制でなく任意でありますよと、本人がね。本当に体弱い人とか国でいろいろ決まっているマニュアルがあると思えますので、本人にこういうことありますよ、丁寧に説明した上でやったほうがいいのかと思って質問しましたけれども、今回被害等は村では確認されていないということで、よろしいですかね。もう一度お聞きします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 答弁でも申し上げましたとおり、現在のところワクチン接種による被害という部分については、報告、連絡等を受けている部分ではございませんし、まして同時接種の部分につきましても、同じくそういった部分の問合せも今のところない状況であります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。今、同時接種の話も出たんですが、これ同時にコロナワクチンを接種する、インフルエンザワクチンを接種する、そのとき例えば午前中やってからやるとか、1回打ったら、1時間たったらもう打てるとか、左腕に打ったら右腕に打つとか、そういう基準みたいなものはあるんでしょうかね。

健康福祉課長（石井秀徳君） 同時接種ということですので、時間差を置かなくても接種できるということでございます。通常ですと右にコロナワクチンを打つたらば、左の腕にインフルエンザワクチン、そういう形での接種をされている医療機関が多いのかなと思われます。

1 番（飯畑秀夫君） 私も数回、数年前にコロナワクチン接種をしましたけれども、打った後に10分か15分ぐらい待機して帰るという形なんですけど、今もそのような体制でありましようか。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらのいわゆる経過観察については、どこの医療機関でも接種後30分程度の時間は待機していただくというようなことで、多分周知されているかなと理解しているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） 実際その30分じゃなくて、あと帰ってから具合悪くなった、次の日休んだという事例がたくさん当時あったと思うんですよ。それを踏まえて、その後追跡じゃないですけども、次の日注射打ったけどどうですかとかということもできればと思うんですが、考えをお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨年、一昨年ですかね、集団接種を実施していた部分につきましては、村のほうでもどなたが接種したかというのを把握しておりました。ワクチン接種時のいわゆるその痛みだったり、それから接種後の発熱だったりということについては、一定程度周知されてきている部分かなと理解しております。そういった部分を踏まえて希望者は接種をしてきたかなと思われます。

それ以降のワクチン接種についても、程度はあるにしても、いわゆる接種した際の痛みだったり、あるいは接種後の発熱だったり、あとは倦怠感だったり、そういった部分は人によってですけども、やっぱり発生はしているかな。ただ、そういうものだと思われている方がもう、大分何回も打っている部分でありますので、それについて村のほうに問合せがあるということはないです。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。先ほど5種類のワクチンメーカーがあるということで、ちょっと調べますと隣県、市町村が使って、自分の管轄の病院は、今、言ったとおり診療所だったら武田、いろいろなここの病院は何と何を扱っていますよと親切にグラフで載せている市町村もありますので、これもし福島市の病院だったらこれ、こういうものを使っていますよということも、この病院ごとに分かる仕組みになっているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 福島に限らず村としましては、福島市の医師会、それから伊達医師会、相馬郡医師会、医師会との契約の中でワクチン接種を実施しております。そういった中で、医療機関、福島市ですとかなり数多い医療機関がありますので、そういったところで細かな情報までお知らせするという部分については、今のところ考えておりません。接種する際に、その希望者がどこの医療機関でどういったワクチンを使うかという部分をあらかじめ把握していただいて、その中で希望するワクチンを打つというのは、今回のと言いますか、今のやり方なのかなと理解しているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。これからも丁寧に対応をお願いいたします。

続きまして、福祉サービスについて再質問いたします。

補聴器について、耳の遠い方がもう遠く、遠くて聞こえなくて困ったという声がありますけれども、今、村の制度、国の制度かもしれませんけれども、今ありますよということで身体障害者手帳があれば国が50%県と村が25%しますよということで答弁もらって、そういう制度があるのはありがたいことなんですけど、どのぐらい申請が昨年あったかってありますか。分かりますかね。

健康福祉課長（石井秀徳君） 申請ということでありませんけれども、実績としまして令和5年度は補助金が2件でありました。令和6年度、今年度、本年度につきましては補聴器3件の決定しているところであります。

1番（飯畑秀夫君） 2件と3件。それで申請、もし補助金申請したけれども、該当しなかったという事例もあったのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 前提としまして障害者手帳、聴覚障害の手帳を保持されている方ということの審査になりますので、加えて医師の診断書等々があれば、それで申請が通らないということはないのかなと理解しています。まず現在ありません。申請で通らなかったというケースはありません。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。聴力の衰えは認知症を発生しやすいという、エビデンスや論文もあります。このことを受けて、認知症となり得る原因を消していき、介護予防の視点では重視されております。今、この国の制度はありますけれども、今、調べると福島県でも各市町村でいろいろもっと取組が進んでいまして、これ障害者に当てはまらなくても、病院でちょっといろいろ、各自自治体によって違いますけれども、何十デシベル、音、耳の声の聞こえるやつで、補助金制度が変わってくるわけですがけれども、ある自治体では65歳以上で非課税世帯に助成とか、もっと進んでいるところは18歳以上でも対象にする。また、もっと進んでいけば非課税世帯は多いですけども、非課税世帯でなくても、やっぱり不便だなということで隣県で補助している自治体もあります。そのことも踏まえまして、先ほど申したとおり、いろいろな病気、聴力が聞こえないと生活する上で困ると思うので、ほかでもやっているの飯館村でもできないことではないと思うんですけども、この先ほど言った障害者手帳を持ってなくても、医者判断である程度の基準を満たせば、補助できるような事業はできないのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） この補聴器の補助につきましては、単独で実際やっておられる自治体は福島県内5自治体ほどたしかあったかなと、私もちょっと調べて分かったところであります。ただ、村内でどれだけの方が生活に困るほどの難聴で、障害手帳を所持していない方がどの程度いるかという部分は、あらかじめやっぱり調査するなり実態を把握しないと、なかなか事業に結びつかないかなと理解しているところであります。

もしそういう方もいらっしゃいましたら、一度健康福祉課のほうと相談していただいて、まずは医療機関受診していただいてどの程度なのか、そういった部分を含めてご相談いただければ、手帳申請をしていただいて、国の制度こういうこともあるよというようにもお知らせできますし、それに該当しない場合でもどういう障害というか不都

合があるのかという部分を聞きながら、丁寧に対応してまいりたいなど思っているところでもあります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。自分調べたところは福島県で言えば4市町村かなと思っていましたけれども、5市町村あるんです。（「すみません、私も」の声あり）でも自分が問い合わせたところでは、これからいろいろ検討している市町村もありますよとお聞きしております。これ今、丁寧に対応してくれるということで本当にありがたいことですが、いろいろこの事業がほかのところでやっているということは、やはり障害手帳でなくても、やっぱりそういう自分が見たのは40から70とかというデシベルかな、大きさちょっと勉強していなくて申し訳ないですけれども、その範囲の中だったら何か当てはまるという形で、自治体によっては2万5,000円、多いところは7万5,000円とか、関東方面に行けば逆に補助じゃなくて1回レンタルしている自治体もありました。レンタルして1回試しに使ってくださいよ、日常生活のためにと、そういうのもありますので、これから丁寧に対応してくれるということなので、ご検討のほうよろしく願いいたします。

続きまして、防犯対策について質問いたします。オレオレ詐欺等の被害はないかということとはとてもよかったことでもあります。幾ら啓発を行っても、手口が巧妙化しており被害が後を絶たない。最新の手口を知り、情報をアップデートすることも大切だと考えております。オレオレ詐欺等として高齢者宅に訪問に赴き、実際啓発活動を注意喚起することも大事だと思うんですけれども、情報をアップデートし、未然に防ぐことを重点に置くべきだと思うんですよ。もう個別にやっぱり訪問する、チラシを配るということもしているのか検討しているのかお伺いいたします。

住民課長（荒 真一郎君） 先ほど村の防犯対策でも答弁しましたとおり、防犯意識の向上に向けた啓発活動ということで、昨日から福島県でも年末年始の事件事故防止総ぐるみ運動が開始されておりまして、昨日も村の防犯指導隊による金融機関訪問、あるいは道の駅での警察と一緒に防犯、無事故無違反も踏まえましてキャンペーン活動というも実施しております。

こういった日頃からの啓発活動が非常に大事だなと思っているところでもあります。チラシにつきましても、区長会などでも、駐在所の署員による状況報告なり、チラシの紹介ということは行っておりますし、引き続き行ってまいりたいと思っております。

1 番（飯畑秀夫君） 今、実施しているということで、まだオレオレ詐欺と関連する話ですが最近プラス、何か携帯とかにプラスで始まる海外からの着信が全国的に増えているそうです。この手の番号はほぼ詐欺のお電話でありますので、このプラスからかかってくる010とかいう番号の危険性、いろいろなものがあると思うんです。訪問してくる人、それに対しても十分周知していかなければならないと思うんですけれども、その辺に關してもう一度答弁もらっていいですか。

住民課長（荒 真一郎君） 自分の身は自分で守るといいますか、自分で守る自助という言葉もあるとおり、まずは自分でできることは行うということで、知らない人の電話には出ない、知らない人には対応しないというところで、日頃からの警戒も必要かなと思って

いるところでもあります。

村では昨年度の防犯講話ということで、駐在所の方によるそういう防犯対策の講話も行ってきました。今後もサロンとかミニで高齢者の方が集まる機会にそういった講話も実施してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ぜひお願いいたします。

続いて、防犯対策の②について再質問いたします。現在、鉄は高値で取引されているため被害が後を絶たない、また重機、農機具等も海外に販売されることがほとんどのため見つからない。見つかることはほぼないと言われております。当村でも重機、農機具を所有する世帯が多いため、注意喚起をすべきと思いますが、行政のお考えをお伺いいたします。

住民課長（荒 真一郎君） 飯館駐在所によりますと、これまで村内において、特にその工事現場、あるいは作業場、工場倉庫、こういったところから、窃盗犯の発生が確認されたという報告は受けております。やはりパトロールの実施というのは非常に大事でありまして、村で防犯指導隊は月2回、2人1組でパトロールを行っているほかは、ウルトラ警察隊、あと南相馬警察署、合同によりまして24時間のパトロールを実施しているところでもあります。また最近では、村内の商工業者との連携によりまして、通勤途中、あるいはその現場に向かう途中でのながらパトロールということもお願いしているところでありまして、こういった取組によってそういう被害の発生防止に努めているというところでございます。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） 村民に今、そういう盗難事故、グレーチングとか橋の共鳴板を盗まれたから気をつけてくださいということで、相双建設事務所、南相馬警察署、飯館村役場、そして全戸にこれ配布していると思うんですけども、これ前、何か事件があつて飯館村でグレーチングでしたっけ、何か盗まれたということがあったと思うんですよ。それに対して対策をしたのか、したのであればどのような対策をしたかお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） グレーチングの盗難に対する対策でございますが、今年の春から夏にかけて、グレーチングにブルーの村章をスプレーをいたしまして、盗難対策を実施してございます。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。そうしておけばやはりもし盗まれれば、すぐ飯館村のものだと分かるということなのかなと理解いたします。今の件にありまして、農機具、機械、それから最近来るのが片言、言葉の外国人ですか、外国人で鉄とか何か要らない草刈り機、農機具等ありませんかという業者が多数歩いていると聞きます。そういうこともありますので、十分周知、いろいろな今の件に関して周知してもらいたいと思います。

続きまして、道の駅までい館における防犯対策についてお聞きしましたが、道の駅までい館の中においては安全だ、いろいろ防犯対策を取っているということでもあります。この答弁、私が言いたいのは、もし犯罪等があれば、その後に不審な車等、いろいろなそ

こに集まったり、他県ナンバーまたはそこに来て、可能性もあると思うので、敷地内に入るところ、防犯カメラ等あると思うんですけども、道の駅の中に入るときの死角、防犯カメラに映らないというか、そういう死角等はあるのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員からおたがしがあったように、防犯カメラ等についても設置がされているところでもあります。

死角等はあるのかというご質問であります、防犯カメラ、基本的に防犯上の観点からこういった公の場で、監視の体制についてどこまでやっているんだというような部分については控えるべきかなと思っております。ただ、防犯カメラにつきましては道の駅、それからセブンイレブンの中で、10台以上のカメラは設置して、しっかりとモニター監視とかそういった部分を行っているということでもありますし、また防犯ブザーの設置をしているということで、今ほど言ったように設置数とか場所とか、そういった部分については、特にお控えさせていただきたいと思っております。

1 番（飯畑秀夫君） 道の駅の防犯対策について、多数のカメラがあるということで、それも安心であります、道の駅までい館であれば村一番の中心部であり、一番大きな駐車場であります。24時間誰でも立ち寄ることができるため、不審者、極端な話、いろいろな何が、いろんな人が集まるので、そこで事件等とかもし最悪起きた場合でも、その防犯カメラ等も分かりますし、もっと言えば防犯カメラ撮影中って、何か作動中みたいな看板が何か所かあってもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 防犯カメラ設置しておりますというような看板等については、ちょっと今、手元では私ちょっと把握はしておりませんが、当然そういった部分も含めて、現場では対策を講じているのかなということで考えているところでもあります。

1 番（飯畑秀夫君） 分かりました。

最後の質問ですけれども、村民の防犯対策について再質問いたします。

今、いろいろな防犯対策をお聞きしましたけども、日中は結構人がたくさんいるから安全だという、いろいろな見回り、郵便、配達、いろいろな宅急便、いろいろな人が出入りしているので、前も申し上げましたけれども、夜ですね、夜、夜中、やはり高齢者、独り暮らしの人も多数おられます。それに対してどのように対応するというか、何か施策があればいいのかなと思うんですけども、独り暮らしの人に緊急装置みたいな貸出ししていたと思うんですけども、貸出しした装置を押せば警察とか家族に連絡がすぐ行くという装置がありますが、それも今現在その事業もまだ行っているのかお伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 緊急通報装置につきましては、いろいろな形あるわけでありましてけれども、今、主となって村で貸出ししておりますのは携帯電話型の通報装置で発信しますと、あと管理会社であるとか救急車、医療機関、そういうことで登録されていればそこに連絡行くという形になっております。（「対象者」の声あり）緊急通報装置の対象者については、高齢者世帯の独居の世帯に貸与しているような状況であります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。この事業がまだ続いているということなので、もし高齢者独り暮らし、心配な方にはこういうものもありますよと、もう一度周知しても

いいのかなと思うんですけども、この緊急装置の事業というのは無料なのか、月幾らかかるのか分かれば教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 基本料金は村のほうですけども、通話料については個人負担ということになっております。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。今回は私のほうは生命と財産、安全を守ることを中心に質問いたしました。これからも、震災から冒頭で申したとおり今、14年目に入ろうとしております。まだ復興道半ばでありますので、これからやっぱり杉岡村長を先頭に役場職員の皆様と一緒に、また自分も申しているとおりに、有識者も交えていろいろな第7次総合計画に向けてよいものというか、村民のためになるような施策を実行してもらいたいことを願って、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） なお、昼食のために休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 11 時 5 4 分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1 時 1 1 分）

議長（高橋孝雄君） 続いて、5 番 佐藤一郎君の発言を許します。

5 番（佐藤一郎君） 議員番号5番。12月定例議会において、私の一般質問を始めます。

1年というものは早いもので、もう12月定例議会を迎えております。執行部の皆さんは、来年度に向けて予算編成を少しずつやる時期だと察しているところであります。また、杉岡村長におかれましては、2期目の村政運営、大変な飯館村であります。どうか村政運営をよろしく願いいたします。

提案理由の中でも、2期目の杉岡村長の決意が伺えたところであります。本村の復興、再興、復興も大事ですが、これからは飯館村新しい村づくり、再生再興が本当に大事であると考えておるところであります。共に頑張ってみましょう。

では、質問に入ります。

質問は4項目10問を質問したいと思います。

1、事業当初から今年度までの基盤整備事業についてです。

1-1、事業の当初から今年度までの進捗率を伺います。

1-2、暗渠・湧水処理をどのように進めていくのかを伺います。

1-3、この事業についての今後の課題、問題点を伺います。

2-1、水張り条件について、今後どうなるのか、どう進めるのかを伺います。

2-2、飼料米の交付金について、今後どうなっていくのかを伺います。

3、農地中間管理事業の農地集積について。

3-1、集積当初から今年度までの畑地・水田の集積見込み面積を伺います。

3-2、来年度以降の集積見込みを伺います。

3-3、集積地の作付に伴い、受委託産業も増えると推察されるが、作業料金を示して

いるのかを伺います。

4、なりわい農業者の現状の経営・支援について。

4-1、なりわい農業者の経営について、どのように把握しているのかを伺います。

4-2、なりわい農業者の職種に合った支援を施しているのかを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 5番 佐藤一郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、農業基盤整備促進事業の進捗状況についてお答えいたします。

当該事業は、村内各地にて展開しており、原子力災害から復興を加速するために、営農再開を目的とした農地や農業施設の整備を行う事業となっております。なお、今年度末時点の農業基盤整備促進事業の水路工の進捗としては、設計延長が約261キロメートルに対し実施延長が約151キロメートルであり、進捗率としては6割程度となっております。

次に、ご質問1-2、暗渠・湧水処理をどのように進めていくのかについてお答えいたします。

暗渠・湧水処理につきましては、福島再生加速化交付金による農業基盤整備促進事業においては、暗渠排水工と湧水処理工は別のもので整備されております。

暗渠排水工は、水田の水管理を行うための暗渠管を整備するものです。一方で、湧水処理工は地下からの湧水、いわゆる湧き水を排水するものです。なお、暗渠排水工については、営農再開が進んでいる地域を中心に整備を進めており、今年度は4行政区で事業を実施しております。今後につきましても、営農再開の状況を確認しながら事業を進めてまいります。なお、湧水処理工については、暗渠排水工を実施した際に湧き水が確認された場合など、必要に応じて随時対応してまいります。

次に、ご質問1-3、今後の課題・問題点についてお答えいたします。

農業基盤整備促進事業を進める上での課題は、通常の県営圃場整備や土地改良事業と異なり、地権者や担い手の意向を逐次確認しながら事業執行しているため、その調整に時間を要していること、また事業量が膨大であることが挙げられます。

今後については、連絡体制を密にするとともに、作付計画と工事計画の調整も密にして、事業の進捗に努めてまいります。

次に、ご質問の2-1、水張り条件について今後どうなるのか、どう進めるのかについてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金について、国は令和3年12月に、令和4年から令和8年の5年間に一度も水張りが行われてない水田を交付対象水田としない方針を決定いたしました。村では、この制度改正の内容を受け、あらゆる機会を通して国に従来どおりの制度とするよう求めてきたところであり、令和5年度に国から災害復旧や基盤整備に関連する事業が実施されている場合で、確実に水張りを行うことが確認できる場合は交付対象とするなどの要件や、水稲作付を基本としながらも、湛水処理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していない場合は対象とみなす要件などが示されたところです。

これを踏まえ、要件の詳細につきましては、さらに県において各市町村の意見を取りま

とめながら、国と協議を進めているところです。村といたしましては引き続き実態を踏まえた対応としていただくよう要望を継続してまいります。

次に、ご質問 2-2、飼料用米の交付金について今後どうなっていくのかについてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の中で、現在交付単価の段階的な引下げを示されているのは、一般品種についてです。一方、村で作付されております飼料用米は多収品種ですので、直近での影響はないものと考えております。

今後の対応につきましては、県や J A とともに、国の動向を見極めながら対応するとともに、国県から情報を得た際は、飯館地域農業再生協議会を通じて農家への周知を行うなど、引き続き努めてまいります。

次に、ご質問 3-1 から 3-3 については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まずご質問 3-1、集積当初から今年度末までの畑地・水田の集積見込み面積についてお答えいたします。

村で本格的に農地中間管理事業への取組を始めた令和元年度から令和 5 年度までに集積した面積は、水田、畑地合わせて村内 11 地区において約 511 ヘクタールです。また、令和 6 年度においては新たに 4 地区が加わり、約 57 ヘクタールの集積を予定しており、令和元年当初から令和 6 年度末までに約 568 ヘクタールの集積となる予定です。

次に、ご質問 3-2、来年度以降の集積見込みについてお答えいたします。

農地中間管理事業に附帯する機構集積協力金は、被災地特例により令和 7 年度まで延長されておりますが、村としてはこの終期までにできるだけ農地集積を進めることとしており、今後、約 369 ヘクタールの水田や畑地等を見込んでおります。なお、これらを合計して、令和元年度から令和 7 年度までに約 937 ヘクタールの集積となる予定です。

次に、ご質問 3-3、集積地の作付に伴い、受委託作業も増えると推察されるが、作業料金表を示しているのかについてお答えいたします。

議員おただしの受委託作業は、担い手同士において発生する受委託作業が主のものとして推定されます。これに当たって、村農業委員会において他自治体の単価等も参考にしながら、毎年標準農作業料金表を示しており、農作業受委託の際の参考金額が提示されているところです。令和 7 年度に当たっても単価が決定され次第、区長会を通しての周知のほか、お知らせ版やホームページ等でお知らせしてまいります。

次に、ご質問 4-1 及び 4-2 について関連がありますので、一括してお答えいたします。

まずご質問 4-1、なりわい農業者の経営についてどのように把握しているのかについてお答えいたします。

村では、令和 5 年度より、未来へつなぐ農業者支援事業において、事業計画とともに確定申告内容の写しを提出いただき、現在の営農状況の把握に努めております。これをもって個々の農家の全ての経営状況を把握できるわけではありませんが、花卉については飯館の花出荷組合、畜産についてはいいたての牛を考える会、その他 J A の各

部会や道の駅生産者の会などにおいて、それぞれの課題や要望を伺うとともに、営農状況の把握に努めているところです。

次に、質問4-2、なりわい農業者の職種に合った支援を施しているのかについてお答えいたします。

農業者の職種に合った支援として、主に農業関連補助金については、農林水産省、福島県、村農協関連などの補助実施主体により、作付品目や業種などに応じた多種多様な支援があります。このため、ご相談いただく農家の方の状況に合わせて、どのような支援が適しているのか、福島県や農協と協議しながら、総合的に支援の内容を検討して、農家の皆様にご案内しているところです。

引き続きご相談いただく農家の皆様の状況に合った相談及び支援体制の充実に努めてまいります。

以上となります。

5番（佐藤一郎君） 再質問をさせていただきます。

1の農業基盤整備事業について、1-1の事業の当初から今年度までの進捗ということで、答弁がありました。261キロの水路に対して151ということで、6割という答弁でありました。進んでいない行政区に対して、これからどのような支援なり周知を図っていくのかについて伺います。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備促進事業における各行政区の進捗、まずは営農を再開しているところをまず優先にというところで進めてまいりました。今後もその辺工事の進捗を推進するためにも、その辺も調整しながら進めてまいりたいと考えております。

5番（佐藤一郎君） 今後については、進捗に応じて進めていくということですが、これについては、まずこの下段にある中間管理事業の集積の取りまとめ次第ということにもなるかと思いますが、農政としてというか産業振興課としてはどのような努力というか、推進を図っていくのかを伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 農地中間管理事業をどのような形で推進を図っていくのかということでもあります。

ご答弁で申し上げましたとおり、今、令和7年度までが地域集積協力金の年限となっておりますので、まずは、他の行政区等と同じ条件での集積が図られるように進めたいと考えております。このため、今見込みがある、あるいは村のほうで進めたい、地域のほうから要望がある、地域計画に位置づけられている、このような行政区につきましては、既に今年度から各地域のほうに課の担当者ほか入りまして、それぞれ契約に向けた話し合いを進めているところであります。その中で地域の方々の要望を聞きながら、また担い手の方々のマッチングを進めながら、令和7年度までできるだけ集積を図っていきたいと、こういう方向で事業を進めているところであります。

以上です。

5番（佐藤一郎君） これから産業振興課から、中間管理事業の集積があれば、この基盤整備事業の水路のほうの計画ももう少し増えるという理解でよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） 営農再開をするところの基盤整備ということになりますので、営農

再開としてするということが広がれば、その基盤整備の事業も広がるというか、増えるということになります。

5番（佐藤一郎君） これ質問してよいのかどうか分かりませんが、取りあえず質問させていただきます。この農業基盤整備事業、全協の中で土地改良区の解散とありましたが、この影響なりこの基盤整備事業をするに当たって、影響なりこの土地改良区の解散のデメリットなどはあるのかどうか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備の整備を工事として進めるに当たっては、土地改良区とはあまり関係ないかな。ただ、維持管理をする際には、きちんとした管理体制としては必要なものではないかと思えます。

村長（杉岡 誠君） 私も土地改良区の理事を務めておりますので、今、清算法人になっておりますが、ちょっと説明を加えさせていただきます。

土地改良区というのは、土地改良法に基づいて、国のほう、県営事業になりましたけれども、圃場整備、基盤整備を昭和40年代から50年代にかけて実施したときに、対象地がどんどん増える中で、最終的に飯館村土地改良区という一つの一本になったという経緯がございます。

土地改良区の大きな担っている部分は、土地改良区の区域内のいろいろな用排水関係の管理、あるいは水路関係を集落ごとのに管理いただいておりますが、そういったものを取りまとめ、あるいは未収賦課金ということで、償還賦課金の返済というものであったり、あるいは経常賦課金の徴収、あるいはその執行ということを担当してきた団体です。

震災によりまして全村避難はしましたが、その後に賠償金等もあったという経緯もありまして、未収賦課金がなくなったということで、新たに借金を持っていない状況になったということ、それから経常賦課金を今度改めて反当たり900円ぐらいですけれども、収集しようとしても、多くの方が9割以上の方が農業をもう離農する、やめるという段階において、土地改良区のほうでそういったことを担う必要があるのかどうかという議論を理事会の中でもしてきました。

一方で、農地の管理、水関係の農業用水関係の水利施設関係の維持管理に関しては、土地改良区の財物ではあるものの、多面的機能支払交付金等を使って、各集落ごとの協定集落がしっかりとそれを担ってきたという部分がありますので、現状においては農政の事業を活用すれば、実は土地改良区自身が直接そういう水利関係を管理する必要はないという確認をして、それから村としては新しい担い手、村外からの担い手も1件ぐらいいますけれども、そういう担い手に集積していくという大きな農政方針が変わったということ踏まえて、土地改良区の一定の役割を果たしたということで解散になるところであります。解散議決は既にしておりまして、県知事の承認を得ておりますので、今清算法人という形で、最終清算に向かって動いているということになります。

土地改良区という団体が、いわゆる今の基盤整備事業上何かの役割を果たすかということ、実はそれはいいですね。むしろ建設課のほうで各集落ごとのいろいろな構想を聞いたり、要望を聞いたりしながら設計に盛り込んでいくという部分を建設課が担っておりますし、産業振興課においては、当然そこは営農再開をしていくということになりますので、担

い手が自作地として自分の農地をやっていただくならそれでも結構ですが、そうでない農地が大半でありますので、そこに対して土地の集積事業、農地中間管理事業を使って集積をする、あるいは国の事業を県の事業を活用して機械導入等の支援をするということとで総合的にやっているという状況であります。

ですので、土地改良区そのものの役割を果たした土地改良区がなくても、集落ごとの協定集落、あるいは個々の担い手がしっかりと農地を運用していくことができる、管理できるという考えの中で解散になったというところをご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

5番（佐藤一郎君） 大変丁寧な説明ありがとうございます。まずこの農業基盤整備事業のU字溝の敷設なんですけど、これについて一応事業は令和7年度までということを知っていましたが、これ繰り越すとか、来年度でできるのかできないのか、そこら辺を聞いておきたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 令和7年度、第2期復興・創生の令和7年で終わるかという質問でございますが、令和7年度若干残る部分もあるだろうとは思っておりますが、進めてまいりたいと考えております。

5番（佐藤一郎君） 今現在、請け負った工事関係者が一生懸命、下請さん何社も入って工事に当たっているところであります。ぜひ幾らでもこの残さないように工夫などして、この基盤整備事業のU字溝を整えてほしいと思うところであります。

では、続きまして1-2の暗渠・湧水処理、どのように進めていくのかについて再質問します。

まずこれは別事業ということで答弁がございました。基盤整備事業のU字溝の入替えですね。主として暗渠なんですけど、この順序を逆にこの場所に、適切というよりも、普通はこのU字溝が先ですよ。逆にここを進めることはこの暗渠を先に、そういう地区なり担い手の方が申されていた方もおりますので、こういうことはできないのかどうか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 工事の進め方ということでございますが、暗渠を先にするという場合も想定はできるものと考えておりますので、営農再開の状況であったり、あとは農地の状況であったりということも今後判断をしながら、効率よく進められるように検討してまいりたいと思います。

5番（佐藤一郎君） この暗渠については柔軟に、今、耕作している方が、どうしてもぬかるんでいる様子なので、暗渠を先にできればその担い手の方は少しは負担が減るのかなと思ったので質問しました。今後、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

あといいですか。暗渠についてなんですけど、いろいろと50ミリ70ミリとか議論がございました。ある法人ですと、適切に適正にこの暗渠を入れ、50ミリでも暗渠を入れれば効き目は全然違うんですよというようなお話がございました。今後について、いろいろ暗渠についてのお話がありましたが、75、希望があれば自分でやるのであれば70も可能だというようなお話も聞きましたが、これはどうなっているのか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 暗渠の口径でございますが、昨年度村内26か所で土壌調査を行って、その結果計算によりますと、暗渠の太さというものは50ミリという結果となりました。

あとご自身でという場合の話なんですけど、まずこの農業基盤整備促進事業の国からの交付金を活用することで暗渠工事を進めるといえるときに、例えば自分でその事業を活用して自分でやるとなった際も、やはり暗渠の径としては50ミリで進めると、設置するということとなります。

5番（佐藤一郎君） この暗渠についてもなかなか工事が追いつかない。まず、手始めに振興公社がこの事業を入札というか請け負って、これ二枚橋のほうで初めて行いました。これからは法人なり業者が足りない場合は、どのようにというか振興公社のような形で暗渠を進めていくのかを伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） いわゆる農業者施工と言われるものかなと思います。一方で、工事請負による暗渠工事もできますし、農業者施工によって、法人等の方が自ら施工する、交付金を活用して施工するということも可能でございます。

今、おただしの二枚橋で行われているものについては、村としてもこの農業者施工というものが初めてだということもあり、あと単価も大分低く抑えられているということもあって、試験的にノウハウをつかみながら、今やっていると。もしこれがうまくいきそうだと、そのノウハウの蓄積によってそういった希望される法人等がもしあれば、そちらのほうでも進めていって、何ぼでも進捗のほうを進めていきたいと考えているということでございます。

5番（佐藤一郎君） ただいま課長から農業者施工というのも進めていくということで、法人、農業法人で村内のそういうあれを今後考えているような法人はございます。何せ進捗率を早めるため、高めるために、ぜひとも農業者施工でよし、請負でよし、どちらにせよ早くこれを進めていくということが一番大事なのだと思いますので、どうか執行のほどよろしくをお願いします。

続きまして2-1、水張り条件について今後どうなるのかということで、これについては、国会の中でも、多分にして国への要望が多いので、こういう質問が多く出た、質問が出たのかなと思います。国の動向を見ながら進めるのもいいんですが、これどのように進めていくのか。もう一度伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） この5年水張りルールについて、どのように進めていくのかということでありまして、やはり一番の課題は、5年間の水張りというものがないと、この交付金の対象から外れてしまうという今の制度の中で、村の現状を鑑みますと、やはりその水田において、畑作物といいますか、主に牧草であるとか、そういったものを作っている中で、なかなかその水張りの機能であったり、あるいはそのための機材、こうしたものが農家、あるいは経営体によっては十分ではない中で、その対応をどうしていくかというようなことがあるのかとこちらのほうでは捉えているところであります。

今後の進め方ではありますが、答弁の中でも一部触れましたけれども、令和4年の秋、現実には令和5年に、答弁で述べましたような、もともとは水稲作付というような形での基準だったものが、やはり各地域からの全国的なそうした問題、意見等が寄せられて、

1か月以上の湛水機能、かつ連作障害による収量低下が発生していないことというような条件が付きまじたり、あるいは災害復旧であるとか基盤整備に該当する事業を実施する場合には、そのカウントの対象外とするというようなことが示されてきたところであります。

これにつきましては、実は福島県のほうも大分こう前向きにといいますか、地域に寄り添った形での対応をしていただいております。これまで、福島県においては被災12市町村に対してのアンケートを取ったり、あるいはその意見を聞き取ったりして、直接国の担当のほうに働きかけをしてきていただいているという部分がございます。

今回令和6年の10月25日に行われました、市町村に対するこの件についての説明会というようなものが行われまして、その中で暫定的なその案といいますか、現行の案といたしまして、その除外のルールをこういうふうにしてはどうかというようなものが出されてきたという経過がございます。ただこれにつきましても、まだ今その決定ということではなくて、その会議の中で今後のスケジュールということで、これを踏まえて詳細についてはさらに、各市町村の意見を取りまとめながら国と協議をしていきたいというようなことでありましたので、これも答弁の中でお答えしておりますが、村としましてはそういう機会を捉えて、さらに現状、意見を県のほうに上げつつ、県から国のほうに要望として出していただきたい、このやり方で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（佐藤一郎君） 国のほうへも要望して、私ども議会としても2年前、この問題について農水省のほうに要望に行ってまいりました。今現在、だからいろいろな皆さんから要望があったから、国会の中で議論されているんだなと考えているところです。

今後については、国の動向も大切ですが、村としてもできるだけこの担い手に負担をかけないような施策にさせていただければと考えているところです。

続きまして2-2、飼料米の交付金の今後について、再質問します。

新聞等でこの飼料米の交付金、水田農業を直接支払から外すというような記事が出されました。これについて今どう思っているのかを伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 水田の直接支払交付金における飼料用米、これが対象から外れるかもしれないというようなお話につきましては、担当として承知しておりますのは、2024年今年の11月22日付で、全国農業新聞の中でそうした話題が出たということで承知しております。この記事を読みますと、水田活用交付金対象の飼料用米を外す考えとして、今、意見を出したのは、財務省側からというようなことのようにあります。

これを受けた農林水産省の大臣のほうからは、その後12日に、同月12日に就任会見を開いた際に、いろいろなご意見もありますけれども、しかしそれを1つの意見として承るというようなことであります。したがって、まだ村のほうといたしましては、国の農林水産省側の考えが固まったわけではないとは認識しているところであります。

しかしながら、飼料用米につきましては、今、村内の中でもかなり大部分の方が作付をしているということもございますので、これが外れるということになりますと、またこのいろいろなその対策といいますか、今後の営農の経営に響いてきますので、動向を非

常に注視してまいりたいと考えておりますし、これも国の施策でありますので、そうしたもし決定が示されるような場合には、その対応を取ってまいりたいと考えております。

以上です。

5番（佐藤一郎君） この直接支払交付金に入るよう、しかなるときは要望をかけるなり、私ども議会としても、外れれば、今、いっぱい集積している振興公社にも影響が出ることで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3の農地中間管理事業の農地集積について、当初から今年度末までということで、568ヘクタールということでもあります。私も当地区の担い手として、先日、行政区長が調印をしたところでもあります。私も不安なんです、法人でもないし、大倉地区の農地を一気に引き受け、いろいろな作物を作ってまいりたいと思ひます。

そういう中で、やっぱり地元のちょっと協力が、水環境なり中山間の支払直接制度を活用しながら、この管理に当たって少しいただけるということで決定しました。またほかにも宮内地区においても、私が震災前お世話になった地区でもあります。そういうことで9ヘクタールほど集積する予定としています。どこまでできるのかは分かりませんが精いっぱい頑張つて、議員もやりながら頑張つてまいりたいと思ひますが、今後、集積された農地の作付、米、今のところ、飼料米、主食用米ということなんです、今後、この農地について推進していく何か作物はあるのかどうかを伺つておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 中間管理事業の中で推進していく作物はあるのかどうかというご質問でございます。

ただいまのご質問の中にもありましたように、農地集積の面積というものは1人の経営体といひますか、1つの経営体にとって、かなり以前と比べれば大きい面積ということになっておりますので、基本的な考え方としては土地利用型作物と呼ばれるものが主になるだろうと思つております。

したがいまして、具体的には飼料用食用米、その他のお米、水稻であるとか、あと水稻に関連したホールクロップサイレージであるとか、あと今、村内においては大豆であるとか種実用トウモロコシ、さらには耕種農家による牧草などが栽培されておりますので、基本的にはそうした作物をこれからも推進するという形で、また担い手の方の意向の中でもそういった作物を作つていきたいという中で今の集積の担い手として手を挙げていただいているという現実がございます。

なおこちらの作物につきましてでありますけれども、さきの質問にもありましたように、国の交付金等の助成によってはまた有利な作物等が変わつてくるというようなこともあり得るのかと思つておりますので、その場合には速やかにそうした情報等を耕作者、経営者のほうにつなぎながら、より有利な作物が栽培できるような形での情報提供を図りながら、また作物を見極めていく時期が来るものと思つておりますが、現状ではそうした考えでいるところです。

以上です。

5番（佐藤一郎君） ただいま課長からは飼料作物なども含めた品目を栽培を進めていると。

今、ちょっと足りないのは畑作物なんですけど、何かこれから村として推し進めていくような作物の選定とか、栽培の推進についてはないのかどうか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 推進する畑作物はないのかということでもあります。

現状、畑作物で主なものといいますと、先ほど出てきましたけれども、大豆であるとかあとは飼料用のデントコーン、さらにはそばや菜種といったようなものが作られております。これからの振興に当たってポイントとなる部分としましては、やはりそれらの販路をどこにどのように売っていくかというようなところがあるかと思っておりますので、まずはその出口対策というのを見極めねばならないと。

あとは畑作物の中で、やはり作業の効率性ということを考えますと、なるべく機械化ができるものとか、そうしたもののほうがより有用なんだろうと思っておりますので、ちょっとその辺を見極めながら、作物の選定というものを、実は今年に入ってから、県やJAさんあたりと協議を進めているところでありますが、なかなかこれと言ったようなものはまだ見つかっていないというような状況であります。引き続きそちらについては関係機関との協議をしながら、いいものは何か探っていきたいと思っております。

今のお話は露地栽培に関してのお話でありまして、一方でのハウス栽培等につきましては、これまでやってきました花卉であるとか、あとまた新たに村内ではトマト工場などの動きもありますし、そうした園芸作物についても検討の必要があるとは考えているところです。

以上です。

5番（佐藤一郎君） これからですが、今後検討を重ねていただきたいと思うところでもあります。

まず3-2に入ります。来年度以降の集積見込み、今後369ヘクタール、今年度末までのプラスすれば937ヘクタールというような答弁であります。まさに杉岡村長が進めている農業施策が、ここまで集積できるようになったのかなと思うところであります。これについて中間管理事業終了後、令和7年頃までなんですかね。その後はどのようにしていくのかを伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 中間管理事業終了後をどうしていくのかというところであります。中間管理事業と一口に申しましても、実は農地集積協力金と言われる、そこの集積をすることでもらえるお金と実際の集積する事業ということでいいますと、実はその7年度の期限というのがこの集積協力金の期限となっております、農地の集積自体はまだ続くというようなことが、今、見込まれております。

したがいまして、そうした集積の意欲ある担い手がいた場合には、引き続きそうした集積という形で進めてまいりたいとは考えておりますが、もちろんそれだけではないかとは思っておりますので、農地中間管理事業終了後は、農地中間管理で集積できる農地を進めながらも、またそのほか個別に営農再開したいところについては、そうしたところに対しての相談や支援を行っていくという形で営農再開面積を増やしたい、さらには、今、いろいろなところから村の中で農業やりたいなどというようなご相談もありますので、そういう方を担い手とした農地の貸し借りですか、そんなものも視野に入れながら、

農作業面積の拡大を図っていきたいと考えております。

以上です。

5番（佐藤一郎君） 来年度以降、将来にわたってなんですが、残るのは畑と田形の悪い、田形というか農地の形状の悪い農地になるのかなと思うところではありますが、そういうようなところをやっぱり品目で、栽培品目でカバーすることがこれから集積を増やす要因になっていくのではないかなと私は思うところですが、執行部としての考えを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに議員おただしのとおり、そうした集積から漏れる土地とあって、ちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、対象に今ならない、ならなかった農地についてどうするかというのは、村としても喫緊の課題と捉えておりますし、そこをどうするかということについては、そこの栽培に適した品目を探していくということが大きな鍵となると考えております。その作物の品目の選定につきましては、村といえども、以前から検討はしているわけではありますが、なかなかこれだというような作物が今のところは見つかっていないというような状況です。それでも幾つか今、候補となり得るかもしれない作物について、ある程度検討といたしますか、つけているようなところがございます、できましたらば今後試験栽培などを経て、その有効性などを確認しながら、拡大を図っていけないかを検証してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

5番（佐藤一郎君） 今後検討を重ねて、さらなる集積見込みを進めていただきたいと思います。

3-3、集積の作付に伴い、受委託作業も増えることが推察されますが、このことについての答弁をいただきましたが、まず毎年、農業委員会のほうで料金表のほう作っているということではありますが、ホームページもあるということで、この表については担い手とか、震災前ですと各世帯にこれ配布していたわけですが、これから担い手なり確保は難しいのかどうか分かりませんが、配布の予定はあるのかどうかを伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 今年度、令和6年度の料金表につきましては、今年3月に改定をいたしまして、農業委員会の中でお示ししたほか、先頃開かれた行政区長会議の中で、参考資料として配布をいたしました。今後の配布の予定があるのかということではありますが、全戸配布というのは今ちょっとどうしようかということもありますけれども、関係する方々については、いろいろこれからは飯館再生地区再生協議会であるとか、各団体の集会等もございますので、そちらのほうの会議に臨んでは、こちらの料金表を改定されたものを配布していくというようなことを考えたいと思いますし、それ以外の全戸配布を筆頭としてどうするかという部分については、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

5番（佐藤一郎君） ただいま課長から答弁がありましたように、全戸は無理だと思いますが、まず担い手の皆さんとか、それに関係する皆さんに配布のほうをしていただきたいと思います。

うところでは。

4のなりわい農業者の現状支援ということで、①なりわい農業者の経営についてどのように把握しているのかと。まず各部会とか生産団体で把握しているということでありませぬけれども、若者農業従事者をどのように育成していくというか、振興公社では若い方が増えているのは察しているところでもあります。宮内地区でちょっと出くわした振興公社の職員、ちょっとお話ししましたが、30代の方で大きいトラクターに乗って作業をしているというようなことでもあります。これ関係性があるかというとなかなか難しいんですが、ここら辺について質問しておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 若者農業者をどう育てるかという点のご質問であります。

これまでお答えしていますが、まず振興公社を基軸といたしまして、そこでの農業経験を積んでいただきながら、その後独立をしていただくような流れでの育成というの、これまでと同じように進めていきたいと考えておりますが、そのほかに従来から取り組んでいることとしましては、例えば県のほうの補助金としまして、福島県就農準備資金事業であるとか、あるいはその経営状況についてのご相談に使えるんですけども、ご相談の場合のあっせんをしているんですけども、経営開始資金事業補助金など、新しく農業経営を始めた方に対して支援できる制度などもありますので、そうしたものを案内をしたり、また、これまでは本格的な就農に当たっての農業用機械を整備したいというときには、原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3事業などを使って、ハード的なものを整備支援してまいったところでもあります。

そのほかにも、農業経営に当たっては、やはりその作付する品目をどうしていくか、経営はどういうふうにしていくかというような視点があるかと思っております。現在村では、就農相談があった場合、あるいは窓口に来られたときには、県のほうとあるいはJAの方ともお声掛けをしながら、どういう形で経営を持っていくかなどというような相談も行っておりますし、実は先頃のいいたての牛を考える会で、官民合同チームさんのほうから情報提供があったんですけども、今そうした営農コンサルなども使えるということなので情報がありましたので、そういう情報をおつなぎしながら、若い農業者の育成と経営の持続発展というものに支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（佐藤一郎君） ただいまいろいろとコンサルを招いてのこの相談もあるということなので、畜産ですと、若い方、復興事業を使って業者を立てて、しかし外構は補助金が出ないということで自ら借金をして、また牛の導入も借金をして経営に当たっている担い手もおります。そういう中でよく現状を把握して、だからといって簡単に支援をできるわけではございませんが、できる限りの支援をして、この経営もうまくいこうアドバイスなど教えていただければと思うところでもあります。

もう一つですが、農業の持っている多面的機能をどのように村内農業に取り入れるのかを伺っておきたいと思っております。いろいろと水田とか、水張ってダム、小さなダムの効果があるとか、農業におかれてはいろいろな効果があるわけですね。そういうようなことでどのように農業に取り入れていくのかを伺っておきます。よろしくお願ひします。

産業振興課長（三瓶 真君） 農業の持つ多面的機能をどういうふうにかの村づくりといひますか、そうしたものに生かしていくのかということとお伺ひしております。

議員まさにお感じと申しますか、ご承知のとおり、農業においてはまず景観的な形成、景観形成の役割というものもありますし、あるいは水害防止、湛水水田においては湛水機能という部分です。さらには農業を営むことで、その周りの生態系、これに対しての充実というものもありますし、さらに特に本村においては、今、避難先から農業の多面的機能の維持のために、草刈りとかそういうものごとで通って共同作業に参加をするということで、地域コミュニティーの一環にもその役割を果たしているものと考えておりますので、これからの村づくりにおいて農業は欠かせない存在と思っておりますので、そうした多面的機能が維持發揮できるように、少しでも進めたいと考えているところであります。

以上です。

5番（佐藤一郎君） 4-2の再質問に入ります。農業者の職種に合った支援を施しているのかということで、意見を聴取しながらやっているんだというような答弁でしたが、昨年ですか、いろいろと緊急な支援がありました。飼料高騰とかそういうようなことで。この職種にあって、農業の職種にいろいろな職種がありますが、この職種に合ったようなこの支援、それにまた不満などもあまりないように、今後、こんな急な支援については全体説明会を開くとか、そういうことで個々の担い手の方に不満などあまり出ないような支援をしていただければいいのかなと思うところでありますが、これについて伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 緊急支援について不満が出ないように配慮というようなことかと思ひます。

昨年、確かに飼料の高騰対策ということでの緊急対策を打ち出したということがございます。どうしてもその職種職種によりまして、今、求める状況と申しますか、そうした状況がありますので、そこに対してできるだけ早く対応するという意味で、緊急的な措置を取ったというところであります。

ですので、それはやはりこれまで頑張ってきた農家の方々が、そのタイミングでやはりその業を諦めると申しますか、廃業に追い込まれることがないように、急いで対策を村としては打ったということで、そこはご理解いただきたいと思ひますが、ただ、言われるように、他の業種の方から言われると、自分たちにもというようにところがあることも、確かにもしかすると意見があるのかもしれない。

そうしたことも、前回の反省と申しますか、そうした事業の実施状況を踏まえまして、今後検討する場合には、他の事業でも決してそうした支援策をやってないわけではないので、それも併せてちょっとPRをするとか、活用を促すであるとか、そういう体制をするということがいいのかなと思ひたところであります。

なかなか緊急的な措置でありますので、例えば農業者を集めて、そこで個々の職種に対して今回こういう支援をしますよというようにところは、もしかすると時間的に難しい場合があるのかもしれないので、そうしたような対応をする、あるいはもしそうした

政策のための財源が許すのであれば、ほかの業種目を見据えた上で対策を取っていくというようなことは検討してまいりたいと思います。

以上です。

5番（佐藤一郎君） 4-2については、今後、なかなかこれ不満が出ないとか、それは職種によって難しいところではありますけれども、他の該当しない職種の方についても、それなりの説明なりするなり、それでカバーをこれからもしていただければと思うところでもあります。

以上。

村長（杉岡 誠君） 今、丁寧な説明ということですので当然のことではありますが、いろいろ説明をさせていただきたいと思います。なお、緊急という場合には、やはりその職種業種によって非常に大きな負債を受ける業種があります。ご存じのとおり畜産なんかそうでした、震災前は1件当たり10頭、平均して10頭の和牛経営だったところが、基本的に今、50頭以上という非常に大きな経営規模になっているということは、収入規模も大きいでしょうけれども支出する規模も大きいと。その中で燃料高騰、飼料高騰が非常に大きなダメージになると、その業そのものを廃業しなければならない。

例えば牛の方が廃業すると、その方に集積している土地そのものも全て手放されてしまうということで、集落機能そのものが、先ほどご質問いただいたような農業の機能そのものがその集落で失われてしまうという可能性も非常に大きかったので、去年は畜産をまずはということとさせていただいて、やらせていただいたという経緯があります。

そのほかにも園芸関係、水稻関係も支援事業ありましたが、逆に決算のときにご指摘いただいたとおり、事業はあっても申請されない方が多くいたという中で、それぞれにご判断いただいたのかなということです。あるいは今、畜産に対して飼料供給いただく非常に大きな農業法人、県の農業賞も受賞いただきましたが、そちらもやはり畜産農家の方が健全経営であるからこそ供給先がある。供給先があるから国の交付金を水田の水活動事業の交付金をもらえるという部分もありますので、やはり業としてどっちかだけということはありませんので、どちらかが健全であることによって、円満に回っていくという部分を、もう少し丁寧に私たちが説明していかなきゃいけなかったのかなと反省するところです。

こういったことは、再生協議会を通じてやはりこういう仕組みの中で、村は震災前の複合経営体ではなくて専業経営体の中で、こういう絡み合いをしながら動いていますよという部分であったり、あるいは花卉農家さんのように個人事業主としてやっていただいた方、水稻のように個人事業主やっていたり法人経営であったり、あるいは会社経営でやっていきたいという部分を、しっかりちょっと震災前とは違う状況ということを、丁寧に説明する機会を今後設けていきたいと考えているところであります。

以上であります。

5番（佐藤一郎君） 丁寧な説明ありがとうございます。また丁寧な今後農政においては、周知をお願いするところでもあります。

以上をもちまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、全員協議会は14時30分より開きますので、よろしく願いいたします。

（午後2時17分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 花井 茂

令和6年12月13日

令和6年第7回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和6年第7回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和6年12月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年12月13日 午前11時00分				
	閉会	令和6年12月13日 午後 1時48分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	3番 横山秀人		4番 佐藤眞弘			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 出席者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長		
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	会計管理者	庄司稔	○	農事委員会 局長	三瓶真	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	農業委員会 会長	原田直志	○
代表監査委員	高野孝一	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年12月13日（金）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第82号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第83号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第84号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第85号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第86号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第87号 飯舘村道路、水路等の法定外公共物の管理に関する条例
- 日程第10 議案第88号 飯舘村水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第89号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（百目木ため池）請負契約の変更について
- 日程第12 議案第90号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約の変更について
- 日程第13 議案第91号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第92号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第93号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第94号 商業施設売場・倉庫用冷蔵冷凍機器取得の物品購入契約の変更について
- 日程第17 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第18 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第19 閉会中の継続調査の件
- 日程第20 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前11時00分）

### ◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

議会運営委員会が12月11日に本日の議事日程と議会運営協議のため開催されております。

次に、発委第3号が総務文教常任委員長より提出されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 横山秀人君、4番 佐藤眞弘君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第91号は、村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正、並びに県人事委員会勧告に基づく職員特別職の給与及び県議会議員の報酬改定を踏まえ、村においても職員・村長等、及び議会議員の特別給を県と同様に所定の改正を行うものです。

議案第92号は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、報酬の追加を行うものです。

議案第93号は、飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。総務省より、災害時に応急作業等に従事した職員に対し支給される災害応急作業等手当の運用が発出され、異常な自然災害が発生した現場で行う作業が支給対象作業に該当すると示されたことから、災害応急作業等手当を新たに設けるものです。

議案第94号は、商業施設売場・倉庫用冷蔵冷凍機器取得の物品購入契約の変更についてです。令和6年7月26日付でパナソニック産機システムズ株式会社東北支店と物品購入契約を締結し整備を進めてまいりましたが、入居予定事業者との協議を進めた結果、仕様変更の必要が生じ、当初契約額から11万円を減額する契約の変更について議決を求めます。なお、変更後の契約金額は5,478万円です。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地18、山田郁子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その意見を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎日程第3、発委第3号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、発委第3号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について趣旨説明いたします。

東日本大震災から13年が経過しましたが、「被災児童生徒就学支援等事業」を通して本村においても義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されています。村内外にかかわらず、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、本村を含めた福島県では子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

このことから、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和7年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和6年12月13日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） なしと認めます。委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第82号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算(第7号)

議長(高橋孝雄君) 日程第4、議案第82号令和6年度飯舘村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) では、資料ナンバー2の19ページの一番下に電柱支障移転工事とありますが、この場所と本数をお知らせください。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 資料ナンバー2の19ページ一番下であります。電柱支障移転工事ではありますが、2か所でございます。1か所目は小宮地区の農道野手神線、これはNTT柱が13本、それから光ケーブルが825メートルというふうになっております。もう1か所が八和木地内の村道八和木線、これもNTT柱で2本の移動、それから光ケーブルが155メートルであります。

6番(渡邊 計君) 分かりました。

では、次25ページ、4款1項の19節予防接種助成費として帯状疱疹ということですが、258万4,000円ほど上がっておりますが、これは何人分でこの予算になっているんでしょうか。

健康福祉課長(石井秀徳君) 扶助費でございますけれども、予防接種助成費というふうなことで、こちらの内容につきましては帯状疱疹のワクチンの償還払分、それから県外で接種したコロナワクチンの接種、それからインフルエンザ、それと子宮頸がんワクチンの部分を今回補正で上げさせていただいております。

質問にありました帯状疱疹ワクチンの人数分でございますけれども、90人分というふうなことで金額としては131万2,000円でございます。そのほか、県外接種分のコロナワクチン・インフルエンザ・子宮頸がんワクチンが、コロナが91万8,000円分、インフルエンザが10万4,000円分、子宮頸がんが25万円分というふうなことで、今回補正させていただいているところであります。

6番(渡邊 計君) では、続いて29ページ、7款1項の商工費の中の12番の委託料の村民グラウンド地質調査業務ということですが、これは前の柔剣道場ということでお伺いしているんですが、この地質調査業務の目的はどのような目的でやられるんでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 村民グラウンド地質調査業務の目的でございます。今村では、企業誘致に努めているところであります。今後、企業誘致の中で企業さんがすぐに来て事業が始められるように、その目的でボーリング調査、後はサウンディングによる地質の調査を行うものであります。

6番（渡邊 計君） 企業誘致ということですが、以前あそこに企業が来るということで、深い井戸の掘削調査をしたわけですが、今回地質調査ということになると建物を建てるためということだと思っておりますのでありますが、企業誘致で何か目ぼしい企業が何件かあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ここに参入する企業さん等でございますが、今のところ1社と協議をしておりますが、まだはっきりした部分ではありませんので、そういった部分も見据えながら調査をしていきたいと考えているところであります。

6番（渡邊 計君） 次、31ページ、8款2項12節の除雪作業業務であります。確認のためであります。除雪の基準というのはどういうふうか、以前と同じでいいのかどうか、お願いします。

建設課長（高橋栄二君） 除雪業務の出動基準でございますが、15センチの積雪でもって一次路線から出動して、除雪をしていくということでございます。

6番（渡邊 計君） 15センチ、以前と同じであります。何か今年は雪が多くなりそうなので、天気予報などを参考に早期に対応していただければ村民も安心して走れるのではないかと思いますので、その辺のところよろしく願いいたします。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質問させていただきます。

まず支出の項目であります。27ページの一番下の段にあります「宿泊体験館きこり」の工事請負費892万5,000円について質問いたします。改修工事に関しては、事務室の改修と渡り廊下ということでありましたが、まず事務室の改修に関しては既存の事務室がどのように改修することによって効果が上がるのか。あと、もう1点は渡り廊下というのは、例えば形状としまして雨風に当たらず施設内を移動できるのかについて確認いたします。

あわせて、同じ項目ですのでその下、機械設備修繕工事、ボイラーとポンプが故障したということであるんですが、結構大きな金額となります。「きこり」の例えば年度ごとの改修予定とか入替え予定とか、そのような年次計画は機器・備品に関して、それをきちんと計画しているのかを確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 「宿泊体験館きこり」宿泊体験棟・研修棟の改修工事です。

まず1つは事務室の改修というようなことで、今玄関を入れてすぐ左側に事務室がございますが、受付カウンターとその奥に事務室がありますが、事務室の奥に休憩できる畳のスペースも設けてございます。その事務室と畳のスペースの壁を取り払い、一体的に1つの部屋として使っていくというような考えでございます。

大体8畳ほどの事務スペース、また休憩室も8畳ほどのスペースになっておるところですが、16畳ほどの大きなスペースになるのかなというようなことで、その中で今後従業員等々の会議などでも使っていけるように広いスペースにするというふうな改修の内容でございます。

あとは、「きこり」と「きらり」のところの連絡、渡り廊下というか連絡通路ですね。連絡通路を設置したいというふうに考えているところであります。建物をつないでしまいますと、建築確認法とか消防法といった部分で必ず引っかかってきますので、建物ということではなくていわゆる構造物の形です。イメージ的には駐輪場のようなものに、下にきちんとそのまま渡るような形にするということと、壁等で塞ぐことはできませんので風除けのパネル、それも設置をしたいというふうな形で考えているところであります。ですので、屋根と風除けがついている連絡通路として考えております。そのために、現在「きこり」のほうの一番東側はホールのなものになっておりますが、そこに出入口を設けるといような改修を行っていくということでもあります。

それから、「きこり」の機械設備修繕工事であります。大きくは浴室棟に送る給水ポンプユニット、これが男湯・女湯にそれぞれあってポンプが2台本来設置されているんですが、1台が壊れてしまっております。現在は仮設応急ということで、1台のポンプでそれを連結させて両方に送っているということで、非常に負荷がかかっている状況であります。ですので、その応急的に連結させている部分を解消して、それぞれまた2基で動かすために1基を交換するというふうなのが大きな部分であります。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 再度確認したいんですけども、そうしますと連結通路に関しては、例えばお風呂あがりとか雪とか雨とか、外に出ないで「きらり」まで行けるといことになるのかということ。

あと、もう1点。先ほど機械更新の年次計画等はきちんとあるのかということ、再質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 失礼しました。

先ほど、そういった機械設備等の年次計画があるのかというようなことでありますが、かなり古い機械になっているんですけども、できるだけ長く点検をしながら使うというふうなことで、計画までは策定されておりません。状況を見ながら、そういった業者さんに点検等の際に「間もなく交換時期である」とか、そういった場合に予算措置をさせていただいてきたところではあります。今回は急に壊れてしまったということもありましたので、補正で対応させていただきたいということで上げさせていただいております。

連絡通路であります。先ほど申し上げましたように建物にはできないので、連結はされておりません。ですから、隙間から風が入ってくるという状況でありますので、つまりは外に出て連絡通路を通して歩いていただくというふうな形になります。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、同じ支出のところ、29ページに商業施設の造成工事、明渠から暗渠に変わる工事費が計上されておりますが、暗渠にすることによって例えば駐車場の台数が増えるとか、そのようなメリットはありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設の土地造成工事の変更でございます。大きくは先ほどありましたように、明渠の部分、暗渠にしていくというふうなことでありますが、

将来的にあそこの県道が拡幅というか、路線が少し変わって商業施設側のほうが少し広くなるのかなという部分もあります。そういったことを考えれば、最終的にそういった空きスペースも有効に活用できるのかなというようなことはありますが、今回そういった部分を含めてまずは暗渠にするということでもあります。

ただ、今は明渠になっておりますが、深さがかなり2メートル以上もある場所もあって、何かの清掃作業する際にもなかなか届かないという部分もありますので、そこはしっかりと大きなマンホールと、あとは暗渠を入れて90センチの大きなものということで措置をしますので、手入れもきちんとしていけるような感じで進めたいということで、今回変更するものであります。

3番（横山秀人君） 続きまして同じページなんですけれども、今回人事院勧告に基づく条例改正があって、給与等が上がるのはもちろんこの補正で分かるんですが、観光費の中の給与・職員手当・共済費の補正額が人勧を超えているのかなと思ひまして、何かしら職員を増やさなくちゃいけなくなったとか、そういう事情があるのかお聞きします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前11時38分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時40分）

総務課長（村山宏行君） 今回上げております給与関係は、基本的には人事院勧告に基づく給与改定ではございますが、年度の春先から異動によりまして、例えば会計年度任用職員を増やしたと。そういった大幅な変更があったところの調整は、12月の給与のところと一緒に併せて行うということにしておりましたので、人員の異動の部分も含めてということでございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。

では同じような質問になりますが、33ページの飯舘村公民館費、こちらについての給与の補正について、この詳細について質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 公民館費、こちらについても同様の理由でございます。異動に伴うものの調整と人事院勧告の給与の改正ということでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

8番（佐藤八郎君） 19ページの償還金及び利子という項目で、4億5,865万7,000円ありますが、そのことについて。何回か説明も願っていますけれども、本会議場で新たに確認しておきます。まず当初予算等を補正加えての事業総額と、返還に至った経過と、全額からの返還率はどのぐらいなのか伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） これまでの交付金に関する部分の返還ということでございます。内容でございますが、こちらにつきましては全員協議会でご説明した内容でございますが、繰り返しになりますがお説明をさせていただきます。

基本的には、復興交付金で様々な事業を行うに当たり、国のほうから交付金を受けて行

っております。もともとこの基金、複数年度にまたがる部分で基金でということ基金に積んで、そちらのほうの運用を重ねてきたところではありますが、会計検査院が入った際に、基本この基金については全ての事業が終了した際に基金を閉鎖するときに返還していいということで、そういう組立てで基金運用を行ってまいりましたが、会計検査院のほうから既に終わって使う見込みがない部分については、速やかに返還すべきではないかというご指摘がございました。これに基づきまして、村のほうでそれぞれの事業のほうの精査を行って返還するというものでございます。

金額につきまして、補助の部分で取っておりました部分については、返還見込みが当初は4億829万5,000円でございます。今回、補正額で4億5,865万6,475円ということでございますので、それを千円単位に切り上げてというところでございます。また合計でやりますと、今回予定をしておりますのが8億6,374万3,475円でございます。

返還率ということでございますが、それぞれこちらにつきましては当然事業の変更もございまして、それから工事の請負の差額ということもございまして、それぞれ率も違いますので、金額のほうについては率については一概に申し上げることができないということで、ご了承いただきたいと思っております。

8番(佐藤八郎君) このことが発生して、終了なり精査して、今総務課長からあったような変更理由なり差額の問題もあっていろいろあるんでしょうけれども、この支出で事業によって総括しての課題というのは何かあったんでしょうか。

総務課長(村山宏行君) 村の場合は、帰還環境整備の交付金というのは基金一本ということで、ずっと行ってまいりました。その返還の際に、かなり計算というのがそれぞれの省庁にまたがっているものですから、複雑になったなというふうに思っております。

聞くところによりますと、ほかの自治体では省庁ごとに基金を分けて、それで管理を行っているというところがありますので、村のほうでもそういった部分についてはぜひ見習うべきかなというふうに思ったところでございます。

8番(佐藤八郎君) ここで、一般財源から376万6,000円というふうに上がっていますけれども、この一般財源はどこから捻出されていくのか。

#### ◎休憩の宣告

議長(高橋孝雄君) 暫時休憩します。

(午前11時47分)

#### ◎再開の宣告

議長(高橋孝雄君) 再開します。

(午前11時47分)

総務課長(村山宏行君) 今おただしの一般財源のほうから376万6,000円ということでございますが、こちらにつきましては給与改定の分に係る部分でございますので、福島再生加速化交付金の返還のほうには入っておりません。全て基金からということであります。また、年度という形になります。

8番(佐藤八郎君) 25ページにおける予防接種助成費、るるいろいろなワクチン、インフルエンザやいろいろ今ほどありましたので、説明では带状疱疹が増えるような説明の中で

ここで補正として取るということだったので、その要因は何かあるのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 帯状疱疹ワクチンの接種助成でございますが、令和4年度からスタートした事業で、50歳以上を対象に「ワクチン接種できます」というふうなことで、コロナ禍の中で非常に免疫力が落ちている方で帯状疱疹がかなり増えたというふうな事例があったようであります。そんなことで、村としてもかなり症状がひどくなる部分もありますので、「助成しては」ということで議会のほうにお願いし、予算化させていただいた経緯があるかなというふうに思っているところであります。

令和4年度スタートということもあって、令和4年度は28人の実績でした。昨年度令和5年度につきましては55人というふうなことで、令和6年度もほぼ同じぐらいかなというふうに予想したところ、テレビ等でやっているせいあるかもしれませんが、接種者がかなり増えました。

それと、2種類のワクチンがあるわけでありましてけれども、2回接種の不活化ワクチンですと1回接種で2万円以上かかる。2分の1で1万円上限というふうなことで、1人当たり2万円が上限になりますが、ほとんどの方が高いほうのワクチンを接種されているというようなことで、当初予定した人数分が既にいっぱいになってしまったというふうな状況です。

こういったことも踏まえまして、今回12月で帯状疱疹ワクチンにつきましては250万円のうちの半分以上130万円ほど予算化させていただいて、あと県外で接種のコロナワクチンの部分が償還払で実施している部分がありますので、そちらについても今回併せて補正させていただくというようなことでの提案でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第83号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第83号令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第84号 令和6年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第84号令和6年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第85号 令和6年度飯館村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第85号令和6年度飯館村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第86号 令和6年度飯館村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第8、議案第86号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第87号 飯舘村道路、水路等の法定外公共物の管理に関する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第9、議案第87号飯舘村道路、水路等の法定外公共物の管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) こちらの法定外公共物に関する条例について、何点か質問いたします。

まず、使用許可。敷地または水面を占有することとございますが、例えば農家の方が国土調査時にはあった水路が邪魔になって、独自に造成してその上に土を盛って利用している。ただし、その水路はほかのところに別に移動している。こういった場合、この場合は使用許可が必要なのかどうか。それとも、この第2項による「農業の用に供する項」ということで許可が必要なく、そのようなことを行っていいのかどうか確認いたします。

3回の質問なので、先に質問してしまいます。よろしいでしょうか。すみません。

続きまして、第8条に「用者の維持管理義務」ということがございます。「使用者は常に良好な状態に維持し」ということであるわけですが、例えば水路が壊れたとかそういった場合に、使用者の負担で水路等を直さなければいけないのか。これが2点目の質問です。

そして3点目の質問が、ほかの自治体と条例を見比べてみますと、罰則規定がきちんと条例の中に入っているんですけども、今回村のものには罰則規定がない。これは、何か別な条例で補完しているのか、それとも規則で行っていくのか確認いたします。

産業振興課長(三瓶 真君) まず1点目の水路だと思えますけれども、こちらのほうの利用者といいますかそういう方が独自に付け替えといいますかをしている場合についてということですが、条例上ありますようにその付け替えの理由が「住民が日常生活を行うために行う行為である」とか、「農業の用に供する行為である」とか、そういうものと認められる場合で、変更がもともとついていた用排水路から大きく流量や流れる方向を変更するものでないという場合には、これは特別許可を要しないものというふうに思いますが、なおそうしたことを行うときには条例制定後は事前にご相談をいただければ、そういった中でご相談しながら判断をしていくということになるかというふうに思います。

あと、2つ目の維持に関して、例えば使用者の負担で直さなければいけないのかということですが、例えば例は水路ということですが、現状水路の維持管理については飯舘村の中では多面的機能支払交付金であるとか、中山間地域等直接支払交付金、そうしたものを使って日常の管理を行っていただいているものというふうに思

います。

でありますので、そうした管理の中で軽微な補修であればできますので、それを使って保全会と相談をしながらやっていただく方向があるのかなというふうに思います。ただ、完全にそれがそうした対象地域でもなく、全く個人で直したいという場合には負担も出てくるかと思いますが、修理の方法等もありますのでその際は役場のほうにご相談いただければというふうに思っております。

あと罰則規定についてであります、今のところ今回の上程の中には含まれていないということではありますが、今後定める必要があるかどうかというところでありまして、そこについては今後検討させていただいて、適切な時期に上程をさせていただければというふうに思っております。ほかに定めていることは、今ないということです。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のために休憩します。なお、再開は13時10分といたします。

（午前 11時 59分）

#### ◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1時 10分）

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） ここで上がっている第5条の3ページの2で「規定にかかわらずできること」と書いてあって、3にさらにまた書いてあるので、この3について許可としてはどんなことが考えられるものがあるか、この3というものが存在するのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、法定外公共物の管理に関する条例の第5条にある許可で、考えられるものはどんなものがあるのかということでありまして。

こちらにつきましては、村が所有する土地にある道路あるいは水路等において、例えばそこに新しく側溝を敷設するであるとか電柱を立てるとか、あるいは日常生活の用や農業の用に関わらない、例えば営業目的としたような管路を埋設するとか、そうしたときのことか該当するというふうに想定をしております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、営業的なものでない限りはこの1から5で大丈夫だと理解していいの。

産業振興課長（三瓶 真君） 一般的には、許可を必要としない要件の中に「日常生活を営むためのもの」であるとか、「公共性の高い事業を行うためのもの」とか、「農業のため」というふうになっておりますので、それ以外に通常考えられるのは事業者とか、そういう方がそこに必要な施設・設備を通すなり建てるなりして占有するなんていうものが、一般的には考えられるかと思っております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第88号 飯館村水道条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議案第88号飯館村水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 説明資料の2ページでありますけれども、村の職員の現在持っている資格とか、どれだけの職員にそれぞれの力があるのかの点では、ここで言われるものが特に追加されての対応として、村としての現況はそういうものなんでしょうか。今こういう人たちがいて、さらにこういう資格を取った職員を今育てているとか、現在こういう立場の人がおられるとかという点では、その点確認しておきたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 現在、この改正によって村としての技術者の確保なり育成という部分になりますが、前提としましてはその業務に関わる経験年数と言われるもので資格が得れるというのがまず大前提としてありまして、さらに専門的な学科の高校なり大学を出た方がさらに経験年数を短くすることによって資格を有するという部分から、今度土木学科とか電気事業者とか電気関係の学科とか、そういったことに枠が広がると。さらには、経験年数を積むことによって資格を有することができるというふうに変わります。

その際、土木学科を出た方というのは人数的にも多くなるというところと、実は私も経験年数でもって管理者になっているということもございまして、経験を積むことによって有資格者が増える、さらには学科が広がることによってある程度の経験年数は必要ですが枠が広がってくるというところでは、技術者確保の観点からしますと必要な条例改正かなというふうな認識をしております。

8番（佐藤八郎君） 報道の中で、電気関係の敷設か何かで全国技術大会で優勝した村民の方がいたという記事を読んだときもありますけれども、村民の中にはそういう方がいらっしゃるんですけれども、職員の中で位置づけてそういう資格者の今後の育成なり、必要なものについてどういう考えを持っておられるのか伺います。

建設課長（高橋栄二君） 資格者の確保というところから申しますと、建築学科を卒業された方もおりますし、今経験をしているというところもございまして、その辺から確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第89号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業  
(飯館西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(百目木  
ため池)請負契約の変更について

議長(高橋孝雄君) 日程第11、議案第89号農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯館西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(百目木ため池)請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 変更理由に、「放射性物質対策工事の範囲を増やす」ということなんですけれども、この道路の場所が当初はもっと広くあったということなのか、単なる工事全体を見たときに、増やす必要が出たということなのか。この工事で濃度の範囲というか実態はどうあったのか、分かる範囲で。

建設課長(高橋栄二君) 議案説明資料の12ページでございますが、左側の図で青いラインが当初の範囲で、赤いラインが変更の対策範囲というところでございます。赤のほうが多くなっているというところで、まず現場で測定する範囲、メッシュを切りましてその中で測定をしていくということなんです、左側の赤のラインが現況の掘削ができる範囲というところで認められた部分。高濃度であり、さらには掘削することができる範囲として決定しまして、その結果増となつたというところでございます。

8番(佐藤八郎君) 範囲を広げて、放射性物質対策工事を広げるということなんで、以前私も例えば藍ノ沢のため池で、ずっと浅瀬のほうから自分で長靴なりで入る範囲まで泥を取って検査したりしたことがあるんですけども、かなり付着している部分、動かない部分、いろいろ場所によって濃度が違うんですけども、そういう意味でやってみたら高濃度があつて広げているということなのか、工事上の関係でただ広がっているのか。濃度的にはどのぐらいの施設が出ているんでしょうか。

建設課長(高橋栄二君) こちらのため池では、施工前の放射線量というところでは最高値で3万9,000ベクレル、最低でも2万ベクレルほどの線量があるというところでございます。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第90号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業  
(飯舘西部その1) ため池放射性物質対策及び補修工事(田尻ため池) 請負契約の変更について

議長(高橋孝雄君) 日程第12、議案第90号農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1) ため池放射性物質対策及び補修工事(田尻ため池) 請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) この議案の説明資料を見ますと、面積が168平米の増。当初の水量からすると、約4.5%面積が増えた。ただ請負変更額を見ますと、約22%請負額が上がっている。この面積比からすると、結構増加があったんだということが分かるんですけども、この理由を教えてください。

建設課長(高橋栄二君) この増額割合が多いという理由でございますが、まずこちらの田尻ため池においては、ポンプ浚渫による落水が田尻浄水場の水源ということもあって、落水しての直接掘削ができるため池ではないというところで、ポンプ浚渫という方法でもって放射性物質対策工事を行ったというところでございます。

こちらは、船を浮かべながら掃除機のような道具で吸い取って粒度調整をした上で、布の筒の内側から強い力で吸い上げて、周りについた泥を振るい落として袋詰めにすることができる固さにしてから袋詰めをしてというような工事になりまして、さらには水の深さによって単価が異なるということもありまして、適正に積算した結果がこのような結果というところでございます。

3番(横山秀人君) そうしますと工法は変わらず、ただ面積だけじゃなくて、水深によるところの作業量も増えたということでしょうか。

建設課長(高橋栄二君) まさにそのとおりでございます。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第91号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議案第91号村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） まず確認ですが、今回の人事院勧告による給与改定ということで、飯館村役場に勤める職員全員が4月から遡って給与調整がされるのか、まず確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 給与の部分でございますが会計年度任用職員、それから任期付職員、全ての職員が該当になります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番（横山秀人君） すみません。

3月の予算委員会のときに、一般職に関しては寒冷地手当があるということで今回寒冷地手当の改定もあるんですが、そのときに任期付職員は同じく飯館村に勤めるというところの中で寒冷地手当がないということで、「ご検討いただきたい」というお話をしたつもりであったんですが、今回条例に寒冷地手当は上がってこずだったわけですが、この任期付職員さんの寒冷地手当について、今回上がってこなかった理由をお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 寒冷地手当の部分でございますが、こちらについては今回の改正全て人事院勧告に基づくもの、あるいは県人事委員会の勧告に基づく、それに準じてというふうになっておりますので、このような形になってございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第92号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第92号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 今回、教育委員会で教育長が不在のためにこういうものができたと思うんですが、この中で予算の範囲はどこから持ってきた予算なのかと、村長が定める額の基準はどんなものがあるのか。

それと参考に聞きたいんですが、農業委員会とかのほうも同じような条件なんですが、

これらの予算を持ってくる場所と村長が定める額、それとこれが実際払われたことは今までであるのかどうかお伺いします。

教育課長（高橋政彦君） 教育委員の職務代理者の加算の話ですが、まず「予算の範囲内で村長の定める額」というのは、年額を超えない範囲でこれから定めていきたいと考えております。なお、決まりましたら適切に予算措置のほうをさせていただきたいと考えています。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のうち、農業委員会に関する部分であります。農業委員会の中でも予算の範囲ということでもありますので、基本的には当初予算で認めていただきました報償費の中で定めるというようなことになっております。その基準等につきましては、出す際に村の中の規定や決まり、あとは他市町村の例などを参考にして定めているというようなことでもあります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 教育委員会のほうも、今農業のほうでは「他市町村を参考にする」ということですがけれども、教育委員会のほうの範囲というのは「村長が定める額」というのは何か基準があるんですか。

それと農業のほうでもう一つ聞いて、これは今まで出したことがあるのかどうか、その辺をお伺いします。

教育課長（高橋政彦君） 教育長職務代理者の加算のところですが、ほかの市町村ではそういった事例がないということもございまして、これから決めていきたいと考えております。ただ、決める額というものに定めというものはないので、これから年額を超えない範囲で設定をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 失礼いたしました。

これまで、こうした能率給というものを出したことがあるのかというご質問に対しての答えであります。答弁としましては、「ある」ということです。

何かといいますと、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の活動の中に「農地利用最適化活動」というものがございまして、具体的に言いますと農地の見回りであったり、遊休農地発生のための活動があるんですけれども、これをやった際にはその記録をつけていただきまして、基本給とは別にその部分のお金をお支払いしていますが、これがそれに当たるということでもあります。

以上です。

6番（渡邊 計君） この「村長が定める額」ということで、今「年額を超えない範囲」ということなんですが、これは村長が独断で決められるのか、あるいは何らかの審査会にかかるようになるのか、その辺はいかがでしょう。

総務課長（村山宏行君） 厳密な定めはないわけではありますが、当然いわゆる常識の範囲というのがございますから、そういった形で決められていくものというふうに考えております。

ちなみにであります、この費用弁償の分はそういったところを参考にしながら、他の委員の方々といったところの部分も参考に、適切な額を決めてまいりたいと考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第93号 飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第15、議案第93号飯館村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） ここでは職員が、巡回なり応急作業なり被害認定なりした場合の手当ということでありますけれども、例えば議員とか村民が作業に当たった場合は、手当とか旅費・費用弁償とか何かあるんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 手当についてということでございますが、基本的には今回の条例で上げておりますのは、職員が業務で命令を受けて行う業務に対しての部分でございます。金額については、資料ナンバー6の17ページにありますように作業に従事した1日につき1,080円ということでございまして、その他の議員の方々のそういったことでの作業については定めはないものと認識しております。

8番（佐藤八郎君） 被災地支援ということで、毎日の報道を見て村民の方でも議員でもそうですけれども、行ってぜひ支援したいというときに、職員は今言ったように国の定めによって出すようになっているぐらいは出せる。あの方々は、全く100%ボランティアでお願いしたいということだけなのか。村としては、何かそういう支援をした場合のことは考えられないのかどうか、伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 基本的にそういった事例というのがないということもありますし、また多くの場合はそういった災害の後に行かれている場合については、ボランティアというふうな形で認識をしております。

今回の場合については、あくまでも業務ですね。いわゆる災害時特別な業務に就いた場合の、そのときの費用ということでございますので、おただしの部分については該当はしていないというふうに考えます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第94号 商業施設売場・倉庫用冷蔵冷凍機器取得の物品購入契約の変更に  
ついて

議長（高橋孝雄君） 日程第16、議案第94号商業施設売場・倉庫用冷蔵冷凍機器取得の物品購入契約の変更に  
ついて議題とします。

これから質疑を行います。

1番（飯畑秀夫君） 商業施設売場・倉庫用冷蔵冷凍機器取得の物品購入変更についてお伺い  
いたします。

変更内容の2番、プレハブ冷蔵冷凍庫用冷却機器であります。 「出力120ワット」から  
「出力120ワット掛ける2」への変更とあるんですが、これは何かワット数が少ない。  
どういふものなのか一応それをお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） プレハブ冷蔵冷凍庫用冷却機であります。当初1台とい  
うようなことで予定していましたが、それを2台に追加するというようなこと  
での変更となっております。

1番（飯畑秀夫君） 聞き方悪くて、申し訳ないです。これは、機械となる冷蔵庫みたいなも  
のなのですか。120ワットと捉えていいのかお答えをお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 失礼しました。

これは1台分でありまして、最初の120ワットのものを、容量の大きい120ワットの2  
つの容量のものというようなことで、大きくするというような内容の変更でございます。  
失礼しました。

1番（飯畑秀夫君） 4番目の冷媒ガスの変更ですけれども、320キロから300キロとかの変更  
でありますけれども、これは消防法で300キロ以上は各消防署に届けなきゃいけない、  
300キロ以下だと届けることはないからこういう変更になったのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あくまでも消防法の関係ではございまして、これだけの  
容量が必要になったというふうな内容の変更です。これは上の室外機・冷凍ショーケー  
ス等ですね、そういった部分の容量を若干小さめのものに変更したという中で、ガスの  
容量についても少ないもので間に合うというようなことでの変更でございます。

1番（飯畑秀夫君） 冷媒ガスについてはよく分からなかったんですが、よくLPガスとかで  
は300キロ以上、320キロだと多分消防署に届けてちゃんと許可をもらわなきゃできない  
のかなと思って、今お聞きしたところですが。これに関しては、冷媒ガスは320キロだっ  
たら許可申請が必要だったのかと思うんですが、どうなんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 許可が必要だから、必要ではないからというようなことでの変更では、先ほど申しあげましたようにないわけではありますが、許可の部分については適正に処理しておりますので、今私の手元ではそれは確認できないところであります。

6番（渡邊 計君） 減額修正ということで、減額修正ということはよろしいことなんですけれども、この1番・2番・3番・4番それぞれの中で、2番だけが増額。あとの1番・3番・4番は減額なんですけど、これの内訳分かりましたらお知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど2番だけが増額、あとは減額というふうなおただしがありました。金額としましては1番の売場用冷蔵冷凍ショーケースについては、おおむね59万4,000円の増額であります。2番のプレハブ冷蔵冷凍庫用冷却機は12万6,000円の増額、3番の室外機については75万5,000円の減額、冷媒ガスについては7万5,000円の減額、トータルで11万円の減額というふうなことになります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 1番に関しては、小さくなったんだけど増額ということですか。それとも形が変更になったため、前の1メーター80のやつを980に替えたので、それらの違約金みたいな形で増額になったのか。その辺の内容、もう一度お願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 1番の売場用冷蔵冷凍ショーケースについては、大きさについては奥行き1,080ミリから980ミリと、100ミリ奥行きが浅いものになったというようなことであります。若干小さめのものになったと考えていただいて結構なんですけど、陳列する商品の数とか見せ方を工夫したいということと、併せて機能的にも低電力のもの、機能的に優れたもの、小さくなった分優れたものにしたいというふうなことで、これからの経営上そういったもののほうがよりよいというふうなことでありますので、小さくなったから安くなるのかそういったものではありません。機能面で充実したものに変更したというふうな内容でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋孝雄君） 日程第17、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第18、承認第1号 専決処分の承認について

議長（高橋孝雄君） 日程第18、承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎日程第19、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第19、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第20、閉会中の所管事務調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第20、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第21、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後1時48分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘